



NO MORE DAM

水源開発問題全国連絡会

第8回総会 資料

2001. 11. 25

富山県 黒部川 宇奈月

目 次

	ページ
I. 概要	1
II. 水源連（もしくは事務局）の活動	2～3
III. 総会での報告・討議事項	3～6
III-1. 「ダム問題の法制度に関する研究会」報告と討論	
公共事業審査法案	7～12
ダム計画中止後の生活再建支援法案	13～18
III-2. 立法化をするための活動	
土地収用法の再改正を目指して	19～20
民主党のダム関連法案の問題点	21～24
III-3. 河川整備基本方針と河川整備計画について	25～50
III-4. ダム見直しの経過と結果	51～56
III-5. これからの課題の検討	
住民の側からダムの総点検を！	57～62
「ハッ場ダム問題を考える地方議員の会」について	63～64
IV. 各地からの報告	65～103
V. 会計報告	104

水源開発問題全国連絡会第8回総会

2000年12月以降の活動報告と討議事項

2000年12月26日に石川県金沢市で開かれた、第7回水源開発問題全国連絡会総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

I. 概要

全国各地でダム反対運動が展開されています。

土地収用法の適用になったダムが徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムと3つもあります。暴力的に土地強制収用がおこなわれた徳山ダム、土地収用裁定がおこなわれている苦田ダム、収用委員会に裁定を申し出る期限を年末にひかえている川辺川ダム、どこも起業者側はなりふり構わず事業推進を図っています。現地ではこのように強権的な事業推進に対して、事業認定取消訴訟をはじめとした粘り強い反対運動が進められています。

一方、各地のダム反対運動とそれによって形成された世論の盛り上がりにより、細川内ダム、矢田ダム、松倉ダム、新月ダム、大仏ダムなどは中止が決定しました。渡良瀬遊水池総合開発二期事業も事実上の中止の状況になっています。

しかし、与党三党から中止を勧告されたダムの中には清津川ダムのように地方整備局が再度復活に向けた検討をしているところもあります。

紀伊丹生川ダムはダム等審議委員会で「推進」の結論が出されたものの、新河川法に基づく紀の川整備計画策定の段階で反対派住民代表も含めた流域委員会でその是非が議論されています。このような状況は反対運動の第一歩の成果といえます。

また、足羽川ダムは利水面での見直しがおこなわれ、福井県（工業用水）と福井市（水道用水）がダム計画の利水からの撤退を表明しました。

このように、全国では起業者の強権的な事業推進と、ダム計画の休止・中止、利水予定者のダム計画からの撤退、と様々な動きがあります。いずれにしろ、私たちの運動が提起してきた事実に基づく反論が正しことが証明され、多くの成果をあげていることは確かです。

しかしながら、まだまだ私たちの運動は大きな壁に突き当たっていることも事実です。水源連事務局では昨年度の総会でも議論され、引き続き宿題となっている問題について「ダム問題の法制度に関する研究会」を継続し、検討を重ねてきました。また、「水源連便り」No.18では「ダム問題の法制度特集」とし、会員の皆さまにこれまでの成果を報告すると共に、皆さまからのご意見をいただきました。

今総会はこのことを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、壁を乗り越えるための方策を見出したいと思えます。

II. 水源連（もしくは事務局）の活動

第7回総会以降、機関紙「水源連便り」の発行は3回しかできませんでした。

この間の機関紙に掲載されたことの要約を記し、水源連（もしくは事務局）の活動報告とします。

II-1. 各地からの情報収集と支援活動

現状把握・交流・支援を目的に、川辺川ダム、紀伊丹生川ダム、榎尾川ダム、清津川ダムの現地視察・話し合い・シンポジウムへの参加、などをおこないました。

メコンウオッチ・ジャパンと地球の友・ジャパンの協力を得て、世界ダム委員会（WCD）最終報告書の勉強会を持ちました。

機関紙発行時に、各地の皆さんの協力により各地の情報を寄せていただき、それらを掲載することにより、情報の共有をはかりました。

II-2. 団体会員の皆さまへ「水源連事務局からお願い」を発送

4月16日に、団体会員の皆様に以下の3点をお願いする文書を発送しました。

1. 「『脱ダム』宣言」が正当なものであることを長野県議会の各会派に訴える文書の送付。
2. 土地収用法政府改正案の不当性を衆議院国土交通委員会の各委員に訴える文書の送付。
3. 「住民訴訟制度改悪反対市民ネットワーク」への「賛同」。

II-3. 事業認定取消訴訟への対応

苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの起業者（地建もしくは水資源開発公団）が建設省に土地収用法に基づく事業認定申請をおこない、スケジュールどおり事業認定が出ました。

これら3つの事業認定が全く不当なものであるのはいまでもありません。事業認定には次の4つの問題があります。

1. 事実上、事業認定申請者と事業認定処分者が同一。
2. 事業認定申請の時期が余りに遅く、既成事実が積み上げられてから申請が行われている。
3. 公益性・公共性の判断に住民参加が全くない。
4. 取消訴訟を起こしても「事業執行不停止の原則」により、事業が進行する。

これらの問題について、国会議員同席の下で国土交通省と話し合いを持てるよう、国会議員への働きかけを進めましたが、実現していません。

II-4. 「土地収用法改悪」問題への対応。

「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」が結成され、政府案の対案を作成しました。水源連事務局のメンバーもこのネットワークに参加して作成作業と一緒に進めました。

全野党に私たちの対案を支持するように協力要請をしました。水源連の皆さまに

も各党に対する要請に協力をいただきました。しかしながら、民主党が政府案に賛成という立場をとったため、政府案が6月に成立してしまいました。

この法案が参議院にかかった段階で、水源連は「廃案に追い込むように」と民主党の菅幹事長に直接会って要請することを目指しましたが、「時間を取れない」ということで実現しませんでした。

国会終了後の7月3日に、土地収用法改正の問題点について菅幹事長との話し合いを持つことができました。しかし、「時既に遅し」で、水源連の考え方を伝えるとともに、「今回の民主党の選択はこれまで民主党が示してきた各地のダム反対運動へのスタンスと180度異なるもので、ダム反対運動に対する裏切り行為である」と厳しく抗議しました。

民主党が土地収用法改正案に賛成した背景には党内事情があったのも事実のようですが、民主党には「住民の側から公共事業の是非を考える」視点が基本的に欠如しているようです。

II-5. 川辺川ダム問題に関する国土交通大臣への申し入れ

起業者である九州地方整備局は、土地収用委員会に裁定を申し出る期限を12月26日に控え、球磨川漁協からの同意を取り付けるため、言語道断の行動を繰り返しています。

平成13年2月28日の球磨川漁協総代会では補償交渉の締結を議題として開催しましたが、この補償交渉は否決されました。しかし、それにもかかわらず、九州地方整備局は、総会の議決を得ずに設置された補償交渉委員会を相手と交渉を続けただけでなく、10月12日には、「補償内容」の提示を行い、球磨川漁協組合員を混乱に陥れています。しかもその内容は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」にもとづいた補償額を提示しながら、金銭補償に加えて現物補償を加えた補償を行うという、補償要綱に違反したものです。そのうえ、現物補償の内容には全く具体性がなく、漁民を愚弄したものとしか言いようがありません。

このような事態をまねいた国土交通大臣の責任を厳しく糾弾することと、第三者に実態調査を行わせ、その結果を公表することを主旨とした要請書を、11月12日に提出しました。国土交通省の担当者は要請の取扱も含め、検討する、との答えでした。

この要請書は水源連だけでなく、多数の団体・大勢の個人のご協力をいただきました。その結果、球磨川漁民に対する卑劣な多数派工作と、国土交通省の言語道断なやり方に全国から批判の声が集まり、45団体、115名による要請となりました。

III. 総会での報告・討議事項

III-1. 水源開発問題全国連絡会「ダム問題の法制度に関する研究会」の検討結果の報告と討議

水源開発問題全国連絡会では昨年5月に「ダム問題の法制度に関する研究会」を発足させ、次の3テーマについて検討を進めてきました。

- (1) 公共事業の是非を審査して不要な事業を中止させる制度
- (2) ダム計画中止後の水没予定地の生活再建措置をはかる制度
- (3) 係争中のダム工事を中止させる法的手段

研究会のメンバーは岡本雅美日本大学教授、弁護士の方々（大木一俊氏、外井浩志氏ほか）、国会議員秘書、ハッ場ダムを考える会の方々、水源連事務局、等々です。毎月1回のペースで議論を積み重ねてきました。その結果、(1)と(2)については次の法案がまとまりました。

- ① 公共事業審査法案
- ② ダム計画中止後の生活再建支援法案

①は昨年の総会で提案したものと基本的に同じですが、その後の議論で内容を充実させました。また、②は総会后に、鳥取県の旧中部ダム予定地への取り組みを参考にして作成しました。

一方、土地収用法改正（改悪）の動きに対抗して「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」が結成され、政府案の対案を作成しました。水源連事務局のメンバーもこのネットワークに参加して作成作業を一緒に進めました。上記(3)のテーマは其中で取り上げるのが妥当と考え、(3)のテーマも含めた次の対案を作成しました。

③ 土地収用法改正対案

なお、これらの法案作成段階で原案を機関紙に掲載し、皆さまからのご意見をいただきました。寄せられた意見を研究会で討論した結果を踏まえて、本総会で再提案いたします。

III-2. 三法案を立法化するための活動報告と今後に向けての討議

上記の3つの法案を立案しましたが、これらは実際に立法化されないと意味がありません。

i) 「土地収用法改悪」問題への対応

II-4. 「土地収用法改悪」問題への対応を参照してください。

ii) 民主党の公共事業関連法案への対応

民主党が、今年5月に公共事業の改革に向けた四法案（「公共事業基本法案」、「緑のダム法案」（略称）、その他）を国会に上程しました。これらの法案は、自然破壊と財政危機の元凶となっている公共事業をコントロールし、コンクリートダムの建設を中止していこうという意図でつくられたもので、そのこと自体には私たちも大いに賛成です。

しかし、「公共事業基本法案」と「緑のダム法案」（略称）の根幹は、議院内閣制にもかかわらず、いたずらに公共事業の国会承認を求めるだけのもので、住民参画がまったくなく、私たちの期待を大きく裏切るものでした。そして、ダム建設を推進

するものであることが分かりました。そこで、同党の菅幹事長に対して、別記の通り、法案の問題点を指摘した文書を提出し、これらの公共事業改革法案の問題点について話し合うことを申し入れました。

iii) 「公共事業チェック議員の会」への働きかけ

10月26日に同会の総会が開かれ、その場で水源連が作成した「公共事業審査法案」と「ダム計画中止後の生活支援法案」について説明をおこなうとともに、意見交換を行いました。同会に属する議員がそれぞれの党に持ち帰って検討することと思えます。

iv) 立法化を実現するために

民主党の「公共事業基本法案」、「緑のダム法案」がそのままである限り、私たちの法案が日の目を見ることはまずありえません。この問題を整理すると共に、私たちの法案を各党に説明する機会を確保するなど、いわゆるロビー活動も必要となります。

最も大切なことは、ダム問題を抱える現地から、直接これらの法案の必要性について声をあげることです。そのためにも、これらの法案が運動を担っている皆さんから補強・修正される必要があります。法案および立法化に向けて、本総会での活発な議論をお願いします。

Ⅲ-3. 河川整備基本方針と河川整備計画策定の状況報告と討論

河川法が改正されてから4年が経過しています。新河川法では各河川について河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになっています。一級水系河川の策定状況を知るため、全国8地方整備局、北海道開発局に5月20日にアンケートを出し、その回答を6月上旬頃に受け取りました。その詳細は別項に掲載します。ここでは概要を記します。

河川整備基本方針策定済みの直轄河川

留萌川、沙流川、最上川、多摩川、豊川、狩野川、由良川、大野川、白川、本明川の10河川。いずれも基本高水流量などは従前と同じ。

河川整備計画策定済みの直轄河川

多摩川、大野川……ともに流域委員会を設置した。

その後、留萌川が策定されている。

河川整備計画策定中

流域委員会もしくは流域懇談会で意見を聞いている。

留萌川（現在は策定済み）、沙流川、最上川、豊川、狩野川、安部川、由良川、淀川、（紀の川は当時、準備中で、現在は発足している）

住民参加の状況

地方整備局が一般市民を流域委員会等の委員として指名しているところもいくつか見られる。

淀川、紀の川の流域委員会では、流域委員の一部を公募している。両流域委

員会は公開で、傍聴者も発言できる。

流域懇談会セミナー、公聴会、地域説明会、等で住民の意見を聴いているケースもあるが、双方向のやり取りができていないか否かは不明。

本総会では多摩川や紀の川の実例と、整備計画の策定事例を参考にして、河川整備計画策定への対応策について検討します。

Ⅲ-4. 平成12年度及び13年度（平成13年8月末現在）に中止が決定されたダム

平成12年度に国土交通省が行った再評価の結果、直轄ダムが細川内ダムなど10、水資源開発公団ダムが2、補助ダムが松倉ダム・大仏ダム・新月ダムなど21（生活貯水池を除く）、合計33ダムが13年度から正式に中止となりました（この内、思川開発は大谷川からの分水中止）。そのうち、中部ダム（補助ダム、鳥取県）以外は与党三等の中止勧告を受けて行った「公共事業の抜本的見直し」によるものです。これらのダムの中止理由には、「利水の見通しがないこと」が圧倒的に多く、「地質上の問題から他の案のほうが有利」が次に多く見られます。細川内ダムのように「地元の情勢が厳しい」ことを中止の理由にしているところもいくつか見られます。水源連に参加されている皆さんが現地で指摘したことが根拠となって中止となったダムも少なくありません。詳細については別項に掲載します。

平成13年度の再評価では、8月末現在で14年度から外面ダム（補助ダム、起業者は福島県）のみを中止するとしています。

まだまだ不十分ですが、中止ダムが増えてきたことは私たちの運動の成果です。各地の運動がそれぞれのダム中止を勝ち取れる状況を更に切り開いていきましょう。

ダム中止が決定されたところでは、「ダム計画があるがために分断された人間関係の修復」、「地域住民の生活再建」、「地域振興の遅れの回復」、「公共事業に依存しない地域振興」などが緊急課題になっているところがあります。水源連が検討している法制度の整備に加え、地域に応じた政策のあり方などを検討する必要があります。

Ⅲ-5. これからの課題の検討

住民の側からの「ダム総点検」→別項

「公共事業をチェックする地方議員の会」の設立→別項

水源連会員の拡大。

機関紙の発行回数を年に4回、ホームページの充実、Eメール網の確立など。

財政基盤の確立。特に団体会費の納入改善。

Ⅲ-1 公共事業審査法案について

[公共事業審査法案を提案するにあたって]

1. 不当なダム建設を阻止する上で現行制度ではどのような対抗手段があるのか

住民は現行制度で可能なあらゆる手段を使って、不当なダム建設を阻止する運動を展開している。水没予定地の土地を取得して共有地運動を展開した場合には、次のような闘いの手段があるが、しかし、それでも現実にダム中止を勝ち取る道はきわめて険しい。

(1) 土地収用法による強制収用のための事業認定に対して国土交通省に意見を提出

↓
国土交通省が住民からの意見を無視して事業認定を行った場合

(2) 事業認定の取消を提訴 (被告: 国土交通省)

(3) 収用委員会の審理で事業の不当性を主張

↓
収用委員会が住民の主張を無視して収用裁決を行った場合

↓
収用裁決取消を提訴 (被告: 収用委員会)

その他に

(4) 受水予定県に対して不要な水源開発負担金の支出は違法であると、予定県に対して監査請求

↓
県監査委員会が棄却した場合

↓
公金支出差し止めを提訴 (被告: 受水予定県)

しかし、ダム工事は続行されていく。

2. ダム建設反対運動を展開する住民が求めるもの

多くのダムは利水治水の両面において全く必要性のないダムであり、その建設の是非、必要性について事業者と徹底した討論ができる場が保証され、同時にその討論の結果に基づいて公正に裁定を行う機関があれば、ダム建設の不当性が明々白々の事実となり、ダム建設は中止の措置がとられるであろう。

すなわち、ダム建設反対運動を展開する住民が次の2点を求めている。

- (1) 事業の是非について事業者と住民が徹底した討論を行う場が保証されること
- (2) そして、その討論の結果に基づいて事業存続の可否が公正な機関によって判定されること

3. 水源開発問題全国連絡会の取り組み

水源開発問題全国連絡会では上記の観点で公共事業の見直し制度を検討し、提案を行ってきた。

1995~96年 大規模公共事業見直し機関の提案

各省庁とは独立した委員会 (国家行政組織法第3条による独立行政委員会) として見直し機関を設置する。

1996年~ 立法化を図るため、国会の法制局と意見交換

法制局の答え

(1) 国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、独立行政委員会という行政機関の一つが他の行政機関 (建設省等) の行政裁量の是非を判定することが可能であろうか。

(2) 行政の簡素化が世の中の流れであるのに、独立行政委員会という新たな行政組織を設置することが可能であろうか。事務局のスタッフも入れると、この組織はかなりの人数になることが予想され、似たような他の行政組織を廃止するようなことでもない限り、そのような組織を新たに設置することはむずかしい。

1997年~ 独立行政委員会としての見直し機関の設置が現制度ではむずかしいと判断されたので、公害等調整委員会の機能拡充など、見直し機関に代わる案を検討

2000年~ 組織上は国の公共事業評価制度を使って、それを根本からあらため、「事業の是非について事業者と住民が徹底した討論を行う場を保証する『公共事業審査法案』」を提案

徹底した討論が行われる場さえ保証されれば、事業の不当性が明白となり、判定機関が必ずしも独立行政委員会でなくても、事業中止の道が開かれていくのではないかという考えで『公共事業審査法案』を作成した。

[注] 土地収用法の事業認定は現行の国土交通省が行うのではなく、事業認定機関を独立行政委員会として新たに設置すべきである。この場合は次の2点の理由により、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会の設置が可能であると考えられる。
ア. 憲法上保障された個人の私有財産の保護と事業の「公益性」との調整を図るといふ特別の意味合いがあり、各行政機関の行政裁量の範囲を超えている。
イ. 国土交通省が行っている事業認定の件数は年間200件程度であり、また、事業の是非が住民から問われているのはその一部であるので、それほど大きな組織を必要としない。

公共事業審査法案

1. 対象事業

(1) 対象事業の要件

対象事業の要件は、現在政府が実施している公共事業の評価制度と同じとする。すなわち、

① 新規の公共事業

- ア 事業費を新たに予算化する場合
- イ 事業・計画に要する費用を新たに予算化する場合

② すでに予算化されている公共事業

- ア 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- イ 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ウ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

(2) 対象事業の選択

- ① 事業者（事業官庁または都道府県）は上記の要件に該当する事業の評価準備書を公告縦覧し、住民の意見を求める。
- ② 事業者は住民の意見とそれに対する見解を公共事業審査委員会に提出する。
- ③ 住民から見直し請求のあった事業、および、委員会が審査の必要があると判断した事業について、委員会は事業者に事業の再検討を求める。
- ④ 事業者が再検討の結果、開始または継続すると判断した事業について公共事業審査委員会が審査を行う。ここで示す対象事業の選択は、該当事業の全部を審査対象にした場合はきわめて対象事業数が多くなってまともな審査が行われなくなることを考慮したものである。

2. 審査の手順

対象事業については次の手順で審査を行う。

- (1) 事業者は、上記2. (2)④で開始または継続すると判断した事業について評価書を作成して公告縦覧し、住民の意見を求める。
- (2) 事業者事業者は、住民の意見それぞれに対する回答を公告縦覧し、住民の意見を再度求める。
- (3) 事業者は、評価書、住民の意見、回答、再意見を公共事業審査委員会に提出する。
- (4) 委員会はその提出を受けて審査を開始する。
- (5) 委員会（5. の小委員会が設置された場合は小委員会）は、上記(3)の提出文書、6. の双方向性公聴会での議論、7. の学識経験者による鑑定等に基づいて審査し、当該事業の是非に関する答申を行う。
- (6) 事業者はその答申に基づいて当該事業の是非を決定する。

3. 公共事業審査委員会

(1) 委員会の位置づけ

公共事業審査委員会（以下、委員会という）は事業者（事業官庁〔国土交通省の各地方整備局等〕または都道府県）の内部に設置し、委員は一定の基準を設けて事業者が選任する。委員会の事務局も事業者の内部に設置する。

(2) 委員選任の基準と任期

- ① 委員は10名以上とし、行政・議会関係者を除く学識経験者で構成する。事業者は委員を公募し、その応募者の中から専門別（財政、河川、環境等）に選任する。
- ② 委員の任期は3年とする。

(3) 委員会運営の条件

- ① 会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。
- ② 委員会は審査に必要な資料の提出を事業者に求めることができる。
- ③ 委員会は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」で定める行政機関とする。

4. 当該事業を審査する小委員会

(1) 小委員会の設置

委員会が必要と判断した場合、または見直し請求者（2. (2)で当該事業の見直しを求めた住民）が次の要件を満たす場合は、当該事業のみを審査する小委員会を設置する。

見直し請求者が小委員会の設置を求める場合は、2. (4)の公共事業審査委員会の審査が開始される10日前までに次の①～②のいずれかの条件を満たすように署名を集めるものとする。

〔小委員会設置の要件〕

（期間が限られているので、必要最少の人数とする。）

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 地元住民（水没地域を含む市町村の有権者） | 10人以上 |
| ② 流域および用水供給地域 | 100人以上 |
| ③ 流域自治体 | 1つ以上 |
| ④ 全国民 | 1000人以上 |

(2) 小委員会の構成

小委員会は、委員会委員1名以上と複数の小委員会委員で構成し、委員会委員が委員長を務める。小委員会委員の半数は事業者、半数は見直し請求者の推薦により任命するものとする。

(3) 小委員会の機能と運営

- ① 小委員会は現地調査を実施し、事業者と住民側の意見を聴いて審査を行う。
- ② 小委員会の会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。
- ③ 小委員会は審査に必要な資料の提出を事業者に求めることができる。

(4) 小委員会の審査結果

委員会は小委員会の審査結果を受けて、審議の上、答申を行う。

5. 双方向性の公聴会（公開審理）

公共事業審査委員会（小委員会が設置された場合は小委員会）が公聴会を開催する。

公聴会は住民がただ陳述するだけの公聴会ではなく、裁判所のように対審構造とし、委員会の主導のもとに見直し請求者及び代理人と事業者との間で十分な議論を行えるものとする。すなわち、欧米では常識的な双方向性の公聴会とする。

見直し請求者及び代理人の質問に対して事業者から明確な回答があつて議論がつくされたと委員会が判断するまで、公聴会を繰り返し開催する。

当該事業について意見のある者は、見直し請求者または事業者の同意を得て参加人として公聴会に加わること

ができる。

6. 学識経験者の意見聴取

公共事業審査委員会（小委員会が設置された場合は小委員会）は、見直し請求者・事業者からそれぞれ推薦された学識経験者に当該事業に関する鑑定を求めることができる。

7. 審査の期間

公共事業審査委員会が審査を開始してから答申を出すまでの期間を原則として6カ月以内とする。

8. 事業の是非に関する決定の処分性

事業者が公共事業審査委員会の答申に基づいて行う、事業の是非に関する決定は行政処分と見なすものとする。したがって、行政事件訴訟法により、その決定に対して取消訴訟を行うことが可能である。ただし、すでに係争中の事業が審査の対象になった場合の扱いは検討事項とする。

9. 審査中の工事停止

公共事業審査委員会の審査中に当該事業の工事が進行することを防ぐため、委員会が「工事の進行で審査の理由が失われる」と判断した場合は、委員会は事業者に対して「工事の停止を勧告することができる」ものとする。

10. 委員会および小委員会の判断要件の例（ダム建設事業の場合）

(1) 利水について

- ① 開発水の供給事業が具体化され、事業実施のスケジュールが明確になっているか。
- ② 開発水の需要がダム建設終了後に確実にあるかどうか。
- ③ 開発水の需要予測が過去の需要実績と比べて過大でないかどうか。
- ④ 代替手段（節水施策、漏水防止対策、地下水の利用等）に代えることができないかどうか。
- ⑤ 農業用水の場合は現時点で対象農家の3分の2以上から参加の同意があるかどうか。

(2) 治水について

- ① 計画規模（〇〇〇に1回の洪水）について地域住民の同意が得られているかどうか。
- ② 基本高水流量が過去の洪水流量からみて適正であるかどうか。
- ③ 治水計画に現実性があるかどうか。（実現する見通しもないその他のダム建設を前提にしていないか）
- ④ 河川改修等の代替手段で対応できないかどうか。
- ⑤ 治水計画および治水関連データに不合理性がないかどうか。

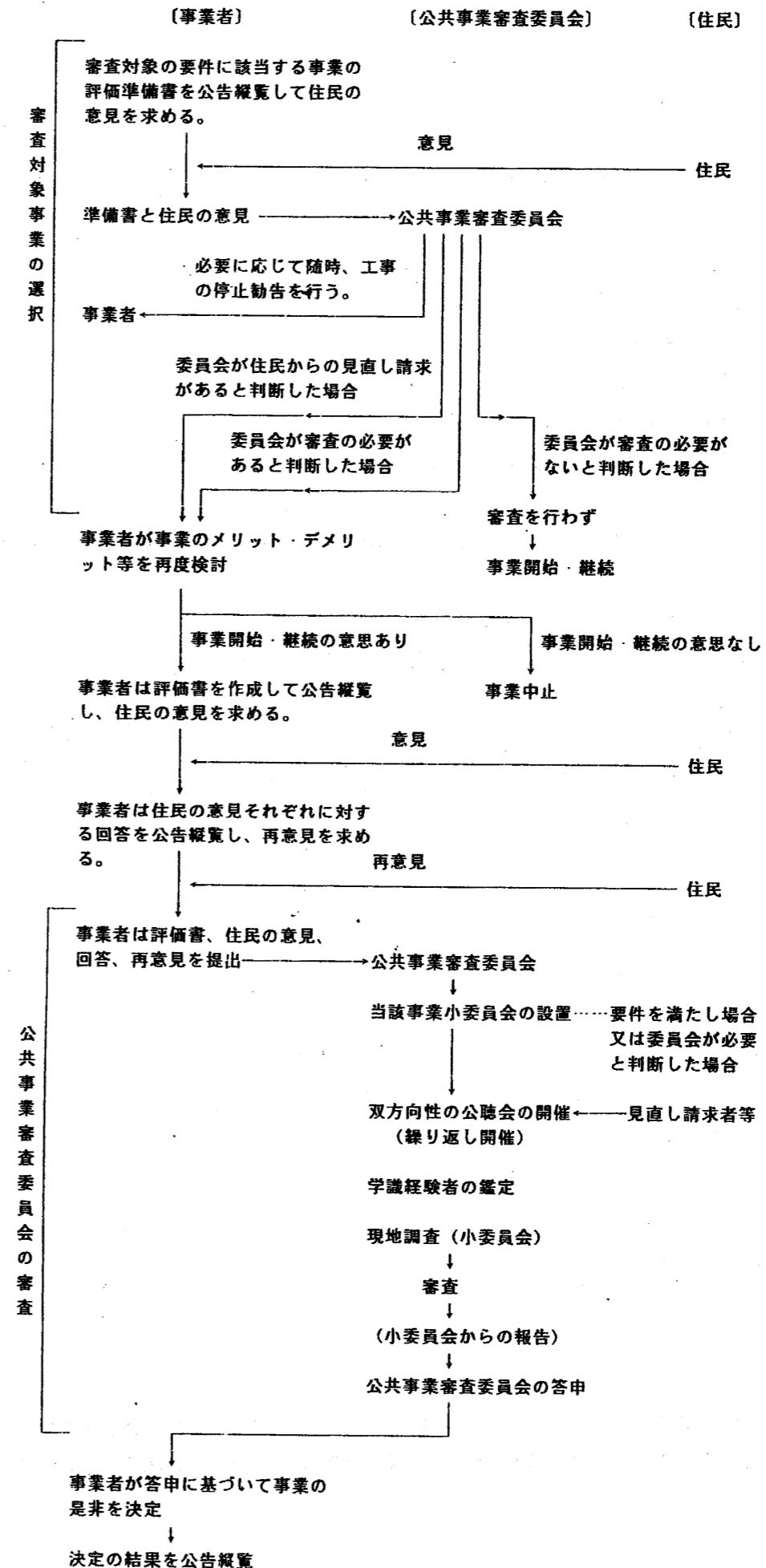
(3) 自然環境について

- ① 希少動植物の生息・生育に影響を与えないかどうか。
- ② 動植物の生息・生育に大きな影響を与えないかどうか。
- ③ 水質の悪化が起きないかどうか。

(4) 生活環境について

- ① 水没地区住民および周辺住民の同意が得られているかどうか。
- ② 地元自治体の同意が得られているかどうか。

11. 審査の手順



「ダム計画中止後の生活再建支援法案」について

〔生活再建支援法案を提案するにあたって〕

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむえをえず同意したところが少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として将来の生活設計を行っており、現段階でのダム計画の中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人々を絶望の淵に追い込むことになりかねない。

この状況を打開し、地元の人々とともにダム計画の中止を求めていくためには、ダム計画中止後も、ダム予定地の生活再建措置を極力継続できるような法制度の枠組みを考え、その整備を図る運動を展開することが必要である。

鳥取県では中部ダムの中止に伴ってダム予定地の地域振興、生活再建を図るため、昨年度、県庁内に旧中部ダム地域振興課をつくり、地元住民との話し合い、地元住民との参考事例の現地調査等を繰り返しながら、「旧中部ダム予定地域に係わる振興計画」をつくった。それを今年3月に地元へ提示して、6月に地元との合意がなされた。県が誠意をもって現行制度の下で可能な限りの生活再建・地域振興策を進めていくという姿勢は他の県では例をみないものであり、鳥取県の取り組みは大いに評価されるべきである。

この鳥取県の取り組みを参考にして、私たちは「ダム計画中止後の生活再建支援法案」を作成した。

本法案の要点は次のとおりである。

- 当該都道府県と地元市町村で地域振興協議会を設立する。
- 地域振興協議会が地元住民との話し合い、参考事例の現地調査等を繰り返しながら、地域振興計画案を作成する。
- 地域振興計画案を地元へ提示し、住民の同意が得られるまで案の修正を行った上で地域振興計画を策定する。
- 地域振興計画には生活再建事業と地域基盤整備事業があって、前者の生活再建事業は生活再建支援措置、住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給、地域社会構築支援措置で構成されている。
- ダム起業者と利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立し、上記の生活再建事業を実施するために必要な事業費を負担する。
- 地域基盤整備事業は、当該の都道府県と市町村の事業として行う。ただし、国の負担・補助と地方債の発行に特例を設けて事業を円滑に実施できるようにする。

〔参考〕鳥取県の旧中部ダム予定地域に係わる振興計画の概要

○目標

旧中部ダム予定地域に居住してきた住民が、当該地域に住み続け、地域が発展するよう、住民が構想した「自分たちが住む地区の将来像」の実現を目指すものである。

○計画規模

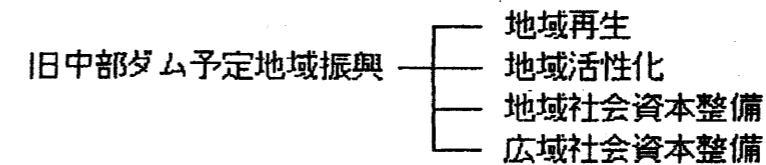
事業数42 事業費168億円

○計画の実施期間

今後5年間で順次着手する。

○地元要望の選定
 地元要望: 86項目
 選定項目: 49項目
 (57%)

○計画の体系



○計画内容

1. 地域再生事業〔住環境を整備するもの〕 〔5年以内に完了〕
 生活が快適で安全なものになり、さらに生産活動が容易になるなど、住環境を整備するもの。 25事業 15.9億円
 (具体的施策)
 ・公民館の新設、ほ場整備、上水道施設整備、「馬場の滝」整備等
2. 地域活性化事業〔地域や住民の活動を支援するもの〕 〔5年以内に完了〕
 身近な生活基盤である住居の改築を支援し、さらに地域の活動が活性化するために住民の取り組みを支援するもの。 5事業 4.8億円
 (具体的施策)
 ・地域振興活動交付金の交付、住宅改修費助成、住宅新築資金利子補給等
3. 地域社会資本整備〔身近な公共施設の整備〕 〔10年以内に完了〕
 日常生活で常に利用するなど個々の生活に密着した社会資本の整備 10事業 38.8億円
 (具体的施策)
 ・県道木地山倉吉線改良、町道下谷本線等改良、下谷川改修等
4. 広域社会資本整備〔広域的な公共施設の整備〕 〔完了まで10年以上〕
 広域的に利用される社会資本整備 2事業 109億円
 (具体的施策)
 ・加茂川改修、大規模林道(小河内・曹源寺工区)開設

○財源内訳

168億円

- 国 91億円
- 県 58億円
- 町 19億円

ダム計画中止に伴う生活再建支援法案と解説

1. 対象

事業採択後（予備調査開始後）5年間以上の年数が経過して事業中止の決定がなされたダム建設計画による移転予定地域およびその地域を含む市町村を対象とする。

〔解説〕

建設段階に入っているかどうか、また、ダムの基本計画等が決定されたかどうかを問わず、事業として採択された時点（予備調査開始）から5年間以上の年数が経過しているか否かで対象地域を選択する。ダムがつくられるまでの段階は次のとおりである。

- 1) 構想段階 : 既存資料による検討
- 2) 予備調査 : ダム建設の適否調査
- 3) 実施計画調査 : ダムを設計するための調査
- 4) 建設段階 : 予算上、建設段階に移行（準備工事開始、用地買収開始）
- 5) 基本計画（水資源開発公団ダム：事業実施計画、補助ダム：全体計画）の決定
- 6) 建設工事に着手

問題になっているダムの各段階の開始年は次のとおりである。

	予備調査開始年	実施計画調査開始年	建設段階開始年
ハッ場ダム	1964年	1967年	1970年
南摩ダム	1964年	1969年	1984年
清津川ダム	1966年	1984年	
猪牟田ダム		1973年	
川辺川ダム		1967年	1969年
矢田ダム		1972年	
緒川ダム	1964年	1984年	1988年
中部ダム	1988年	1995年	

2. 地域振興協議会の設立

事業中止が決定したダム建設計画の移転予定地域において住民から地域振興の要望がある場合は、当該地域およびその地域を含む市町村の振興事業を計画し、推進するための協議会を地方自治法第二五二条の二の規定に基づいて設立する。同協議会は地域振興計画を策定して、5.(1)の生活再建事業を実施するとともに、5.(2)の地域振興事業の進行を管理する。

(1) 地域振興協議会の構成

- 1) 対象地域を含む都道府県の知事
- 2) 対象地域を含む市町村の首長
- 3) 対象地域を含む都道府県の関係職員
- 4) 対象地域を含む市町村の関係職員

(2) 地域振興協議会の事務局

対象地域を含む都道府県が事務局を務める。

〔解説〕

鳥取県の旧中部ダム予定地域振興協議会のように、地方自治法第二五二条の二の規定に基づく協議会を設立し、都道府県がその事務局を務める。協議会は関係都道府県と関係市町村による共同の執務組織である。同協議会は振興計画を策定するとともに、5.(1)の生活再建事業を自ら実施し、更に、振興計画に基づく

5.(2)の地域基盤整備事業の進行を管理する機関とする。

旧中部ダム予定地域振興協議会の構成は次のとおりである。

県知事、三朝町長、町助役、県土木部長、県土木部旧中部ダム予定地域振興課長

3. 地域振興計画の策定

地域振興協議会は次の手順を踏んで地域振興計画を策定する。

- 1) 移転予定地域の住民の意向調査
- 2) 移転予定地域の住民との意見交換会
- 3) 移転予定地域の住民とともに地域づくりの参考事例の現地調査
- 4) 地域振興協議会による地域振興計画案の策定と移転予定地域の住民への説明
- 5) 移転予定地域の住民からの回答
- 6) 回答を踏まえて計画案を再度、策定して移転予定地域の住民に説明
移転予定地域の住民の同意が得られるまで5)と6)を繰り返す。

〔解説〕

生活再建の内容も含めて地域振興計画の内容はそれぞれの地元の状況に応じてきめるべきことであるので、移転予定地域を含む市町村が参加する地域振興協議会が同地域の住民の意見を踏まえて地域振興計画案をつくり、その案を住民に提示し、その同意を得た上で計画を策定するものとする。

また、移転予定地域の住民の意向を尊重するため、同地域の住民の同意が得られるまで計画案の策定を繰り返すことにする。

4. 地域振興計画実現の責務

ダム建設計画の起業者、移転予定地域を含む都道府県の知事および市町村の首長は地域振興計画を実現する責務を負う。

〔解説〕

地域振興計画が絵に画いた餅にならないように、ダム起業者、移転予定地域を含む都道府県の知事および市町村の首長は同計画を着実に実現する責務を負うものとする。

5. 地域振興計画の内容

地域振興計画は次の(1)と(2)を含むものとする。

(1) 生活再建事業

1) 生活再建支援措置

- ① 損失補償金
- ② 新たに営業を開始し、職業転換をするなど、生活を再建するのに必要な費用の助成と利子補給
- ③ 生活再建を進めていく上で必要なソフト面での支援（生活再建相談・助言等）
- 2) 住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給
- 3) 地域社会構築支援措置
 - ① コミュニティへの交付金の交付
 - ② 地域のまちづくり支援（地場産業育成のための助言と資金援助等）

(2) 地域基盤整備事業

移転予定地域および同地域を含む市町村の地域振興を進めるために必要な施設と制度を整備する事業

〔解説〕

生活再建事業は移転予定地域等の住民の生活再建を行うものであり、地域基盤整備事業は同地域および同地域を含む市町村の地域振興を進めるために必要な施設と制度を整備するものである。

生活再建事業のうち、生活再建支援措置の損失補償金は、ダム計画のために受けた精神的および経済的な

損失を補償するものである。ダム建設の場合は似たような意味を持つ感謝金が支払われたケースがある（例 宮ヶ瀬ダム：一戸あたり 30～1000 万円）。

地域社会構築支援措置のコミュニティへの交付金交付は地域のコミュニティをあらためて構築できるようにコミュニティに対して交付するものである。

地域基盤整備事業はダム建設計画のために立ち遅れた社会基盤を中心として、例えば、次のような施設を整備するものである。

- 1) ほ場、農業用水堰、農道等の農業関係施設
- 2) 農産物加工施設、共同作業場等
- 3) 水道、下水道等
- 4) 公民館
- 5) 道路

その他に、例えば、森林の水源涵養機能および治水機能が高められるように森林の管理を行う制度をつくらせて雇用を促進するような制度の整備も地域基盤整備事業の一環として行うものとする。

〔参考〕鳥取県の旧中部ダム地域の振興計画では次の項目が掲げられている。

- (1) 生活再建事業（地域活性化事業）
 - i. 住宅の新築費用の助成、高齢者向けバリアフリー住宅への新築費助成、住宅新築への利子補給（(1) 2）に該当）
 - ii. 地域振興活動交付金の地元への交付（(1) 3 ①に該当）
- (2) 地域基盤整備事業
 - i. 地域再生事業：公民館、作業場、農産物加工施設等の新設、ほ場整備、農業用水堰整備、農道新設、上水道施設の改善
 - ii. 地域社会資本整備事業：町道・県道の改良と新設、河川改修
 - iii. 広域社会資本整備事業：大規模林道、加茂川改修

6. 地域振興支援基金の設立

ダム建設計画の起業者および利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立し、移転予定地域等の住民の生活再建を支援する。

(1) 事業費

5. (1) の生活再建事業を実施するために必要な事業費とする。

(2) 事業費の負担割合

ダム建設事業費の費用配分比率（アロケーション）と同じ比率で起業者と利水・治水・発電受益予定者が(1)の事業費を負担するものとする。

なお、ダム基本計画（または事業実施計画、全体計画）が策定されず、費用配分比率がきまっていない場合は、起業者と利水・治水・発電受益予定者が協議の上、負担割合をきめるものとする。

また、農業用水に関しては、土地改良事業を実施する事業主体、すなわち、国営の場合は国、都道府県営の場合は都道府県、水資源開発公団が施行する事業の場合は当該都道府県が受益予定者を代行する。

〔解説〕

ダム建設計画が中止になると、受益予定者は当該ダムの関連費用を負担することが困難になるので、法律によって新たに地域振興支援に関する費用の支出を義務づけることが必要である。6. はそのために基金を設立して受益予定者に費用の支出を求めるための規定である。本来の生活再建に関わる 5. (1) の生活再建事業については、ダムが必要だと言いつけてきた受益予定者にもその責任を求めようというものである。

ダム建設については、ダム補償や水源地域対策特別措置法で対応が困難な部分を補完するため、水没関係住民の生活再建や水没関係地域の振興に必要な資金の貸付、交付等を行う機関として水源地域対策基金が設立されている（例、利根川荒川水源地域対策基金）。これは民法第三四条に基づく財団法人で、水源県と受益

都県との協議で定められた生活再建等の資金を受益都県から徴取して水源県に支出する機能を有している。ダム建設計画中止後においても同様な性格を持つ地域振興支援基金を設立することが必要である。

なお、水源対策特別措置法に基づく水源地域計画の事業および水源地域対策基金事業における受益者と地元都道府県、地元市町村の費用負担割合はアロケーションとは別に、関係者の協議で定めることになっており、基本計画等が未策定の場合はそれに倣って関係者の協議で負担割合をきめることにする。

7. 地域基盤整備事業の特例（国の負担・補助と地方債）

5. (2) の地域基盤整備事業は移転予定地域を含む都道府県または市町村が実施することとし、その実施について次の特例を設ける。

(1) 当該事業に対する国の負担または補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める割合とする。

(2) 都道府県または市町村が当該事業を実施するのに必要な経費は、地方債をもってその財源とすることができる。

〔解説〕

地域基盤整備事業はダムが中止になっても、個別の法律による事業として都道府県や市町村が実施することが可能である。ただし、財政面での優遇措置が必要であるので、国庫負担・補助の特例と地方債の特例についての規定を設けるものとする。

なお、過疎地域自立促進特別措置法では第十一条に国の補助の特例、第十二条に地方債の特例、水源地域対策特別措置法では第九条に国の負担・補助の特例が定められている。

過疎地域自立促進特別措置法

第十一条 ……当該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の十分の五・五を補助するものとする。

第十二条 ……次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方債をもってその財源とすることができる。

水源地域対策特別措置法

第九条 ……別表第一に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担または補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表で定める割合の範囲内で政令に定める割合とする。

8. 移転補償契約または補償金支出が終了している場合の措置

事業中止の決定がなされたダム建設計画で移転予定地域の住民とすでに移転補償の契約の調印が終了している場合、または移転補償金の支出がすでに終了している場合において、移転予定地域の住民が移転前の生活を望む場合はその意思を優先する。

〔解説〕

すでに移転補償契約または補償金支出が終了している場合は、ダム建設計画が中止になってもこれらの契約または支出は民法上有効であるので、契約が解消されたり、補償金の返還を求めるとはしない。

むしろ、これらの契約または支出が終了した住民であっても、ダム建設計画が中止になれば、今までどおりの生活を望むことが考えられる。そこで、そのような住民の意思を優先し、契約の解消または補償金の返還ができるものとした。

なお、すでに移転した住民がダム建設計画の中止に伴って、移転前の生活に復帰することを望む場合は、移転予定地域の地域振興を図るため、地域振興計画の中でその意思を最大限に尊重する措置をとるものとする。

土地収用法の再改正をめざして

土地収用法改悪の狙い——トラスト運動の無力化

先の国会で土地収用法改正の政府案が可決された。今回の同法改正（改悪）で、不当な公共事業に対抗する住民の最後の手段ともいべきトラスト運動、一坪運動の力が大きく削られることになった。新法の最も重要なポイントは次のとおりである。

土地収用の手続きは事業認定と収用裁決の二段階がある。事業認定は当該事業が土地収用に必要な公益性を有していることを認定するものであり、収用裁決は事業認定を受けて収用委員会が土地明け渡しと補償額について裁決を行うものである。

今まで事業認定はほとんど密室の中で行われてきたので、住民側は事業の公益性の是非を収用委員会の審理の場で争うことになり、審理の長期化はやむをえないものになっていた。

そこで、新法では事業認定の段階で事業説明会、公聴会の開催、第三者機関の意見聴取等を義務づけ、それによって、事業の公益性に関する「透明性・公正性・合理性」が確保されるので、収用委員会の審理における事業の公益性に関する主張を禁止できるようにした。そして、収用委員会の審理手続きにおいて、（トラスト運動のように）共同の利益を有する多数の者は三名以下の代表当事者を選定するように、収用委員会が勧告できるようになり、審理の大幅な迅速化が可能になった。

更に、土地所有者が百名を超える場合は土地調書の作成を市町村長の公告縦覧で所有者の立会い署名に代えることや、補償金の支払いを直接手渡しだけでなく、郵便為替証書や書留郵便による支払いでも可能にするなど、トラスト運動の展開阻止を念頭においた手続きの簡素化、迅速化が行われた。

公益性の是非

今回の改正の狙いはまさしくトラスト運動を無力化するために審理と手続きを簡素化・迅速化にすることにあつた。しかも、事業認定の透明性を確保するというで行われる事前説明会は起業者の話を一方的に聴くだけのものであり、また、公聴会も壁に向かって意見を述べるだけのもので、公益性の是非をめぐる起業者と住民が十分な議論を行うというものでは全くない。また、第三者機関の意見聴取といっても、国の場合は省庁再編成で国土交通省内に統合して設置された社会資本整備審議会の意見を聴くものであり、事業認定に否定的な意見が出るはずがない代物である。形だけの一定の手順を踏むだけで事業認定の透明性が確保されたことになり、土地収用まで一直線に進んでしまうことになった。

更に、姑息な経過措置が新法に付け加えられた。旧法で事業認定がされた事業は前記の「透明性確保」の手続きもとられていないのに、収用裁決では新法を適用して審理・手続きの迅速化をなされ、そして、新法の施行前に申請された事業は従前の事業認定で終わらせることになっている。起業者や事業認定機関が楽することができるように、至れり尽くせりの措置がとられている。

旧法も次に述べるように根本的な問題があるけれども、トラスト運動などで事業の公益性を問い質すことがそれなりにできる道が少なながらもあつたが、今回の改悪でその道も閉ざされてしまった。

本来、土地収用法は公益性の高い事業に対して理不尽な居座りやゴネ得を防ぐためのものであり、手続きを合理的にすることはある程度は必要だと思うが、しかし、その前提として住民側が公益性の是非を起業者と十分に議論してその結果によっては事業が中止または変更される道がつくられていなければならない。ところが、日本においては公共事業等の公益性を問い直してその結果によって事業を中止させるという制度が何もない。1998年度から公共事業の評価制度による見直しが行われてきているが、これはあくまで事業者自らの見直しであって、住民関与は皆無であり、その結果として中止になった事業はほとんどが小さなものばかりである。所詮は大部分の公共事業を進めやすくするためのトカゲの尻尾切りにすぎない。

土地収用法再改正のポイント

しかし、新法が通ったからといって、あきらめるべきではない。土地収用法を本来のものに改正していくためにこれから運動を拡げ、政党への働きかけをしていくことが必要である。では、どのような改正をめざすべきなのか。

今回も市民グループ（土地収用法から公共事業を見直すネットワーク）が対案をつくり、国会日程が図ったが、予想に反して野党第一党の民主党が政府案に賛成に回ったため、日の目を見ることなく終わった。

土地収用法の問題はいくつかあるが、最も重要な問題は次の三点である。

第一は事業認定の公平性がないがしろにされていることである。国等が実施する事業の場合、事業認定機関は国土交通大臣となっている。例えば、直轄ダムの場合、事業認定申請者と事業認定権者のいずれも国土交通大臣であり、いわば一人で二役を演じるわけであるから、事業の問題性がどれほどであろうとも、事業認定の処分が出されることは目に見えている。事業認定拒否の処分がされることは絶対にありえない仕組みになっている。事業認定機関は第三者的な行政委員会であればならず、法曹界からもそのような意見が強く出されている。前記の市民案では、事業認定を行う第三者機関として「事業認定委員会」を国家行政組織法第三条に基づく独立行政委員会として設置するとしている。

第二は事業認定の段階において事業の公益性の是非を議論する場が全く保証されていないことである。それは新法においても同様で、通り一遍の説明会や公聴会を開くだけである。住民側が求めているのは、情報が完全に公開され、公平な審判者のもとで起業者側と徹底した議論ができる場が保証されることである。そこで、先の市民案では事業認定委員会の審理を公開審理とし、裁判形式で住民側と起業者側が直接のやり取りができるものとして、事業認定の手続きをガラス張りにするとしている。

第三は土地収用法に関連することだが、事業認定取消の訴訟を提起した場合、現行の行政事件訴訟法では執行不停止の原則がとられており、裁判の継続中に事業が取り返しのつかないところまで進行してしまう。執行停止を申し立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できないし、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ってしまう。そこで、先の市民案ではドイツの行政裁判所法に倣って、執行停止の原則をとるよう行政事件訴訟法を改正するとしている。

上記の三点を柱として、土地収用法の再改正を求める運動を進めていく必要がある。

民主党 幹事長
菅 直人 様

水源開発問題全国連絡会
代表 矢山 有作

事務局の連絡先
〒102-0093 千代田区平河町1-7-1 W201
TEL 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

民主党の公共事業基本法案および緑のダム法案の問題点について

貴党は5月30日に公共事業改革に向けた四法案を発表しました。これらの法案は公共事業への野放図な投資が国および地方を財政危機に陥れ、更にはダム建設に代表されるように取り返しのつかない自然破壊を引き起こしてきたことに鑑み、その状況を改善するために策定されたものと思います。この提案の趣旨そのものについては私たちも大いに賛成です。

しかし、それらの法案の内容は私たち住民運動が求めているものとは程遠く、むしろ、住民運動にとって有害なものになる可能性が十分にありますので、その問題点を提起することにしました。

公党が法案を作成することは、利害が直接国民に及ぶことですから、法案のテーマに関係している人たちと議論を積み重ねながら、オープンな場でつくるべきものです。貴党においては、私たちが提起する問題点を踏まえてオープンな場で法案を再策定すること、そして、その際に私たちと話し合いを持つことを強く要望します。

なお、四法案のうち、公共事業総量削減法案と公共事業一括交付金法案については来年度の予算編成で公共事業費の削減が示されており、それを踏まえて法案の意味自体を問い直すことが必要だと思いますので、私たちの検討対象から外しました。ここでは、公共事業基本法案と緑のダム法案の主要な問題点を提起します。

I. 問題点の概要

1. 公共事業基本法案について

(1) 住民が求めるもの

住民は事業者と徹底した議論を行える場が保証されることを求めている。本法案はその視点が全く欠落している。

(2) 公共事業中期総合計画の国会承認について

公共事業の中長期計画は廃止されるべきであって、国会承認は無意味である。

(3) 個別の公共事業の国会承認について

個別の公共事業に対する国会承認は住民運動にとって有害無益である。

2. 緑のダム法案（ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案）について

(1) ダム事業の再評価の方法について

本法案の再評価の方法ではダム中止ではなく、むしろダム推進の手段になる。

(2) 治水のための森林の整備について

森林の整備と管理はダム事業の中止・縮小地域だけに限定することではない。本法案では「緑のダム」構想がきわめて矮小化されたものになっている。

(3) ダム中止後の生活再建について

本法案は、移転予定地の人々の生活再建をどのように進めていくかの視点が欠如している。

II. 問題提起の各論

1. 公共事業基本法案について

(1) 住民が求めるもの

〔住民は事業者と徹底した議論を行える場が保証されることを求めている。本法案はその視点が全く欠落している。〕

ダム建設等の無用な公共事業を中止に追い込むためには、各事業の是非について住民が事業者と徹底した議論を行える場を保証し、その議論の結果に基づいて事業中止の可否が判断される制度をつくる必要があります。

ところが、本法案では、住民が主体的に各事業の是非に関わる規定がありません。各事業の再評価における市民の関与に関しては第七条4項で「政府は、再評価を行うに当たっては、再評価の対象となる公共事業に関する資料を公開し、広く国民の意見を聴かなければならない。」と書かれているだけで、公聴会で住民が意見を述べることにとどまっています。公聴会での意見陳述はその概要が、政府が意見を聞く公共事業調査会に提出されるだけで、住民の関わりはそれでおしまいです。

ダム問題を例に上げれば、徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムなど、必要性がなく、自然を破壊し、巨額の公費を浪費するだけのダム建設が各地で進められています。これらの有害無益なダム建設を中止させるため、住民は、現制度で可能なあらゆる対抗手段をとって必死の闘いを繰り広げていますが、事態はきわめて厳しい状況にあります。それらの住民が強く望んでいることは、各ダム事業の是非について、必要性、環境、財政等の面から事業者と徹底した議論ができることです。そうすれば、事業の不当性が明らかになり、ダム建設が中止に向かわざるをえなくなるはずですが。

「公聴会で意見を聴くことで住民参加が得られる」と貴党が考えるならば、それは、全国でダム建設などの不当な公共事業に対して闘っている全国の住民の願いを踏みにじるものと言わざるをえません。住民の願いは事業者と徹底した議論を行える場が保証されることです。

(2) 公共事業中期総合計画の国会承認について

〔公共事業の中長期計画は廃止されるべきであって、国会承認は無意味である。〕

本法案では治水事業7カ年計画や新道路整備5カ年計画などの中長期計画を公共事業長期総合計画として一本化し、国会の承認を得ることになっています。しかし、治水事業7カ年計画などの中長期計画そのものは今まで予算獲得の道具として使われてきたものであって、即刻、廃止されるべきものです。そもそも、今後の5～7カ年の間に治水事業や道路事業などにどれほど投資を行うべきかは、各地域の状況に応じて自治体と住民がそれぞれの地域ごとに決めるべきことであって、政府が全国の総投資額を決定する筋合いのものではありません。

そして、中長期計画とは、例えば、治水事業に今後7カ年で24兆円投資する内容のものですから、その是非を国会で審議すること自体が困難です。治水事業への投資額が24兆円がよいのか、20兆円がよいのかといっても、もともと政府が各地域の状況と無関係に一方的にきめることではないのですから、その是非を国会は判断することができず、結局は政府案を承認することになるでしょう。そして、国会承認が得られれば、国会のお墨付きも得られたとして、今まで以上に予算獲得の道具として使われることとなります。

このように、中長期計画は廃止されるべきものであって、その国会承認は求めることは全く意味がなく、むしろマイナスの役割を果たします。

(3) 個別の公共事業の国会承認について

〔個別の公共事業に対する国会承認は住民運動にとって有害無益である。〕

本法案では事業費が100億円以上で、一定の条件に該当する公共事業は、国会の承認を得ることになっています。現在、国会では個別の公共事業については質問の対象にすることができても、審議の対象にして存続の可否をきめるという制度はなく、個別事業を含む予算全体をパッケージとして承認するか否かということしかできません。この現状を変えようという意図は分かりますが、(1)でも述べたように、国会承認のみが前面に出て、住民の関与がないがしろにされています。

本案の致命的なところは、日本は議員内閣制であることを無視していることです。議院内閣制では政府の与党が国会の多数派ですから、政府が提案する個別の事業に対して国会は九分どおり承認を与えることになるでしょう。

国会が承認を与えた事業に対して、住民はどのような闘いの道が残されているのでしょうか。裁判に訴えるといっても、行政府と立法府が承認した事業に対して司法がノーという判決を下すことはきわめてむずかしくなります。現状でも住民運動の裁判はきわめて厳しい闘いを強いられているのに、国会承認があっては裁判で勝る道そのものが閉ざされてしまいかねません。

個別の公共事業に対する国会承認は、問題事業の中止を求めて闘っている住民運動の足元を根底からゆるがすものであり、有害無益です。

個別の事業について国会が審議する必要があるというならば、国会では問題事業のみを取り上げて審議し、その結果によって中止等の措置を政府に勧告できる制度を考えればよいのです。個々の事業それぞれに国会承認を求めることは上記のとおり、住民運動にとってマイナスの役割を果たすといわざるをえません。

なお、日本弁護士連合会では、個別事業への国会関与は三権分立の関係で問題があるという意見も出ています。

以上のとおり、貴党の公共事業基本法案は、問題事業の中止を求めて闘っている住民運動の願いを無視しているばかりか、公共事業の中長期計画と個別の公共事業に対して有害無益な国会承認を求めるもので、全く意味のない法案です。

アメリカのような大統領制で、行政と議会が対立関係にある場合ならば、国会によるコントロールをいうのはそれなりの意味があるかもしれませんが、日本のような議院内閣制では、行政イコール国会の多数派であって、行政の方針はほとんどそのまま国会に承認されるため、コントロールということにはなりません。貴党は、議院内閣制において国会がどのような役割を果たすべきか、もっと根本的なところをよく考えるべきです。

2. 緑のダム法案(ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案)について

(1) ダム事業の再評価の方法について

【本法案の再評価の方法ではダム中止ではなく、むしろダム推進の手段になる。】

本法案ではダム事業を平成14年3月末まで停止し、その間に各事業の再評価を行うことになっています。ダム事業を一時停止することは住民も望むところですが、問題は再評価の方法です。本法案のような再評価のやり方では実質的にこれまでに行われてきた方法と変わらず、ほとんどのダム事業は推進という結果となり、結局は平成14年度から事業再開されることになるでしょう。

本法案で示されている再評価の手順は、直轄ダムおよび公団ダムについては国土交通大臣が①関係行政機関と関係地方公共団体の意見、②資料を公開して広く住民の意見、③公共事業調査会の意見を聴いた上で、継続または中止を判断し、継続の場合は④国会の承認を受けるというものです。しかし、これでは不必要なダムを中止に追い込むことはほとんど期待できません。

もともとダム事業の計画は関係行政機関と関係地方公共団体の意見を聴いて策定されたものですから、①で異論が出るはずがありません。③はいわゆる審議会であり、現在の公共事業再評価制度における公共事業評価監視委員会が事務局案を九分九厘認めていることから見ても、中止という意見を出すことはまずありえません。④も承認の前に審議することができても、政権与党が承認に賛成するでしょう。後は②の住民の関与ですが、これは公聴会での意見陳述ですから、1. (1) で述べたように、住民は事業の是非をきめるプロセスには関わることができないようになっています。

本法案では、ダム事業を一時停止して再評価を行っても、旧態依然の再評価の方法しか考えられていないため、ほとんどのダム事業は継続が妥当と判断されて、一時停止が解除されることになるでしょう。そして、その後はむしろ国会の承認も得られたということで、大手を振って事業が推進されるでしょう。1. (3) で述べたように、個々のダム事業を国会が承認すること自体が有害無益なのです。この点で、本法案はダムの中止ではなく、その推進を図る手段になると言っても過言ではありません。

無用なダム建設を中止させるためには、1. (1) で述べたように、各ダムの是非について住民が事業者と徹底した議論を行える場を保障し、その議論の結果に基づいて事業中止の可否が判断される制度をつくる必要があります。住民が事業者と徹底した議論を行えるようにするという視点のない本法案は、ダム建設と闘っている住民運動の支援にはならず、むしろ逆に住民運動にとって大きな障害になるものです。

(2) 治水のための森林の整備について

【森林の整備と管理はダム事業の中止・縮小地域だけに限定することではない。本法案では「緑のダム」

構想がきわめて矮小化されたものになっている。】

本法案では、ダム事業が中止または規模縮小されたときは、治水森林整備推進基本方針を定め、ダムに代わる治水のための森林の整備を推進することになっています。しかし、この内容には基本的な疑問があります。

第一に、治水のための森林整備はどの地域でも進めるべきことです。豊かな森林が洪水流量を軽減する治水機能を有していることは周知の事実であり、ダムを中止するか否かにかかわらず、森林の整備を進めていくことが必要です。本法案のように森林の整備をダム事業が中止または縮小された時だけに限定する必要がどこにあるのでしょうか。

第二に、ダムの治水効果といっても、机上の計算で一定の数字が出されているにすぎず、多くの河川では計画どおりに河道改修さえきちんと言え、計画規模の洪水に対応できます。それは治水計画の内容について科学的な議論がなされれば、明らかになることなのです。ダムの治水効果の代替手段として森林整備を図るといふ本法案の考え方そのものが誤っています。

このように、「緑のダム」というキャッチフレーズはよいとしても、ダムが中止・縮小になった時だけ、ダムに代わる治水のための森林を整備するという本法案の発想は、現実と遊離したもので、有益なものではありません。

森林の保水機能を高めるためには、東京都水道局が多摩川上流の水源林で行ってきているように、公費で針葉樹林を針広混交林に変えて間伐などの森林管理に努めることが必要です。「緑のダム」というならば、森林のもつ保水機能や環境保全機能を重視して、ダムの中止・縮小地域に限らず、公費を投入して全国の各地域で望ましい森林を整備して管理していくことを国や都道府県などに求めるべきなのです。それが同時に各地域において森の守り手を維持し、一定の雇用を生み出す効果をもたらすのです。森林整備をダムの中止・縮小地域に限定する本法案では、「緑のダム」構想がきわめて矮小化されたものになっています。

(3) ダム中止後の生活再建について

【移転予定地の人々の生活再建をどのように進めていくかの視点が欠如している。】

本法案では、ダムが中止または規模縮小された場合、市町村と都道府県がそれぞれ当該地域の振興を図るための活性化計画を作成することになっています。ダム予定地であったところの地域振興を図ることは当然必要なことですが、しかし、本法案の内容では移転予定地の人々は到底納得することができないでしょう。

地域振興もさることながら、最も重要なことは、移転予定地の人々の生活再建をどのように進めていくかです。移転予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきました。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむをえず同意したところも少なくありません。それらの人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っています。そこに突然のダム中止決定という話になるのですから、人々が心底からの怒りを持つのは当然のことなのです。

したがって、ダム中止後の生活再建計画は次のように作成されることが必要です。

- ① 移転予定地の住民の意向を十分に反映し、その同意を得るプロセスが計画策定に組み込まれること
- ② 生活再建と地域社会の再構築が可能となるよう、種々の助成金の支出や利子補給など、具体的で且つきめ細かな経済的支援措置がとれるように各措置の内容を明記すること

③ 都道府県、ダム事業者およびダム受益予定者が生活再建と地域社会の再構築を実現する責務を負うこと
ところが、本法案では、①については「公聴会の開催等関係住民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。」と規定するだけで、住民の同意を得るためのプロセスが軽視されています。そして、②については市町村計画に「ダム建設予定地であった地域の住民の生活の支援に関する事項」があるだけで、支援措置の内容が何も書かれていません。更に、③については生活の支援に関わる事項は市町村の負担と都道府県の補助で実施することになっており、不可解なことにダム事業者等の責任は問われていません。

本法案の内容では本当の意味での生活再建は進めることはできません。形だけの計画がつくられるだけではないでしょうか。ダム中止後の生活再建支援についての法案をつくるならば、現地の実情を調べ、住民等、関係者の意見をできるだけ多く聴くことが必要です。

本法案は、他の部分もそうですが、机上でものを考えることしかしていないように思われます。法案というのは、党内とその周辺の人たちが密室で作成すべきものではありません。法案のテーマに関係している人たちと議論を積み重ねながら、オープンな場でつくるべきものです。貴党の法案に上述のとおり、重大な問題点がいくつかありますが、それらは、オープンな場での議論が欠如していたことによるものです。貴党が開かれた党であることを自認するならば、法案の作成の過程もオープンにすることを強く要望します。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して-1

ダムに関しては
河川整備基本方針で
・治水計画において必要なダム(群)の規模
・ダム等で確保すべき河川維持用水の流量 が決定され、
河川整備計画(概ね30年間の整備計画)で
・具体的なダム建設計画 が決定される。

1. 河川整備基本方針および河川整備計画の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、国土交通省各地方整備局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、今まで基本方針が策定された河川は1級河川で10水系、2級河川で91水系である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではない。

また、河川整備計画が策定された河川は1級河川が3水系、2級河川が34水系だけであり、基本方針より更に策定作業が遅れている。

現時点(2001年10月)で整備基本方針や整備計画が策定された河川は、別表のとおりである。

2. 1級河川の河川整備基本方針の内容

1級河川9水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事实施基本計画の基本高水流量、計画高水流量がそのまま踏襲されている。

工事实施基本計画は多くの河川では今から20~30年前に策定されたものであり、その後、雨量データ、流量データが随分と蓄積されたのであるから、新しいデータに基づいて基本高水流量等の再設定がされて然るべきである。ところが、治水計画の変更があってはならないということで同じ数字がそのまま使われている。

1級河川の場合は今回、流量確率評価〔注〕と既往最大洪水流量で既定の基本高水流量のチェックが行われているが(2級河川はこのチェックを行っていない)、変更にならないように、チェックの方法に工夫がされている。

要するに、工事实施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようにしている。

〔注〕工事实施基本計画の基本高水流量のほとんどは雨量確率方式で求められている。今回は一応、流量確率方式による評価も行われているが、河川によっては実測流量の代わりに推定実績流量を使うというテクニックを弄して、基本高水流量に変更がないようにしている。

雨量確率方式：最初に〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去の洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を求める。

流量確率方式：流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

3. 1級河川の河川整備計画の内容

1級河川で河川整備計画が策定されたのは3河川、計画原案が示されたのは2河川である。5河川の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれの河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。

これをみると、洪水流量の目標は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い質すとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように働きかけていくことが必要である。

	基準点	①基本高水流量	②整備計画目標流量	②/①
留萌川	大和田	1300 m ³ /秒	1050 m ³ /秒	0.81
多摩川	石原	8700 m ³ /秒	4500 m ³ /秒	0.52
大野川	白滝橋	11000 m ³ /秒	9500 m ³ /秒	0.86
豊川	石田	7100 m ³ /秒	4650 m ³ /秒	0.65
由良川	福知山	6500 m ³ /秒	3700 m ³ /秒	0.57

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況 (2001年10月現在)

一級水系河川(109水系) 整備基本方針: 10水系 整備計画: 3水系

	河川名	整備基本方針	整備計画							
北海道	石狩川 天塩川 十勝川 釧路川 常呂川 尻別川 鶴川 沙流川 後志利別川 湧別川 網走川 渚滑川 留萌川	○	○							
	東北	北上川 最上川 阿武隈川 雄物川 岩木川 米代川 名取川 鳴瀬川 馬淵川 赤川 子吉川 高瀬川	○							
		関東	利根川 荒川 富士川 那珂川 多摩川 久慈川 鶴見川 相模川	○	○					
			北陸	信濃川 阿賀野川 庄川 手取川 小矢部川 常願寺川 荒川 神通川 関川 姫川 黒部川 梯川						
				中部	木曾川 天竜川 矢作川 豊川 安倍川 雲出川 大井川 狩野川 鈴鹿川 櫛田川 菊川 庄内川 宮川	○	○			
					近畿	淀川 紀の川 九頭竜川 大和川 由良川 揖保川 円山川 加古川 新宮川 北川	○			
						中国	太田川 吉井川 江の川 旭川 斐伊川 千代川 佐波川 高梁川 芦田川 日野川 高津川 天津川 小瀬川			
		四国					吉野川 渡川 仁淀川 重信川 那賀川 肘川 物部川 土器川			
							九州	筑後川 大淀川 川内川 遠賀川 五ヶ瀬川 球磨川 緑川 大野川 山国川 六角川 菊池川 大分川 白川 松浦川 肝属川 小丸川 番匠川 本明川 矢部川 嘉瀬川	○	○

二級水系河川(約 2700水系) 整備基本方針: 91水系 整備計画: 34水系

○二級水系河川整備基本方針及び二級河川河川整備計画同意状況 (国土交通省の同意)

平成13年10月26日現在

担当局	都道府県名	水系名	整備計画	
北海道	北海道	厚沢部川		
	北海道	厚真川		
	北海道	上古丹川		
	北海道	歌島川		
	北海道	折川		
	北海道	勝納川		
	北海道	古丹別川		
	北海道	静内川		
	北海道	庶路川	○	
	北海道	知利別川		
	北海道	泊川		
	北海道	春採川		
	北海道	ホンベツ川		
	北海道	乳香川		
	北海道	波恵川		
	北海道	美国川		
	北海道	歴舟川		
	東北	青森県	磯崎川	
		青森県	奥戸川	
		青森県	五戸川	
青森県		新城川		
青森県		田名部川		
青森県		堤川		
青森県		中村川	○	
岩手県		気仙川	○	
宮城県		伊里前川	○	
福島県		木戸川		
福島県	夏井川			
北陸	新潟県	石川		
	新潟県	胎内川	○	
	新潟県	前川	○	
	新潟県	国府川		
	富山県	小川		
	富山県	黒瀬川		
石川県	御祓川			
中部	静岡県	太田川		
	静岡県	興津川		
	静岡県	瀬戸川		
	近畿	京都府	大手川	○
		京都府	福田川	
		大阪府	大津川	○
		大阪府	佐野川	○
		大阪府	津田川	
	大阪府	東川	○	
	兵庫県	新湊川	○	
和歌山県	切目川	○		
和歌山県	日高川			
和歌山県	左会津川			
中国	島根県	浜田川	○	
	島根県	美田川	○	
	島根県	益田川	○	
	広島県	八幡川	○	
	山口県	有帆川	○	
	山口県	切戸川		
	山口県	楳野川		
	山口県	三隅川	○	
	四国	香川県	綾川	○
		香川県	香東川	
香川県		大東川		
香川県		高瀬川		
香川県		別当川	○	
香川県		湊川		
愛媛県	須賀川	○		
高知県	新川川	○		
高知県	和食川			
九州	福岡県	祓川		
	佐賀県	鹿島川		
	佐賀県	佐志川		
	佐賀県	玉島川	○	
	佐賀/長崎県	志佐川	○	
	長崎県	相浦川		
	長崎県	浦上川	○	
	長崎県	小佐々川		
	長崎県	佐護川		
	長崎県	釣道川	○	
長崎県	時津川			
長崎県	中島川	○		
長崎県	山手川			
長崎県	よし川	○		
熊本県	岩下川	○		
熊本県	大鞘川			
熊本県	上津浦川	○		
熊本県	高浜川			
熊本県	唐人川			
熊本県	路木川	○		
宮崎県	広渡川			
宮崎県	耳川			
沖縄	沖縄県	儀間川	○	
	沖縄県	謝名堂川	○	
	沖縄県	白比川		
	沖縄県	中の川	○	

基本方針同意(認可)済み: 91水系

1級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の目標流量

(1)河川整備基本方針の目標流量

	計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画策定年
沙流川(北海道)	1/100	平取	5400 m ³ /秒	3900 m ³ /秒	1500 m ³ /秒	1978年
留萌川(北海道)	1/100	大和田	1300 m ³ /秒	800 m ³ /秒	500 m ³ /秒	1988年
最上川(山形県)	1/150	両羽橋	9000 m ³ /秒	8000 m ³ /秒	1000 m ³ /秒	1974年
多摩川(東京都等)	1/200	石原	8700 m ³ /秒	6500 m ³ /秒	2200 m ³ /秒	1975年
狩野川(静岡県)	1/100	大仁	4000 m ³ /秒	4000 m ³ /秒	0 m ³ /秒	1968年
豊川(愛知県)	1/150	石田	7100 m ³ /秒	4100 m ³ /秒	3000 m ³ /秒	1971年
由良川(京都府等)	1/100	福知山	6500 m ³ /秒	5600 m ³ /秒	900 m ³ /秒	1966年
大野川(大分県等)	1/100	白滝橋	11000 m ³ /秒	9500 m ³ /秒	1500 m ³ /秒	1974年
本明川(長崎県)	1/100	裏山	1070 m ³ /秒	810 m ³ /秒	260 m ³ /秒	1991年
白川(熊本県)	1/150	代継橋	3400 m ³ /秒	3000 m ³ /秒	400 m ³ /秒	1980年

(2)河川整備計画の目標流量

	基準点	計画目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等
留萌川(北海道)	大和田	1050 m ³ /秒	既往第二位	250 m ³ /秒	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川(東京都等)	石原	4500 m ³ /秒	戦後最大		
大野川(大分県等)	白滝橋	9500 m ³ /秒	既往最大		

(3)河川整備計画原案の目標流量

	基準点	目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等
豊川(愛知県)	石田	4650 m ³ /秒	戦後最大	550 m ³ /秒	設楽ダム
由良川(京都府等)	福知山	3700 m ³ /秒	戦後第四位		

Ⅲ-3. 河川整備基本方針と河川整備計画に対して-2

一級水系河川の河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況を知るため、全国8地方整備局と北海道開発局に5月20日にアンケートを出し、その回答を6月上旬頃に受け取りました。その結果のまとめは前記のとおりです。

その詳細を資料として次ページ以降に掲載します。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定が4年まえの河川法改正で義務付けられました。基本高水流量・計画高水流量などは河川整備基本方針策定時に見直すことになっています。また、河川整備計画の策定にあたっては新河川法第16条の2(下の囲み)に従って策定することになっています。この条項によれば、住民を無視した形での河川整備計画を作ることはできません。

(河川整備計画)

第十六条の二

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

近畿地方整備局は、紀伊丹生川ダムに関して、紀の川河川整備計画策定時の検討事項に入れていますが。流域委員の一部が公募され、同ダムの反対運動体(紀伊丹生川ダム建設を考える会)の2名が応募した結果、流域委員に任命されました。現在、紀の川流域委員会で河川整備計画の策定作業が進められています。

同じく近畿地方整備局は、福井県と福井市が足羽川ダムに水利権を求めることから撤

退の意向を示したこと(=足羽川ダムの利水目的が喪失)を受け、足羽川ダム問題を九頭竜川河川整備計画策定時の検討事項とする、という方針をこの10月に明らかにし、11月には九頭竜川流域委員会を立ち上げることになっています。ここでも一部の委員の公募が行われ、足羽川ダム阻止全国地権者同盟の会長が流域委員に任命されています。しかし、足羽川ダム反対運動を長く担っている美山町ダム反対期成同盟会からも応募しましたが、何故か一人も流域委員に任命されていません。許せることではありません。

多摩川水系河川整備計画策定の場合

国土交通省関東地方整備局京浜工事事務所が担当しています。

策定にあたり、行政側の意思決定を図る場として「流域協議会」、学識経験者の意見を聞く場として「流域委員会」、市民・行政・企業間のゆるやかな合意形成を図る場として「流域懇談会」が設置されました。「流域懇談会」は行政部会・市民部会(市民フォーラム)・企業部会(未だ実態はない)から構成されています。

これらを河川法16条の2に照合すると、「流域協議会」は16条2の5に、「流域委員会」は16条2の3に、「流域懇談会」は16条2の4に該当しますが、京浜工事事務所は「流域委員会」が16条2の3に基づくものであること以外は法的根拠があることを認めていません。

多摩川水系河川整備計画への住民の意見の反映は、「流域委員会」の委員に市民を7名入れていることと、「流域懇談会」の運営委員に市民部会(市民フォーラム)を代表する数名が入っていること、「流域懇談会」主催の一般市民を対象とした「流域セミナー」の開催、などで行えるシステムになっています。

<多摩川水系河川整備計画の骨子>

1. 河岸維持管理法線(防護ライン)の設定
2. 機能空間区分(ゾーニング)
3. 情報提供システムなどのソフト対策の推進
4. 治水整備目標を「戦後最大規模」に設定
5. 多摩川流域リバーミュージアム
6. 協働の維持管理
7. 水流実態解明プロジェクト
8. 高規格堤防(スーパー堤防)

<多摩川水系河川整備計画および策定過程の問題点>

本来は河川整備基本方針で基本高水流量や計画高水流量、河川維持用水流量を定めてからでないと、河川整備計画を策定することはできませんが、多摩川水系河川整備計画の策定は基本方針が決定する以前から作業が始まりました。このことを多摩川流域セミナーの場で質すと、「基本方針は関東地方整備局でつめているが、その内容はこれまでの工事実施基本計画と同じになる見込み」という回答。「既定の基本高水流量は過大である。治水の基本となるものだからこれは見直すべき。それがなされるまでは基本計画策定作業に入ることは同意できない」と反論しても、京浜工事事務所は無回答。逆に住民サイドから、「何を言っているのかさっぱり分からない。そういう専門的なこと

【河川整備計画策定状況についての調査票】

各地方整備局河川整備計画担当者殿

平成13年5月20日

水源開発問題全国連絡会 事務局担当 遠藤保男

貴局管轄の河川（水系）について、河川法に基づく河川整備計画を策定されていることと思いま

す。この件について本省の河川局河川計画課の朝田氏に問い合わせたところ、各地方整備局の担当者

に問い合わせたいとのことでした。そこで、各対象河川ごとに、以下の点についてご記入いただきたく存じます。

対象河川（水系）名を明記の上、該当するローマ数字などを○で囲んでください。文字を記入する

ところは文字を記入してください。対象河川が数多くある場合は、以下の部分をコピーしてからご記入ください。

<p>対象河川（水系）名</p> <p>1. 河川整備計画の策定状況</p> <p>i. 流域委員会準備中 ii. 流域委員会にて策定中 iii. 河川整備計画策定済み（年月日）</p> <p>iv. 未策定 策定目標年月日 年 月 日</p> <p>2. 流域委員会の構成と選任方法など</p> <p>1) 委員の名前と所属または専門分野</p> <p>2) 委員選定における公募の有無</p> <p>i. 公募はしていない ii. 分野別に公募（ 名） iii. 住民関係のみ公募（ 名）</p> <p>3) 住民参加の方式</p> <p>i. 流域委員に参加 ii. 従来の公聴会（質問等への回答なし） iii. 双方向の公聴会</p> <p>iv. 検討中 v. その他（具体的に記してください）</p> <p>2. 河川整備基本方針策定の実務について</p> <p>1) 基本高水流量などの見直しを行った。その結果、</p> <p>i. 基本高水流量などを変更するよう本省に提案した。</p> <p>ii. 基本高水流量などは従来と同じでよいと本省に提案した。</p> <p>2) 基礎資料に基づき、算定中である。</p> <p>3) 現在、基礎資料等を収集中である。</p>

をこの場で言われても困る」という反応。一般の人にはこの論議が専門過ぎるので理解できないのは当然です。

結局、基準地点における基本高水流量は、見直した結果従前の 8,700 立方メートル/秒が妥当とし、計画高水流量を 6,500 立方メートル/秒、上流ダム群による調節を 2,200 立方メートル/秒、と従前通りとしました。

一方、河川整備計画の目標値は戦後最大の 4,500 立方メートル/秒にとどまり、事実上不可能な新規のダム建設は計画からなくなりました。しかし、「計画を上回る洪水が発生した場合に被害を極力抑える」という名目で、高規格堤防（スーパー堤防）の整備を進めることが明記されています。過大な基本高水流量を設定し、スーパー堤防の必要性の根拠としています。

私たちの試算では基本高水流量は 6,500 立方メートル/秒程度で計画高水流量と一致しています。つまり、河道整備を計画どおりに行えば、200 年に 1 回の洪水がきても、溢れ出す可能性はなく、スーパー堤防は全く必要がありません。基本高水流量を変更しなかったのは、スーパー堤防の整備に固執することにあつたのです。

この計画を決定する前に、市民サイドの勉強会で水源連事務局の一員が上記のことを説明し、京浜工事事務所から基本高水流量の設定についての説明を受けるべきであると訴えました。しかし、京浜工事事務所は「それは自分たちの管轄外である」として説明を拒否しました。市民サイドはこの計画に盛り込まれた河川環境整備策を現実のものとするに価値を見出していたので、結局はこの問題を不問にしたまま、計画決定に同意を与えてしまったのです。

利水面では、多摩川中流域が 30 数年前までは水道水源であつたように、中流域を水道水源として位置付け、それに向けた施策を整備計画に明記させるべきでしたが、市民サイドも「それは河川整備計画が策定されてからじっくりと取り組む課題」として、明記させることなく終わってしまいました。

<多摩川水系河川整備計画策定後の市民の課題>

多摩川水系河川整備計画は「市民とのパートナーシップで作上げた最高のもの」とされています。しかし、基本高水流量のことで示されるように、決して市民と国土交通省は対等な関係ではありません。市民サイドが治水・利水・水質などの専門知識を身につけると共に、調査・研究活動や情報交流などに要する費用を、納税者の当然の権利として公費から出費させるところまで力をつけることがこれからの課題です。その過程で、より多くの人に多摩川を自分たちのものとして認識してもらうことも重要な課題です。

河川整備計画策定に積極的な対応を

土地収用法を適用した徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムについても、それぞれの水系河川の河川整備方針と河川整備計画が策定されなければならないのですが、現時点ではその動きがありません。住民の意見を聞き入れようとしない対応です。

私たちが問題としているダム計画について私たちが参画して見直しができるよう、当該水系河川について、住民参画を保証した上での河川整備計画の策定を求めていくことも、私たちの課題です

河川整備計画策定状況集計表

2001年6月初旬時点

地方整備局名	1.河川整備計画の策定状況		2.流域委員会の構成と選任方法など			3.河川整備基本方針策定の業務について	
	水系名	備考	1)委員の名前と所属または専門分野	2)委員選定における公募の有無	3)住民参加の方式	備考	備考
北海道開発局	留萌川	策定中 河川整備計画策定中。策定目標年月日は未定。	別紙	なし	その他	地元説明会、葉書、チラシによる意見募集、公聴会をおこなった。	従来と同じ
	沙流川	策定中 河川整備計画策定中。策定目標年月日は未定。	別紙	なし	未定		従来と同じ
	石狩川、尻別川、後志利別川、鶴川、十勝川、釧路川、網走川、常呂川、湧別川、渚滑川、天塩川	委員会準備中					データ収集中
東北地方整備局	最上川	策定中 策定目標年月日は平成13年度中。	別紙	なし	その他	流域委員会を公開し、地域住民、報道関係者に傍聴。流域委員会の内容・資料をインターネットで公開。地域説明会の開催を検討中。	従来と同じ
	阿武隈川、名取川、鳴瀬川、北上川、馬淵川、高瀬川、岩木川、米代川、雄物川、子吉川、赤川	未策定					算定中
関東地方整備局	多摩川	策定済み 2001年3月30日	別紙	なし		①多摩川流域懇談会主催の流域セミナー ②沿川自治体が主体となり実施したふれあい巡視 ③ホームページによる意見聴取など	従来と同じ 河川整備基本方針は2000年12月19日策定
	利根川、荒川、那珂川、久慈川、鶴見川、相模川、富士川	未策定					データ収集中
中部地方整備局	狩野川	策定中 「狩野川流域委員会」で意見を聴きしているところ	別紙	なし	検討中		従来と同じ
	豊川	策定中 「豊川の明日を考えた流域会議」で意見をお聴きしているところ	別紙	なし	検討中		従来と同じ
	安部川	策定中 「阿部川流域懇談会」で安部川の河川整備のあり方について幅広い視点から意見交換をおこなっているところ。「流域委員会」という名称の委員会を設置するか否か未定	別紙	なし	検討中		データ収集中
北陸地方整備局	その他	未策定		未決定	検討中		データ収集中
	関川	未策定 河川整備の検討のため、学識経験者等による懇談会、委員会を開催している。					データ収集中
	荒川	未策定 河川整備の検討のため、学識経験者等による懇談会、委員会を開催している。					算定中

地方整備局名	1..河川整備計画の策定状況		2.流域委員会の構成と選任方法など				3.河川整備基本方針策定の業務について	
	備	考	1).委員の名前と所属または専門分野	2).委員選定における公募の有無	3).住民参加の方式	備	考	
近畿地方整備局	由良川	策定中	2002年3月目標。2000年3月15日第1回。2001年3月30日、第4回流域委員会で「由良川水系河川整備計画(たたき台)」提示し、現在審議中。	別紙	なし	その他	別紙参照	従来と同じ 河川整備基本方針は1999年12月1日策定済。
	淀川	策定中	2002年度中目標。2001年2月1日第1回。現在、河川管理者で河川整備計画の原案策定中。	別紙	その他	その他	2)に加え、関係住民からの意見の反映方法については、委員会からの提言を受けける予定。 「地域の特性に詳しい委員」として、一般からの公募(自薦/他薦問わず)の候補者を含む。*関係住民からの意見の反映方法については、委員会からの提言を受けける予定。	算定中
中国地方整備局	紀の川	委員会準備中		別紙	その他	その他		算定中
	揖保川	委員会準備中	設置にあたっての意見を募集中					算定中
四国地方整備局	大和川、丸山川、加古川、新宮川、九頭竜川、北川	委員会準備中	意見を聴取する学識経験者を検討中					算定中
	千代川、天神川、日野川、斐伊川、高津川、江の川、吉井川、旭川、高梁川、声田川、太田川、小瀬川、佐渡川	未策定。	流域委員会等の設置については検討中					算定中
九州地方整備局	那賀川	委員会準備中	那賀川フォーラムの設立に向けて、地元の意見を聴取している。					算定中
	物部川	未策定。	流域委員会の準備はしていない。					データ収集中
九州地方整備局	吉野川、仁淀川、渡川、脇川、重信川、土器川	未策定。	流域委員会の準備はしていない。					算定中
	大野川	策定済み	2000年11月27日	別紙	なし	その他	地区別住民説明会を開催し、意見を聴取した。河川整備計画(案)を縦覧した。	従来と同じ 1999年12月1日
九州地方整備局	白川	未策定。	河川整備計画策定に向けて準備中					従来と同じ 2000年12月19日
	本明川	未策定。	河川整備計画策定に向けて準備中					従来と同じ 2000年12月19日
九州地方整備局	遠賀川、山国川、大分川、番匠川、五ヶ瀬川、小丸川、大淀川、川内川、球磨川、緑川、菊池川、矢部川、筑後川、六角川、松浦川、高瀬川、肝?川	未策定。						算定中

留萌川河川整備委員会委員一覧表

委員	石川信夫	北方鳥類研究所代表
委員	井上 聰	(社)北海道栽培漁業振興公社常勤技術顧問
委員	梅田安治	北海道大学名誉教授(農村空間研究所長)
委員	今野敏一	留萌漁業協同組合代表理事組合長
委員	対馬真澄	留萌市環境審議会副会長
委員	土田悦也	2001年委員会
委員	中尾克美	留萌市農業協同組合代表理事
委員	長沼憲彦	留萌市長
委員	樋口 隆	留萌土地改良区理事長、留萌市議会議長
委員	福田弘巳	北海道大学大学院地球環境科学研究科助教授
委員	室本直俊	(社)留萌青年会議所理事長
委員	山口 甲	北海学園大学工学部教授
委員	濃辺義公	北海道大学工学部教授

事務局

北海道開発局留萌開発建設部治水課

沙流川流域委員会委員メンバー構成

委員	新谷 融	北海道大学教授
委員	井上聰	(社)北海道栽培漁業振興公社常勤技術顧問
委員	長南史男	北海道大学教授
委員	梶川 博	門別町漁業協同組合代表理事組合長
委員	川奈野惣七	北海道ウタリ協会平取支部長
委員	郡司 啓	門別町長
委員	阪元兵三	(社)北海道治山協会副会長
委員	藤間 聡	室蘭工業大学教授
委員	中道喜光	平取町長、沙流土地改良区理事長
委員	西尾 正	日高町長
委員	松原俊幸	沙流川サケ・マス文化研究会会長
委員	矢野静枝	門別町富川農業協同組合女性協議会部長
委員	渡辺研一	平取町商工会青年部長

最上川水系流域委員会委員 (平成13年5月23日現在)

	専門分野	現職
大久保博	河川環境学、農業水利学	山形大学農学部助教授
大津 高	動物生理学、動物分類学	山形大学名誉教授、東北芸術工科大学名誉教授
佐藤五郎	陸水学、地球科学、水質	学校法人稚野学園米沢中央高等学校教諭
高野公男	デザイン工学	東北芸術工科大学デザイン工学部助教授
仲野 浩	日本古代史、遺跡保存	東北芸術工科大学名誉教授
前川勝郎	水工学、農業水利学	山形大学農学部教授
柳原 敦	砂防工学	山形大学農学部助教授
村山 隆	青年代表	(社)日本青年会議所東北地区山形地区ブロック協議会1999年会長
押切六郎	河川観光	全国河川旅客船協会会長
鈴木伝四郎	商工業代表	山形県商工会議所連合会会長、山形商工会議所会頭
高橋安則	漁業代表	最上川を守る漁協連絡協議会会長、県内水面漁協連合会代表理事会長
戸田駒次	農業代表	山形県土地改良事業団体連合会会長
阿部康子	婦人代表、他	水と暮らしを考える下水道の会会長、健婦人問題研究会理事
大沢八洲男	自然保護	山形県自然保護団体協議会(日本野鳥の会山形健支部副支部長)
大滝重夫	マスコミ	山形新聞社論説委員長
小形英敏	マスコミ	河北新報山形総局長
水戸部浩子	マスコミ	県総合開発審議委員、荘内日報社論説委員
本間満義		県町村会会長、温海町長
大谷忠志		山形県町村議会議長会会長、遊佐町町議会議員
竹田一夫		県市議会議長会会長、山形市議会議長
高橋幸翁		県市長会会長、米沢市長
坂本貴美雄		県議会議員(建設常任委員長)

多摩川流域委員会名簿

分類	No	氏名	専門分野	所属	役職
市民	1	荒木 稔		たまがわネット	事務局長
	2	井甲安弘		川崎・水と緑のネットワーク	代表
	3	神谷 博		水みち研究会	代表
	4	業田隆行		多摩川の自然を守る会	代表
	5	田中喜英子		多摩川と語る会	代表
	6	山本由美子		浅川勉強会	代表
	7	横山十四男		多摩川センター	代表

7名

学識経験者	8	玉井信行	河川工学	東京大学大学院工学系研究科	教授
	9	福岡捷二	河川工学	広島大学工学部第4類水工学研究室	教授
	10	大垣眞一郎	水環境	東京大学大学院工学系研究科	教授
	11	大西 隆	都市計画	東京大学大学院工学系研究科	教授
	12	北村眞一	景観工学	山梨大学工学部循環システム工学科	教授
	13	新藤静夫	水循環	千葉大学名誉教授	名誉教授
	14	奥田重俊	植物生態学	横浜国立大学環境科学研究センター	教授
	15	水野信彦	動物生態学	愛媛大学名誉教授	名誉教授
	16	太田猛彦	林学	東京大学大学院農学部生命科学研究科	教授
	17	小倉紀雄	地球化学	東京農工大学大学院農学研究科	教授
	18	中山幹康	地球環境	東京農工大学大学院連合農学研究科	教授
	19	島田 清	農学	東京農工大学農学部地球生態システム学科	教授
	20	岡島成行	環境教育	(社)日本環境教育フォーラム	常務理事
	21	小幡純子	行政法	上智大学法学部法律学科	教授
	22	島村勇二	文化財	聖徳大学人文学部児童学科	教授
	23	細田衛士	環境経済学	慶応義塾大学経済学部	教授
	24	岩田光正	水産資源	東京都水産試験場	場長

17名

地方公共団体	25	高橋紀男	河川行政	東京都建設局河川部計画課	課長
	26	藤江賢治	都市計画	東京都都市計画局施設計画部施設計画課	課長
	27	尾崎 勝	水道行政	東京都水道局経営計画部計画課	課長
	28	湯本敏夫	水道行政	東京都水道局水源管理事務所技術課	課長
	29	秋元篤司	農林行政	東京都労働経済局農林水産部農地緑生課	課長
	30	柿沼潤一	環境行政	東京都環境局環境改善部計画課長	課長
	31	伊藤 博	下水道行政	東京都下水道局計画部施設計画課	課長
	32	伊藤哲朗	河川行政	神奈川県県土整備部河港課	課長
	33	広瀬武仁	河川行政	山梨県土木部河川課	課長
	34	内村正吾	河川行政	川崎市建設局土木建設部河川課	課長
	35	網野弘夫	建設行政	府中市都市建設部	部長

11名

狩野川流域委員会名簿

氏名	役職
小管 晋	東海大学海洋学部海洋土木工学科教授
田中博通	東海大学海洋学部海洋土木工学科教授
板井隆彦	静岡県立大学食品栄養科学部栄養学科助教授
土 隆一	静岡大学名誉教授
杉山恵一	静岡大学教育学部教授
野村敏明	静岡県東部農林事務所長
室野克昌	狩野川漁業協同組合長
野口智子	ゆとり研究所長
下山忠男	「狩野川倶楽部」会長
宇田倭玖子	伊豆湯ヶ島温泉伯壁荘 専務取締役
山田俊男	修善寺町長
望月良和	大仁町長
大川清仁	伊豆長岡町長
渡辺解太郎	韭山町長
芹澤伸行	函南町長
斎藤 衛	沼津市長
小池政臣	三島市長
平井弥一郎	清水町長
柏木忠夫	長泉町長
大橋俊二	裾野市長

豊川の明日を考える流域委員会名簿

氏名	役職
かみののおお 神野信郎	豊橋商工会議所特別顧問
くつかけとしお 杵掛俊夫	愛知大学教授
ことまねはる 後藤米治	設楽町長
しぶやひろゆき 濃谷弘幸	前「母なる豊川」活動推進委員会委員長
すぎもと 杉本かつ	前とよはし女性フォーラム会長
なかむらけいいち 中村敬一	豊橋創造大学短期大学部教授
なかむらしゅんろく 中村俊六	豊橋技術科学大学教授
はやかわまさる 早川勝	豊橋市長
ふじたよしひさ 藤田佳久	愛知大学教授
みつおかしろう 光岡史郎	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会専門委員
わたなべけいじ 渡邊啓司	前豊川市消防(水防)団長

安倍川流域懇談会委員名簿

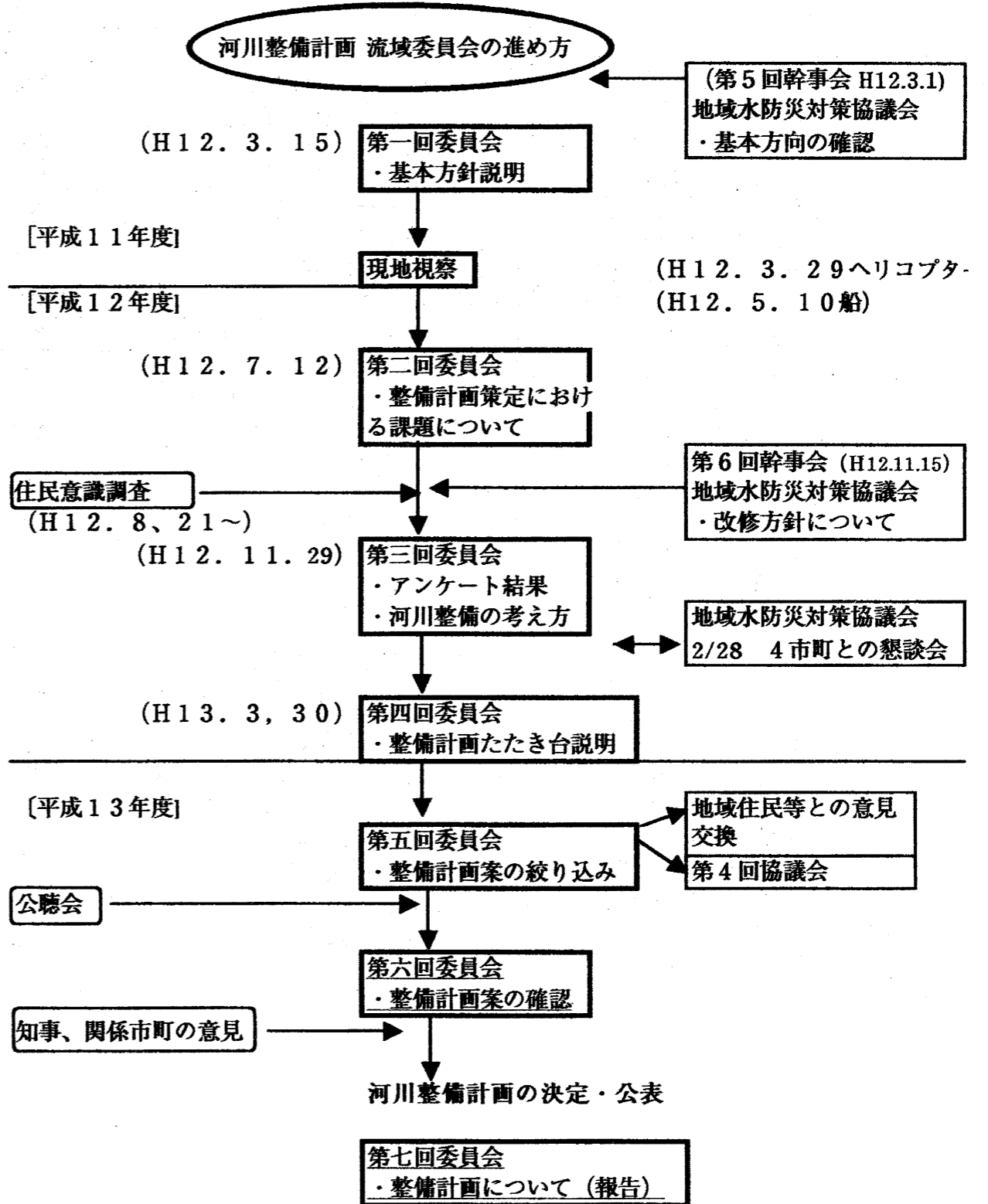
氏名	所属
石川たか子	シズオカ文化クラブ代表幹事
板井隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部教授
遠藤一紀	静岡商工会議所専務理事
遠藤幸雄	静岡市水防団副団長
大杉 禎	中部農林事務所 農山村整備部技監
大坪 檀	静岡産業大学学長
川村美智	静岡新聞出版局編集部副部長
小嶋善吉	静岡市長
齋藤 晃	東海大学海洋学部教授
高木敦子	アムズ環境デザイン研究所
高橋 裕	建設企画コンサルタント総合顧問
竹内礼子	「静岡の文化」編集長
築地勝美	安倍川フォーラム会長
土屋 智	静岡大学農学部教授
湯浅保雄	静岡大学農学部助手

由良川水系流域委員会名簿

氏名	所属
芦田和男	京都大学名誉教授
池田博之	元 加佐ふるさと塾長
井上和也	京都大学防災研究所教授
梅本政幸	歴史街道丹後の語り部 丹後地方史研究員
尾崎つかさ	舞鶴市水道部長
川合茂	舞鶴工業高等専門学校教授
ごとうさだし	京都新聞社 北部総局長
後藤定司	
塩見正光	元(財)福知山市都市緑化植物園長
篠田正俊	元 京都府立海洋センター所長
中西洋二	天橋立観光協会由良支部理事
槇村久子	奈良県立商科大学教授
まちいかつまさ	由良川流域ネットワーク世話人
町井且昌	
三野徹	京都大学大学院教授

由良川 「河川整備計画策定に向けて」

○流域委員会



淀川水系流域委員会委員

No	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	芦田和男	河川環境一般	京都大学名誉教授 財団法人 河川環境管理 財団 研究顧問		
2	池淵周一	水資源〔水文学、水資源工	京都大学防災研究所所長	猪名川部会兼任	
3	今本博隆	洪水防御（河川工学、水理	京都大学防災研究所教授	淀川部会兼任	
4	植田和弘	経済	京都大学大学院経済学研 究科教授		
5	江頭進治	河道変動	立命館大学理工学部教授	琵琶湖部会兼任	
6	嘉山由紀子	地域・まちづくり（環境社 会学、文化人類学、住民参 加論）	京都精華大学教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会兼任	○
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 （水環境保全ネットワーキ ング・市民活動）	川の会・名張 事務局 近畿水の塾 幹事	淀川部会兼任	○
8	川那部浩哉	生態系	京都大学名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館	琵琶湖部会兼任	
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学農学部教授	琵琶湖部会兼任	
10	宗宮 功	水質く水質工学）	京都大学大学院工学研究 科教授	琵琶湖部会兼任	
11	谷田一三	動物（河川生態学、昆虫分 類系統学）	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会兼任	
12	塚本明正	地域の特性に詳しい委員 （当フォーラムづくりおよ び広い分野の人のネットと そのコーディネイト）	川とまちのフォーラム・ 京都 世話役	淀川部会兼任	
13	寺川庄蔵	地域の特性に詳しい委員 （自然・環境問題全般）	びわ湖自然環境ネット ワーク代表	琵琶湖部会兼任	○
14	寺田武彦	法律	弁護士・日弁連公害対 策・環境保全委員会 元	淀川部会兼任	
15	中村正久	水環境（環境政策、環境シ ス	滋賀県琵琶湖研究所 所 長	琵琶湖部会兼任	
16	尾藤正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授		
17	榊屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会兼任	
18	水山高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究 科教授	琵琶湖部会兼任	
19	三田村緒佐武	環境教育（水環境教育、生 物・	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会兼任	
20	吉田正人	自然保護（自然保護、生態 学）	財団法人日本自然保護協 会常務理事		
21	米山俊直	水文化	京都大学名誉教授 大手前大学学長	猪名川部会兼任	
22	鷺谷いづみ	植物（植物生態学、保全生 態	東京大学大学院農学生命 科学研究科教授		

注：対象分野欄の（）は委員の専門を示しています。

1. 淀川水系流域委員会の構成

(1) 組織構成

淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。

地域別部会としては、琵琶湖、淀川、猪名川の3部会を設置することとするが、より詳細に地域別の議論を行う必要が生じた場合には部会の細分割を行う。

(2) 委員会及び部会の位置付け

各部会は、委員会の指示による議論及び部会独自に必要なと判断した議論を委員会の丁承を得て、個別に行い、委員会に報告するものとし、委員会は、淀川水系が全体として一体的な管理を求められることから、全体の議論、審議、調整を行い、意思決定を行うものとする。

(3) 規模・構成

河川をとりまく要素としては様々なものがあり、審議に必要の専門性も多岐に渡ることになり、多数の専門家を必要とすることになるが、実質的な議論を行うためには少人数にした方がよい。

このような考え方から、委員会は15～20人程度とし、大部分は各部会の構成員を兼務する。各部会は10～15人程度とする。

(4) 審議期間

緊急を要する事業も想定されるので、できるだけ早く審議を行うことが重要であるが、一般に十分に認知させるための時間、審議に必要な各種の調査をするための時間も必要であることから、審議期間は2001年1月～2002年6月の1年半を目安とする。

また、河川事業をとりまく社会経済環境の変化も想定されることから、次期継続も考慮する。

(5) 開催頻度

実質的かつ積極的な審議を行うためにできるだけ多く開催することとし、委員会は年4回程度、部会は年4～6回程度とする。

(6) 構成委員

河川工学以外に、河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえることとし、委員会及び部会の委員としては、多様な専門性をもつものを選定した。

委員会及び部会の委員としては、治水、利水、環境、人文、その他の分野について準備会議委員や河川管理者の推薦に加え一般からの公募の候補者から選出した。ただし、それぞれ、4人以上の地域の特性に詳しい者を含ませた。また、居住地は限定しなかった。

(7) 委員の追加

準備会議においては必要最小限の委員を選定しているが、流域委員会では、審議の必要に応じて、委員の追加を行うものとする。

(8) 庶務

河川管理者と一線を画し、流域委員会委員の意思を積極的に支援する中立的立場で民間企業が行うこととする。

紀の川流域委員会委員候補

No	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	安藤精一	人文(歴史・文化)	和歌山大学 名誉教授		
2	池淵周一	治水・利水(水資源、水文循環工学、洪水災害、水文学)	京都大学防災研究所所長		
3	今中佳春	地域の特性に詳しい委員	元高校教員		○
4	岩橋 健	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士	紀の川流域委員会準備会議委員	
5	岩畑正行	地域の特性に詳しい委員	Wind TWA会員		○
6	上本博康	利水(水道原水)	和歌山市水道局水質試験室長		
7	梅田恵以子	その他(随筆家)			
8	江頭進治	動)	立命館大学理工学部 教授		
9	江種伸之	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	和歌山大学システム工学部 助教授		
10	大谷誠一	地域の特性に詳しい委員	21世紀のまちづくり懇談会 〔五條市長委嘱〕 J C五條 青年会議所 所属		○
11	小川和子	地域の特性に詳しい委員	紀伊丹生川ダム建設を考える 会 副代表		○
12	小田 章	人文(経済)	和歌山大学経済学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員	
13	神吉紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり)	和歌山大学システム工学部助 教；授		
14	玉井済夫	瑞境(哺乳類・爬虫類・両丘 三類)	元和歌山県立熊野高等学校長		
15	土岐頼三郎	環境(鳥類)	支部長		
16	中川博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員	
17	濱中秀司	利水(漁業)	会 会長代理		
18	古田 皓	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長		
19	牧 岩男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部 教授		
20	まとは いさお 的場 績	環境(陸上昆虫類)	和歌山県立自然博物館学芸員		
21	三野 徹	利水(農業)	京都大学 教授		
22	やぶしのぶ 養父志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員	
23	湯崎真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社長		○

注1：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

注2：公募欄の○は、一般公募により選ばれたことを示しています。

1. 紀の川流域委員会委員候補の選定

○選定対象者

- ・大学や研究機関等の研究者(経験者を含む)に限定しないこととした。
- ・一般からの公募により紀の川流域で活動されている方で地域の特性に詳しい者を加えることとした。
- ・居住地による制限は行わないものとした。
- ・選出方法は治水・利水・環境・人文・その他に関する委員は主に準備会議委員からの推薦、河川管理者からの推薦によるものとし、地域活動で紀の川に関心のある方を主として一般からの公募(自薦・他薦問わず)によるものとした。
- ・公募の一般への周知は、和歌山・奈良県内を対象とした新聞広告及び和歌山工事事務所等のホームページで行うこととした。

○選定基準

- ・委員会の規模は、委員会の運営面(実質的な議論を行う)から20人程度とした。
- ・紀の川に関する調査研究等を通じて紀の川の特徴を理解している方。
- ・河川に関する各分野で、専門家として活動している方。・紀の川の水防・環境保全・美化・啓蒙活動などで活動している方。
- ・紀の川上流、中流、下流といった地域性を配慮した。
- ・年齢的なバランスを配慮した。

Q選定結果

- ・自薦・他薦による推薦人数121名の中から委員会委員候補として23名を選定した。その内訳は治水3名、利水4名、環境5名、人文4名、その他(マスコミ、随筆家)2名、地域活動として一般からの公募者5名。

Q委員候補者の確定

- ・選定者に準備会議が委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。
- ・その結果、選定者23名全員から内諾が得られ、別表—1のとおり委員候補者が確定した。

「揖保川水系河川整備計画」の策定に向けて

「揖保川水系流域委員会」を設置するにあたっての意見募集

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、河川毎に「河川豊備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「揖保川水系河川整備計画」（直轄管理区間）を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くための、「揖保川水系流域委員会」を設置することにしました。

この委員会は、揖保川流域の国が管理する区間を対象に具体的な河川整備の目標及び河川整備の内容について意見を聴く場として設置するものです。

「揖保川水系流域委員会」では、治水、利水、環境、人文（歴史・文化・広報）、経済、地域活動等（まちづくり、川に関するNPO・NGOや住民活動など）で揖保川に関心のある方々により構成し審議を進めて行く予定です。

つきましては、今回の「揖保川水系流域委員会」の設置に当たってご意見等がありましたら下記によりお寄せ下さい。

1. 締め切り；平成13年6月5日（火）まで
2. 提出方法；FAX、e-mailによる
3. 提出先：国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所

調査第二課 諸留課長、上田係長

住所：〒670-0947 姫路市北条1-250

電話：0792-82-8211 FAX：0792-82-8663

ホームページアドレス：[//www.himeji.kkr.mlit.go.jp/](http://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/)

大野川流域委員会名簿

氏	現所属
あべせいし 阿部征史	大分県土地改良事業団体連合会専務理事
かわのたみお 川野田実夫	大分大学教育福祉科学部教授
くどうてつひろ 工藤哲弘	大分商工会議所青年部会長
こうのとしはる 幸野敏治	大野川流域ネットワーク事務局長
さとうしんいち 佐藤眞一	大分生物談話会会長
さとうせいじ 佐藤誠治	大分大学工学部教授
しまだすすむ 島田 晋	大分工業高等専門学校土木工学科教授
とよたかんぞう 豊田寛三	大分大学教育福祉科学部教授
なかのあきら 中野 昭	大分工業高等専門学校名誉教授
はさまひさし 狭間 久	大分合同新聞社論説委員長
ますだしんじ 益田信之	元大分県林業水産部次長
よしだかん 吉田 寛	コピーライター
よしだまさお 吉田正雄	大分大学名誉教授

政府等によるダム見直しの経過と結果

1. ダム等審議委員会

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995年度から試行として始まり、13の事業に委員会が設置された。1998年度からの再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。現在審議中の審議委員会はなく、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業、小川原総合開発事業は審議中断となっている。その他の11事業の委員会は終了している。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業委員会は今年度中に再開される予定になっていたが、今のところ、その動きはなく、Ⅱ期事業（渡良瀬第二貯水池）は事実上中止になりつつある。

[ダム等事業審議委員会]

事業名	委員会の結果	答申の内容	その後の状況
沙流川総合開発（北海道）	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し	利水撤退、治水は流域委員会で検討
小川原湖総合開発（青森）	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続、利水は代替案を検討	
渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等）	中間答申	事業中断して、再検討	事実上の中止へ
宇奈月ダム（富山）	最終答申	事業推進	
矢作川河口堰（愛知）	最終答申	事業休止	中止
徳山ダム（岐阜）	最終答申	事業推進	
足羽川ダム（福井）	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不適當	利水撤退、治水は流域委員会で検討
苦田ダム（岡山）	最終答申	事業推進	
吉野川第十堰（徳島）	最終答申	事業推進	住民投票で白紙へ
川辺川ダム（熊本）	最終答申	事業推進	
成瀬ダム（秋田）	最終答申	事業推進	
高梁川総合開発（岡山）	最終答申	事業推進	
紀伊丹生川ダム（和歌山）	最終答申	事業推進	流域委員会で検討

2. ダム総点検

1997年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として建設省等の行政内部で評価が行い、ほんの一部の事業について休止・中止の措置がとられるようになった。1999年度からは再評価制度に組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、下記3.の①、②、③の条件に該当しなくても、④の社会情勢の変化があるものとして再評価制度にかけることになった。したがって、総点検だけの結果は1999年度から発表されなくなった。

3. 公共事業の再評価制度

1998年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、ほんの一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象（ダムの場合）

- ① 予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
- ② 予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業
- ③ 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

評価対象事業は、事務局（地方整備局と都道府県）に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずかに一、二回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

4. 与党三党の中止勧告

2000年8月末に自民・公明・保守党は政府に233の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではなく、勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整されたと考えられる。

- ① 採択後5年以上経過して未着工の事業
- ② 完成予定から20年経過して未完成の事業
- ③ 政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- ④ 実施計画調査の着手後、10年以上経過して未採択の事業

この勧告を受けて、各事業者（各地方整備局と都道府県）がそれぞれの事業評価監視委

員会に諮問を行い、その答申により、中止等の措置をとられた。

ダム事業に関しては、直轄ダム12、公団ダム2（ただし、思川開発は分水の中止）、補助ダム20、計34ダム（生活貯水池を除く）に中止勧告が出され、そのうち、直轄の清津川ダム（新潟）、山鳥坂ダム（愛媛）を除く32ダムは2001年度から中止となった。今回の勧告により、ダム総点検や再評価制度により休止となっていたダムは中止となったので、休止ダムはなくなった。

5. 中止になったダム事業

今までのダム総点検、公共事業再評価、与党三党の中止勧告により、中止となったダムは1997年度から4事業、98年度から3事業、99年度から4事業、2001年度から33事業、02年度から1事業で、合計45事業である。各年度の中止事業は下表のとおりである。

中止されたダム事業
 (総貯水容量 100万㎡以上のダムを示す。100万㎡未満の生活貯水池を除く。)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
[直轄事業] 日橋川上流総合開発 (福島) 稲戸井調節池総合開発 (茨城) [補助事業] 水原ダム (福島) 伊久留川ダム (山形)	[補助事業] 日野沢ダム (岩手) 乱川ダム (山形) 満名ダム (沖縄)	[補助事業] 白老ダム (北海道) 丸森ダム (宮城) 河内ダム (石川) 所司原ダム (石川)

[注] 1997年度は建設省の自主判断によるものである。

2000年度から	2001年度から	2002年度から
[直轄事業] 千歳川放水路事業 (北海道) 〔ただし、河川事業〕	[直轄事業] 川古ダム (群馬) 印旛沼総合開発 (千葉) 江戸川総合開発 (東京) 荒川第二調節池総合開発 (埼玉) 木曾川導水 (愛知) 矢作川河口堰 (愛知) 細川内ダム (徳島) 矢田ダム (大分) 猪牟田ダム (大分) 高遊原地下浸透ダム (熊本) [公団事業] 平川ダム (群馬) 思川開発の大谷川分水 (栃木) [補助事業] 松倉ダム (北海道) 長木ダム (秋田) 北本内ダム (岩手) 新月ダム (宮城) 久慈川ダム (福島) 緒川ダム (茨城) 小森川ダム (埼玉) 片貝川ダム (富山) 大野ダム (埼玉) 追原ダム (千葉) 芦川ダム (山梨) 羽茂川ダム (新潟) 大仏ダム (長野) 飛鳥ダム (奈良) 関川ダム (広島) 中部ダム (鳥取) 木屋川ダム (山口) 多治川ダム (香川) 寒田ダム (福岡) 轟ダム (長崎) 白水ダム (沖縄)	[補助事業] 外面ダム (福島)

平成12年度に実施した公共事業評価により13年度から中止になったダム事業(国土交通省関係)

- ◆生活貯水池(総貯水容量100万立方メートル未満)を除く。
- ◆中部ダム以外は与党三党の中止勧告により、再評価を行った結果、中部ダムは鳥取県自らの再評価

	事業名	所在都道府県	中止の理由	
直轄ダム	印旛沼総合開発	【千葉県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、水質浄化・治水対策については別途検討する。	
	江戸川総合開発	【東京都】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、江戸川水閘門の改築については別途検討する。	
	荒川第2調節池総合開発	【埼玉県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	
	高遊原地下浸透ダム	【熊本県】	地下水流動調査の結果を早期に得ることは困難であり、本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	
	細川内ダム	【徳島県】	厳しい地元情勢を踏まえると事業の継続は困難であり、本事業は中止し、那賀川の治水・利水対策については別途検討する。	
	川古ダム	【群馬県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、治水対策、相俣ダムの環境対策については別途検討する。	
	猪牟田ダム	【大分県】	地質等調査の結果を早期に得ることは困難であるため本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	
	木曾川導水	【愛知県】	早期の関係者間の合意が困難なことから、本事業は中止し、治水対策・浄化対策については別途検討する。	
	矢作川河口堰	【愛知県】	利水予定者が事業参画を取り下げており、本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	
	矢田ダム	【大分県】	当該事業の中止を前提とした大野川水系河川整備計画を策定し、事業を中止する。	
	公団ダム	大谷川分水(思川開発の一部)	【栃木県】	大谷川分水については地元調整が難航しているため中止する。
		平川ダム	【群馬県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、治水対策については別途検討する。
		芦川ダム	【山梨県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については別途検討する。
羽茂川ダム		【新潟県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため、事業を中止する。	
寒田ダム		【福岡県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については別途検討する。	
関川ダム		【広島県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については河川改修によることとする。	
久慈川ダム		【福島県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止する。	

補助ダム	轟ダム	【長崎県】	利水者が事業に不参加の意向となり、地質調査の結果他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。
	緒川ダム	【茨城県】	利水者の一部が不参加となり、他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。
	小森川ダム	【埼玉県】	地質調査の結果、他の治水代替案が経済的に有利となり、利水についても見直す必要があるため事業を中止する。
	松倉ダム	【北海道】	利水者が事業に不参加の意向であり、治水対策については計画を見直す必要があるため事業を中止する。
	新月ダム	【宮城県】	大川治水利水検討委員会での意見具申を踏まえ、治水として他の案で検討することとなったため、補助を中止する。
	多治川ダム	【香川県】	水需要が減少し、計画の見直しが必要となることから、多目的ダムの必要性がなくなり、国庫補助を中止する。
	大仏ダム	【長野県】	水需要が減少し、計画の見直しが必要となることから、多目的ダムとしての必要性がなくなり、事業を中止する。
	大野ダム	【埼玉県】	当面事業の進捗が見込めなく、県も補助申請を中止する意向であるため国庫補助を中止する。
	長木ダム	【秋田県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止し、利水についても、今後代替案を検討する。
	追原ダム	【千葉県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については別途検討する。
	白水ダム	【沖縄県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止する。
	飛鳥ダム	【奈良県】	明日香村の風土・景観を保全する観点から、今後の治水対策は河川改修によることが妥当であるため事業を中止する。
	片貝川ダム	【富山県】	今後、中止を前提とした河川整備基本方針・河川整備計画を策定するため国庫補助を中止する。
	北本内ダム	【岩手県】	利水者が事業に不参加の意向となり、また地質調査の結果、他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。
	木屋川ダム	【山口県】	水需要が減少し、計画の見直しが必要となることから、多目的ダムの必要性がなくなり、国庫補助を中止する。
	中部ダム	【鳥取県】	利水者の需要が見込めず、また地質調査の結果、他の治水代替案(河川改修)が経済的に有利となるため事業を中止する。

住民の側から「ダムの総点検」を進めよう

失われたダム建設の必要性

現在、全国で工事中または計画中のダムは国土交通省関連だけで200を超える（生活貯水池を除く数字）。数年来、新規ダムの見直しが行われ、いくつかのダムは中止の措置がとられているが、それは全体の一部に過ぎず、大半のダムは従前と変わることなく推進が図られている。しかし、新たなダム建設の不要性はますます明白になってきている。

第一に都市用水の需要が頭打ちの傾向を示し、新たな需要に対応する水源開発は今や無用のものになっている。今後、日本の総人口がまもなくピークとなり、その後は漸減傾向に変わることなどを考えると、水需要の飽和現象はこれからも続いていく。そして、農業用水の需要は年々落ち込んできている。

第二に最近の大渇水の経験でダムがさほど役に立たず、大渇水時には農業用水から都市用水への一時的な水の融通や日頃からの節水施策の推進などの方がはるかに有効な対策になることが明らかになっており、大渇水のために新たなダム建設をと行政側の主張は色あせたものになってきている。

第三に治水対策のためにダムが必要だという理由も、その科学的な根拠が希薄で、ダムをつくるための口実にすぎず、治水対策の基本は自然環境に配慮した河道整備にあることが明白になってきている。

そこで、下記のとおり、住民の側からダムの総点検を行ってダム建設の中止を求めるとともに、既設ダムの問題点を明らかにしていく。

住民の側からの「ダムの総点検 Part I」

1. 新規のダム（計画中・工事中のダム）について

(1) 目的

- ◇ 中止させることが比較的容易なダムをピックアップして中止を迫る。
- ◇ 無用なダム建設が数多く進められていることをアピールする。

(2) 手順

1) 文面調査

工事中・計画中の全ダムについて文面による調査を行う。
（国会議員を通して行う。）

調査の内容

- ◇ ダムの諸元
- ◇ 現在の進捗状況
- ◇ 受水予定者の有無と予定水利権、取水施設の設置予定年
- ◇ ダムの治水効果とその具体的な根拠
- ◇ 反対運動の有無
- ◇ 水没住民の有無と意向

2) 中止を求める行動

文面調査の結果に基づいて、各地方整備局、各都道府県に対して、無用なダム建設の中止を求める行動を起こす。

2. 既設のダムについて

(1) 目的

- ◇ 水余りの現状と、過剰な水源施設がつけられている実態を明らかにする。
- ◇ ダム運用の見直しを求める（遊休水利権がある場合は水利権を返上させ、利水機能をなくしたダム運用を求める）。

（過剰な水源施設の例、富山県の熊野川ダム、宇奈月ダム）

(2) 手順

1) 文面調査

一定規模以上の既設ダムを対象として文面による調査を行う。
（国会議員を通して行う。）

調査の内容

- ◇ ダムの諸元
- ◇ ユーザーが確定していない水利権があるかどうか
- ◇ 水利権が確定しているが、取水施設のないユーザーがいるかどうか。

2) ダム運用の見直しを求める行動

文面調査の結果に基づいて、各地方整備局、各都道府県に対して、既設ダムの運用の見直しを求める行動を起こす。

平成13年度の国土交通省の河川関係予算

(単位：百万円)

区 分	直 轄			補 助			計			備 考
	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	
治 水	792,627	176,598	969,225	491,668	434,889	926,557	1,284,295	611,487	1,895,782	
河 川	413,382	123,336	536,718	98,245	423,744	521,989	511,627	547,080	1,058,707	
ダ ム	271,445	51,816	323,261	147,837	9,210	157,047	419,282	61,026	480,308	
砂 防	107,255	-	107,255	245,586	1,935	247,521	352,841	1,935	354,776	
機 械	545	1,446	1,991	-	-	-	545	1,446	1,991	
海 岸	12,790	-	12,790	30,655	12,557	43,212	43,445	12,557	56,002	
急傾斜地等	-	-	-	98,969	-	98,969	98,969	-	98,969	
特 定 治 水	-	-	-	14,703	44,852	59,555	14,703	44,852	59,555	
住 宅 関 連	-	-	-	2,897	18,482	21,379	2,897	18,482	21,379	
下 水 関 連	-	-	-	11,806	26,370	38,176	11,806	26,370	38,176	
合 計	805,417	176,598	982,015	635,995	492,298	1,128,293	1,441,412	668,896	2,110,308	

- (注) 1. ダム事業の直轄には、利水者負担金を含む。
 2. 治水事業及び急傾斜地等事業の補助には、道路関係社会資本分を含む。
 3. ダム事業には、他に水資源開発公団交付金51,361百万円がある。
 4. 他に、災害復旧関係事業として、直轄10,361百万円、補助10,412百万円(国費ベース)がある。
 5. 本省配分は本省からの配分、一括配分は地方整備局からの配分を意味する。

さようなら新月ダム建設

昨年8月新月ダム建設の中止が決まったことで、宮城県は大川の治水を河床掘削と堤防嵩上げの組み合わせによる河道改修で平成40年度を目標に進める方針を決めた。利水については、気仙沼市が節水と地下水利用や農業用水の期別取水など、ダムによらない方法を検討していくことになった。ようやく大川の河川整備計画の策定に向けて行政サイドは動きだした。去る2月22日、私達反対同盟はダム反対の目的を達成したので解散することを決めた。当初100人ほどいた会員は27人に減っていたが、結成以来27年を経て勝ち取る事ができた勝利を喜びあった。孤立することなく反対運動を続けてこられたのは、「水源連」の関係者はじめ多くの人達のご協力やお励ましがあつたればこそであり、ここで改めて感謝申しあげたいと思います。

ダム建設の理由が治水であったり、利水であったり、県市はその時々もってもらしい理由を並べ立ててきたが、いずれも一皮剥けばダムでなければならぬというものではなかった。「ダム建設は将来のことを考えれば自然破壊と財政破綻をもたらす、ダム以外の方法で大川の治水と利水を解決すべきだ」という反対同盟が繰り返してきた主張の正しさが裏付けられたのだが、ダム計画がいかに杜撰なものであったかも起業者自らの手で証明することになった。反対運動を持続してきた27年間という時間が蓄積してきたものは、人それぞれに異なるだろうが取り返しのつかない時間が過ぎ去っていった思いは同じである。「時」を奪ったものたちへの怒りは各自の心の奥に秘められている。

10年前県と市がダム建設の基本協定を締結し、国道284号のダム付け替え道路の工事に着手し、事実上のダム着工だと町中沸き返っていたことを思い起こすと、ダム建設を瀬戸際で辛くも阻止し得た理由がなんであったか思い出される。月並みな「先祖伝来の土地を守る」が共通の思いであった。代わり映えのしない百姓生活の営みが営々と続いていくことの中でしか生きることができない者にとって、田や畑や森はかけがえない生活の場である。その土地は自然からの預かりものであり父から受けたように、子に伝えるものである。その土地を水没させるにはそれ相当の理由がなければならないが、ダム計画にはそれがなかった。ダムを造ろうとするものたちは「土地は金なり」と露骨に言いはじめた。ダムに先立つ国道用地の買収は主に山林であったが、買収単価は通常の20倍以上という額であった。暗礁に乗り上げているダム事業に欲望という風穴を開けるために、買収単価が政治介入によって異常に引き上げられた。しかし、「土地は金なり」の誘惑に負けることなく、初心を全うした仲間が27人いたことは「先祖伝来の土地を守る」心がまだ生きている証しであり、田畑や森林によって生かされてきた百姓の土地所有の考え方が変わらないことを表している。土地は金なりと狂奔してきた日本経済には、古くて新しい言葉である。《旧新月ダム建設反対期成事務局長 熊谷博之》

記者会見で27年間の活動を振り返る、元新月ダム建設反対期成同盟事務局長の熊谷博之さん(左)と元廿一地区代表の小松正さん=気仙沼市役所で



総会を受け、二十三日、同市で記者会見した元同盟の廿一地区代表の農業小松正さん(左)は「親の代からダム計画に反対する立場を訴えてきた。世代が替わって、活動がいつまで続くのかという不安もあった。しかし、二十七年をへて活動が実った。我々の主張が通った」と振り返った。同盟は、ダム建設計画が明らかになった一九七四年二月の約一カ月後、地元住民六十七人で発足した。県が示した計画に対し、「地域社会と先祖から受け継いできた生活を破壊するだけの一方的な計画だ」(同盟の元事務局長・農業熊谷博之さん)として、予定地の共有運動や計画に異

議を唱えるパンフレット一万五千部を新聞に折り込むなどして、市民らに活動の趣旨を浸透させ、徐々に理解の輪を広げてきた。熊谷さんは「ダム建設以外の方法でも大川の治水・利水の解決策がありながら、今日までその検討をしなかった行政と、それを見逃してきた政治は、その責任を問われるべきだ」とし、ダム計画に振り回されてきた地域住民や市民に対し、浅野史郎知事はじめ関係者は謝罪すべきだとの考えを示している。――『新月ダム』建設計画は、県側の突然の発表で「た」という熊谷さんは「この間、同盟のメンバー十人ぐらいたくなくなっているんです。しみじみ時が流れたんだなあと思う」と語った。解散した同盟は、A4判に横書きでびっしりと書かれた「声明文」を二十四日、浅野知事や国土交通省あてに郵送する。

「新月ダム」反対期成同盟

27年の訴え実り解散

環境美化活動に転身

気仙沼市を流れる大川上流の新月地区に建設が予定されていた県営「新月ダム」の計画が、昨年、白紙となったのに伴い、地区の住民でつくる新月ダム建設反対期成同盟が、二十一日夜の総会で正式に解散することを決めた。今後は「大川の清流を守る会」と組織替えし、河川流域の森林とその渓谷美を日本一にするための環境美化活動にかかわるという。

議を唱えるパンフレット一万五千部を新聞に折り込むなどして、市民らに活動の趣旨を浸透させ、徐々に理解の輪を広げてきた。熊谷さんは「ダム建設以外の方法でも大川の治水・利水の解決策がありながら、今日までその検討をしなかった行政と、それを見逃してきた政治は、その責任を問われるべきだ」とし、ダム計画に振り回されてきた地域住民や市民に対し、浅野史郎知事はじめ関係者は謝罪すべきだとの考えを示している。

横長の看板は作業が進むと真っ二つに分かれた＝気仙沼市柳沢で



新月ダム建設絶対反対

役目終え看板撤去

期成同盟メンバー



先ごろ解散した新月ダム一帯が四日朝、気仙沼市柳沢でいたPR看板の撤去作業を行った。

縦一・三層、横七層のトタン製。作業には廿一、前木、柳沢地区から十二人が参加し「新月ダム建設絶対反対」と大書された看板を取り外した。

看板は同盟が発足した二十七年前に初めて設置され、四年ほど前、新しいものに作り替えられた。国道を通る車両に反対をアピールするともに、ダム建設計画が進んでいた長い間、反対運動を続ける仲間心の支えになった。

ダム反対を長年アピールしてきた看板を撤去し、気仙沼市柳沢

ダム反対の象徴 役割終えて撤去

気仙沼の住民ら乾杯

気仙沼市に建設が計画されていた横約七・二メートル、縦約一・二メートルの大型看板は、新月ダム建設反対期成同盟や柳沢地区反対期成同盟会の十二人によって取り外しの作業が行われた。私たちは、看板とともに建設反対を訴えてきた」と話し、撤去後は「街角で乾杯した。」

気仙沼の新月ダム反対期成同盟 建設事実上中止で解散

気仙沼市の新月ダム建設計画に反対していた同ダム建設反対期成同盟は二十三日、同市内で会見し、「建設が事実上中止となり、一定の役割を終えた。二十七年間の活動に終止符を打ち、今後は大川の清流を守るために衣替えし、環境の監視活動を継続する」という。

同同盟は一九七四年のダム建設計画発表からまもなく発足、環境への影響を不安視する住民らが中心となり反対運動を続けてきた。

川辺川ダム 漁業補償案

「闇の合意」許せない

交渉組合員に知らせず

「裏切り」怒る反対派

容認派も批判

「すべてを闇(やみ)の中で決めるとは、許せない」。十二日、川辺川ダム建設に伴う漁業補償案で合意した球磨川漁協と国土交通省。交渉場所や時間は組合員に一切伏せられ、ダム反対派は抜き打ち的な合意に怒りを募らせ、容認派からも批判の声が上がった。

【一面参照】

午後六時過ぎ、組合運営の正常化を求めて県庁で交渉していた反対派組合員の携帯電話が次々と鳴り、交渉合意の報が伝えられた。

漁民有志の会長の吉村勝徳さん(55)は「なぜ、こそこそするのか。組合員への裏切りだ」と執行部を批判。「国土交通省も私たち漁民や国民をばかりにしている」と怒りで言葉を震わせた。

「反対派が交渉場所に押し掛けるのも問題だが、こそこそであれば正々堂々とやるべきで、今後に尾を引く」と執行部の交渉のやり方を批判した。

理した方が都合が良い場合もある」とした。交渉場所が従来の八代市の漁協事務所から人吉市の旅館に移された経緯については、「昨日(十一日)、漁協側から場所と時間の指定があり、それに応じた。理由は聞いていないが、不適切な交渉ではない」と答えた。

「不適切ではない」

国交省工事事務所が会見



球磨川漁協との漁業補償交渉を終え、記者会見する塚原健一・国土交通省川辺川工事事務所長(右)と球磨郡相良村の同事務所

国土交通省川辺川工事事務所の塚原健一(55)所長は十二日夜、球磨郡相良村の同事務所で会見。球磨川漁協理事会が受け入れた漁業補償金額が、二月に否決されたと同額の約十六億五千万円だったことについて「追加された要望項目に回答しており、同じものとはいえない」と述べ、新たな補償案との考えを示した。

「(に該当する)は補償金のみ」としながらも、「理事会には補償金と(九項目を追加した)三十五項目の要望に対する回答を合わせて理解していただいた」と述べた。

市房ダムの県から国への移管要求に対する回答については「県の回答をそのまま漁協に伝えた。一般論としては、同じ水系のダムは同じ機関が管

主張 提言

熊本一規 52 明治学院大学教授

球磨川漁協の補償交渉委員会、川辺川ダム建設に伴う約十六億五千万円の補償金と三十五項目の要求に対する国側の回答を了承し、理事会も補償案の受け入れを決めたと報道されている。しかし、この補償交渉の継続には、多くの違法・不当な点が含まれている。

ダム補償交渉 回答には疑問

球磨川漁協と国土交通省の補償交渉では、一度目の補償案(約十六億五千万円の補償金と二十六項目の要求に対する回

答)が二月の総代会で否決された後、金額はそのままで要求項目が三十五項目に増やされた。

要求項目に対する国土交通省の回答は、球磨川漁協によれば「一度目より前進した」ということである。しかし、このように補償内

容を上積みしていくことが、果たして法的に可能なのか? 公共事業に伴う補償は昭和三十七年に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づいて算定されなければならない。要綱によれば、補償は原則として金銭補償とされ、現

● 球磨川漁協・補償交渉

2001年 川辺川をめぐる動き

川辺川を守る県民の会

●揺れる球磨川漁協と立ち上がる漁民達

ダム推進派で固められた球磨川漁協の補償交渉委員会と国交省の交渉が進む中、2月28日に球磨川漁協の通常総代会が開催された。ダム推進派から、漁業補償金を16億5,000万円とする国交省との契約の締結議題が提案されたが、反対40、賛成59で可決に必要な3分の2の同意にはいたらず、この案は何とか否決された。この議決によって、国交省はダムの本体工事着工を2年連続で断念する事態に追い込まれた。

ダム反対の漁民を応援すべく、この総代会の直前に、球磨川がそそぐ八代海の沿岸37漁協が団結して川辺川ダム反対を表明。国や県に対して八代海への影響調査を要望するが、11月6日、国交省九州地方整備局の八代海域調査委員会は「川辺川ダムが八代海に対し水質面で与える影響は無視できる程度」と評価、それに対し漁民は再び異議を唱えている。また、6月からは流域の坂本村、球磨川上流、八代と、ダム反対派漁民を中心とした任意団体も次々に設立され、反対派漁民の一層の連携化が図られることになった。

●見逃せない利水裁判

昨年の9月8日、熊本地裁で敗訴した「川辺川利水訴訟原告団」は、判決を不服として福岡高裁に控訴。前回の裁判で未調査だった約2,000人に対し、ダム事業計画変更に同意したかどうかの聞き取り調査を原告自ら5月～9月にかけて実施した。その結果、対象農家の同意率は60.8%で、土地改良法で必要とされる3分の2の同意には達していないとし、9月29日、高裁へ提出した。この調査は、「アタック2001」と命名され、多くの市民が調査に協力した。また、第1回口頭弁論では、市民団体の協力で法廷に大スクリーンを持ち込み、現地の素晴らしい自然や利水事業の問題点を映像で訴えるという珍しい取り組みもなされた。来年の2月には現地尋問も予定されており、今後の動向が注目される。

●住民投票をきっかけに活発化する人吉での動き

3月7日、川辺川と球磨川が合流する相良村の下流に位置する人吉市では「人吉市の住民投票を求める会」が設立され、有権者の48.5%である1万4,000人もの署名を人吉市議会に提出。しかし9月28日の議会において10対11で条例制定は否決される。その後、同会はダム反対の立場を明確にし、市民団体と連携して福永浩介市長のリコール運動を進めていくとし、新組織「21世紀未来の会」(仮称)を発足させる予定である。なお人吉市議会の動きとしては、この他に3月26日、議会で「環境アセス意見書」を1票差で可決、4月23日には「昭和40年の人吉水害の原因は市房ダムの緊急放流」とする「球磨川大水害体験者の会」の話を球磨川水系ダム問題対策特別委員会で聞いた、などがある。

●追い詰められたか球磨川漁協、再び怪しい動き

ダム反対派漁民は、漁業補償交渉委員会設置の取消しを議題とする総会を開催するよう、昨年何度も漁協に請求していた。しかし、推進派で固められている漁協執行部は、この請求に加え熊本県からの再三に渡る勧告を無視し続け、総会も開かないまま、2月28日の総代会で否決されたはずの国交省との漁業補償交渉を9月から再開した。緊迫した状況が続く中、反対派組合員による抵抗を恐れたのか、10月12日、補償交渉委員会は場所も時間も一切伏せた交渉の場で国と「闇の合意」を取り付け、さらに漁協理事会でこれを即時承認した。しかしながら合意の中身は、2月28日の総代会で否決されたものと同じく補償金の額は16億5,000万円のまま、さらに9つの追加項目を国が受け入れたという、実質的には何も変わっていないもの。10月30日の定例記者会見で潮谷義子熊本県

知事は、これら密室の合意に対して不快感を示し、これまで延期している総会を11月中に開催するよう、漁協に強く指導すると発言した。

地元では、11月の総会開催に向けて、親戚、職場の雇用関係、建設業者を使つてのダム推進派による脅迫まがいの委任状取りが横行している。と同時に、漁協への新規加入が数百人単位であつており、ダム推進派の多数派工作との報告を受けて、「公共事業チェック議員の会」は10月19日、実態の調査と補償交渉の適正化、事業の中止を国交省に要請。また、民主党、共産党、社民党もそれぞれ独自に現地に入り、反対派漁民の声を聞くなど、各党で漁協運営の正常化や事業の中止を求めての取組みがなされている。反対派漁民も、限られた人員で組合員宅をまわり総会の出席を呼びかけている。11月10日現在、総会開催の日程は明らかにされていない。

●「ダムは不要」治水報告書、待ったをかけられるか

11月5日、学者、技術者、市民でつくる「川辺川研究会」が治水に関する報告書を発表。国の出しているデータに基づいて行った検証で、川辺川ダムによって守られるとする資産の85%にあたる八代市は改修が進み現状で十分、他の地区の堤防かさ上げ等を入れても、費用は計画の1割である70億円で可能、またダムをつくった場合の費用対効果は0.53などダム不要の治水は十分可能としている。今後、この報告書をもとに、市民団体では質問、要望を提出し、よりよい治水のあり方を求めていくことにしている。

●その他の動き

- * 1月より行政不服審査法に基づく異議申し立て、事業認定取消しなどを各市民団体や有志で熊本地裁に提訴するが、「原告適格なし」として法廷での審理もされず。「川辺川・球磨川を守る漁民有志の会」の事業認定取消し訴訟のみ続行中。
- * 4月23日、「環境アセスメント」を求める請願書を国会へ提出、環境省にも実施協力を依頼。提出した署名数は、衆・参両議院合わせて14万6,000人。
- * 8月21日、流域住民への説明が適切かどうか審議するという「球磨川水系の治水に関する客観性検討委員会」を国交省九州地方整備局が設置。市民団体から要望された研究者2人を委員に加えよという要請を受け入れることなく、9月29日、わずか3回目の委員会で「国の説明に間違いなし」と総括。その後、同局の事業評価監視委員会も、10月16日、たった3回の審議で事業の継続を正式に了承した。
- * 10月9日、「県クマタカ調査グループ」の丹念な調査が実り、クマタカのつがいの繁殖行動が認められたとして、ダムサイト近くの通称「原石山」からダム建設のための採石を取りやめると国交省発表。
- * 10月29日、自然保護協会より、1年に渡る球磨川水系のアユ調査の結果とアユの生息環境を科学的に論議する「専門家パネル」の共同設置の要望が国交省に提出された。
- * 11月4日、「脊梁の原生林を守る連絡協議会」や「全国溪流保護ネットワーク」のメンバーによる砂防ダム問題の現地調査が行われた。計画されている約230基の砂防ダムのうち91基が完成、同会の調査ではダム上流の83基中約70基がすでに満砂と発表。
- * 11月7日、「川辺川を守りたい女性たちの会」が2月から取組んできた「尺鮎トラスト」について、10月末で注文が1,000口を越したと発表。かなりの評判で、川漁師への大いなる支援につながっている。秋冬は冷凍鮎や甘露煮の注文を受け付けている。

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

事務局 tel 096-349-8090 fax 096-349-8320

渡良瀬第二貯水池の建設が遠のく

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

国土交通省が湿地再生事業を優先して進めることを発表

国土交通省は来年度から渡良瀬遊水池の湿地再生事業に取り組むことを発表しました。その内容は次のとおりです。

- ① 渡良瀬遊水池を構成する第一、第二、第三調節池と河道部それぞれにおいて「緊急再生地区」、「再生地区」、「保全地区」を選び、緊急再生地区と再生地区を対象として湿地再生事業を行う。保全地区は湿地を保全するために手を入れるところである。
- ② 各地区の候補地の合計面積は緊急再生地区が30%、再生地区が120%、保全地区が350%である。緊急再生地区は10年程度で事業を進め、その後は再生地区を対象とする。
〔注〕渡良瀬遊水池の合計面積 3300%
- ③ 植生調査結果に基づいてこれらの候補地を選んだ。標高が高くて樹林地になっているところを中心に緊急再生地区、乾燥化が進んでオギ群落になっているところを中心に再生地区としたが、あくまで候補地であり、これから住民の意見も聞いて選択していきたい。
- ④ 湿地再生の方法は2000年3月から始めた試験掘削地のように、周りから真ん中に向かって傾斜を付けて掘り、地下水の湧出で池ができるようなことを考えている。

この国土交通省の発表で渡良瀬第二貯水池の建設が当面なくなりました。第二貯水池が計画されている第二調節池でもまず10年かけて緊急再生地区を、その後、再生地区を対象として湿地再生事業を行うことになりました。このことは、第二貯水池の建設が20~30年以上はなく、その建設計画が事実上消えたことを意味します。

第二貯水池は当初は利水治水の目的をもった多目的ダムとして計画されていましたが、最近の都市用水の需要低迷で利水目的がなくなり、あとは治水目的をどうするかが課題として残っていました。この治水目的についても、ここ数年のうちに策定される予定の利根川水系河川整備計画（20~30年の間に行う河川事業の計画）に第二貯水池が入らない可能性が高くなりました。河川整備基本方針では第二貯水池の治水容量（500万立方メートル）の数字がカウントされるかもしれませんが、整備計画には第二貯水池が入らないのではないかと考えられます。

これまでの経過

第二貯水池の建設が当面なくなったことは時代の流れでもありますが、それは同時に次のように渡良瀬遊水池について私たちが長年取り組んできた運動の成果と言えるものです。

1990年 住民協議会を結成

1990年~ 遊水池の自然を破壊し、下流の水道水質を悪化させる第二貯水池建設に対して

反対運動を展開

- 1995年~ 渡良瀬遊水池総合開発（二期）事業審議委員会（渡良瀬第二貯水池建設の審議委員会）に対して第二貯水池の不要性とその問題点を強くアピール
- 1997年 同審議委員会が第二貯水池計画の2~3年中断の答申を発表
- 1999年 住民協議会が渡良瀬遊水池エコミュージアム・プラン（遊水池の湿地を再生し、より豊かな自然を取り戻すプラン）を発表
- 2000年 住民協議会の代表世話人も委員に入った建設省の「渡良瀬遊水池の自然と自然を生かした利用に関する懇談会」が湿地の再生を前面に出したランドデザインを提言
- 2001年 住民協議会のメンバーも加わった新たなNGO「わたらせ未来基金」が設立され、わたらせ未来プロジェクト（渡良瀬湿地帯の再生プロジェクト）実現への活動を開始

住民協議会は上記のとおり、渡良瀬第二貯水池は必要性が希薄で、様々な災いをもたらすものであることを訴えるとともに、その対案として遊水池の自然をより豊かにするためのプランの実現に向けて取り組んできました。その活動が第二貯水池の建設より湿地の再生を優先するという国土交通省の方針転換に結びついたと思います。

また、第一貯水池の水質改善事業として国土交通省が開始したヨシ原浄化池の造成（貯水池の水をヨシ原に送って浄化を図る事業）は実際には水質改善効果がなく、ヨシ原の自然を破壊するものであることを私たちは調査データに基づいて明らかにし、事業の中止を迫ってきました。その結果、ヨシ原浄化池は当初予定の80%が40%へと、半分の造成で打ち切りとなりました。

今後の課題

しかし、これで私たちの運動が終わったわけではありません。これからも次の課題に取り組んでいく予定です。

- (1) わたらせ未来基金とともに、10年でチュウヒ、20年でハクチョウ、30~40年でコウノトリが自然営巣する環境の創出を目標として、渡良瀬湿地帯の再生を進める。
- (2) 国土交通省の湿地再生事業は掘削という工事によって遊水池の自然にダメージを与える可能性があるため、その事業の実施に私たちも関わり、監視していく。
- (3) 自然が乏しく、水質がひどく悪化している渡良瀬第一貯水池を改善する方法を検討し、その方法の導入を国土交通省に働きかける。
- (4) 第二貯水池の建設が当面なくなったとはいえ、一方で治水目的の第二貯水池の建設を求める動きもあるので、渡良瀬遊水池付近の治水事業として第二貯水池の建設が無意味であることを実証して周辺の人たちに伝えていく。

県と「損害補償できない」

気仙沼市

新月ダム関係地権者会へ回答

振興策で三者協議

「今月中旬にも初会合」

気仙沼市の新月ダム関係地権者会(吉田幹雄会長、会員百二十一人)がダムの建設中止に伴い、会員に損害が生じたとして総額約六億七千二百万円の補償要求をしていた件で、県と気仙沼市は二日、地権者会に対し「関係法令を踏まえて十分検討した結果、損害補償はできない」と回答した。今後、県と市、地権者会で新月地区の振興策などを考える協議の場を設けることにした。鈴木昇市長は「今月中旬にも第一回の会合をもちたい」としている。

新月ダム関係地権者会へ、気仙沼市役所であり、県が一席、地権者会からは吉田会長の県と気仙沼市の回答は、「江口正朗土木部次長が出席、小野寺尚一事務局長ら役員六人が出席した。



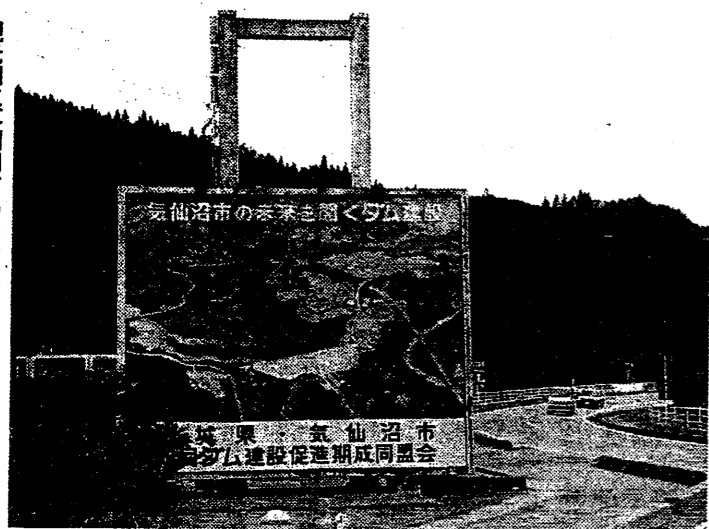
はじめに江口次長が県の回答をした。次長は「新月ダム建設の休止、国庫補助の中止はやむを得ない客観的事実によるもので、民法や土地収用法などに照らしても要求の損害補償はできない」とした。しかし「新月地区、その周辺の基盤整備が重要であると認識しており、今後とも整備に努力してまいります」と話した。鈴木市長も県と同様に損害補償はできない、としたが「あらゆる機会を通じて補償要求への回答文を手渡し、握手する鈴木市長と吉田会長(右)

地権者会や地域の皆さんの「新月地区の振興に積極的意見を十分聞き、今後さら」に取り組み、その実施に当

たつては、県の参画を得て地権者会の意見をうかがう場を設ける」と回答した。今月中旬にも県と市、地権者会の三者で協議の場となる初会合を開く意向を示した。懇談の中では、地権者会の出席者から「地権者の気持ちを踏みにじる結果となつて、非常に残念だ。今後額は六億七千二百五十万は、ダムに代わって後世に残る振興策に本気で取り組んでほしい」との意見があった。県と市の回答に対し、地権者会は今月末に役員会を開き、今後の具体的な対応を決めたいとしている。なお、地権者会は九月末で解散の予定だといふ。地権者会は二〇〇〇(平成十二)年十二月に県と気仙沼市に新月ダムの建設中止による補償を要求。要求額は六億七千二百五十万円が逸り利益として算定された。

新月ダム推進の大看板撤去

観光用に再利用するため、高い位置から下る新設した新月ダム促進看板「気仙沼市大林



林市大林 284号 国道 気仙沼市 気仙沼市

観光客向けに衣替え

県から無償譲渡の市13日の国体前に整備

看板は、県と市、新月ダムで立てた。ダム計画が土木建設促進期成同盟会が共、止となった九七年以降、市

と観光業界の間で「観光用に再利用できないか」との話が浮上。要望を受けた県から先日、正式に市に移管された。トタン製で、鉄骨の枠ともにあちこちが古びているが、修繕すればまた使えるといふ。

来を開くダム建設一のスロ一ガンを入れた図柄。上下線両方から見ると、二枚背中合わせにして立てられた。市が協定書に調印し着工が決まった年で、ダ

気仙沼市西部で新月ダム建設着手が決まった一九八八(昭和六十三)年、同市大林の国道284号沿いに設置され、ダム建設促進を訴え続けてきた大看板が、三日までに取り外された。ダム推進派にとっては運動のシンボルでもあったが、事業中止と代替案策定の進行に伴い、看板を管理していた県が、市に無償で譲渡した。近く観光客歓迎の看板に生まれ変わる。

ム建設機運がピークに達した時期でもある。

その二年後の九〇年に発足し、ダム建設にずっと協力の立場をとってきた新月ダム関係地権者会(吉田幹雄会長)にとっても、看板は心のよりどころだった。吉田会長は「看板は自分たちの活動ともあった」と語る。役目を終え取り外されたことについては「少し寂しさも感じるが、いつまでも感傷に浸っているわけにはいかない」と話し、新月地区の新たな振興策に期待を寄せていた。

平成13年度の工事中・計画中ダム(国土交通省関係)

[生活貯水池(貯水容量100万立方メートル未満)を除く]

(単位:百万円)

(単位:百万円)

Table with columns: 河川名・ダム名, 所在県名, 13年度事業費, 備考. Lists various dam projects and their costs across different prefectures.

Table with columns: 河川名・ダム名, 所在県名, 13年度事業費, 備考. Lists dam projects under '直轄河川総合開発事業' and '直轄流況調整河川事業'.

(単位:百万円)

Table with columns: 河川名・ダム名, 所在県名, 13年度事業費, 備考. Lists dam projects under '水資源開発公団事業'.

(単位:百万円)

Table with columns: 河川名・ダム名, 県名, 13年度事業費, 備考. Lists dam projects under '河川総合開発事業(補助)'.

(単位:百万円)

Table with columns: 河川名・ダム名, 県名, 13年度事業費, 備考. Lists dam projects under '河川総合開発事業(補助)'.

(単位:百万円)

Table with columns: 河川名・ダム名, 県名, 13年度事業費, 備考. Lists dam projects under '治水ダム建設事業(補助)'.

「ハッ場ダム問題を考える地方議員の会（仮称）」について

ハッ場ダムをつくらせてはならない

今年6月にハッ場ダムの地元、長野原町の水没関係五地区連合補償交渉委員会と国土交通省との間で用地買収価格などの補償基準に関する調印が行われた。（ただし、ダム直下の吾妻町の住民との補償基準交渉はこれからである。）この後は個別の補償交渉になり、ハッ場ダムは建設に向けて一歩動きだした。現在、ダム予定地の周辺では毎年180億円という巨額の予算を投じて、付け替え道路や砂防ダムの建設などの関連工事が行われている。

しかし、次に示すように、ハッ場ダムには看過できない問題点がいくつもあり、ハッ場ダムをつくらせてはならない。ダム中止を向けた運動を展開していかなければならない。

地元の群馬県ではすでに「ハッ場ダムを考える会」があって反対運動が進められている。今回、ハッ場ダムの受益予定者である下流都県に「ハッ場ダムを考える地方議員の会（仮称）」をつくって、下流の側からハッ場ダムの水利権返上を求める運動を展開することになった。

ハッ場ダムの問題点

(1) ダム建設の必要性がない。

- 1) 東京都、埼玉県、千葉県等の受水予定者はいずれも水需要が飽和状態になったかまたは増加率が著しく鈍化しており、ハッ場ダムなしで将来の水需要を充足することは十分に可能である。
- 2) 国土交通省の計算でも1947年カスリン台風（利根川水系治水計画の対象洪水）におけるハッ場ダムの洪水調節の効果はわずかであり、治水上もハッ場ダムは不要である。

(2) ハッ場ダムは欠陥ダムである。

- 1) 夏期の利水容量が2500万㎡しかなく、開発水量14㎡/秒を生み出すことは到底無理であり（たった20日分の利水容量）、また、利根川水系ダムの利水容量を7%増やす役割しかない。
- 2) ダム上流域から多量の栄養塩類が流れ込んでいるので、ダムを建設すれば、藻類の異常増殖による水質悪化が必ず進行する。
- 3) ハッ場ダムは堆砂の進行が早く、更に、中和生成物（吾妻川は強酸性河川であるので、中和を行っている）の沈殿も加わるので、50年程度で夏期利水容量が土砂等で埋まってしまう。

(3) 巨額の財政負担を強いられる。

ハッ場ダムの事業費は地域振興事業も含めると、現段階の試算でも5000億円を超える。その巨額の負担が国税、地方税、水道料金に回り、ツケが一般市民の肩にかかってくる。

「ハッ場ダム問題を考える地方議員の会」（仮称）設立へのお誘い

今、ダム建設や埋め立て事業など、自然を破壊する無用の公共事業の見直しを求める世論が大きく広がっています。昨年、与党三党は一部の公共事業に対して中止勧告を行いましたが、その対象は全公共事業のほんの一部であり、所詮は大半の公共事業を進めやすくするためのトカゲの尻尾切りでしかありません。政府や行政に公共事業の見直しをまかしておくわけにはいきません。国会議員や地方議員の有志と住民が真の見直しを進めていくことが必要です。

国会においては超党派の「公共事業をチェックする議員の会」（会長 中村敦夫参議院議員）があって、ダム建設問題等について精力的な活動を進めています。同じように、地方議会においても公共事業をチェックする行動を起こしていくことが必要ではないでしょうか。

利根川水系においては無用のダム建設がいくつも推進されています。その代表格といえるべきハッ場ダムは、下流都県が新規水利権を予定しているものの、水需要の飽和現象でその必要性は失われています。そればかりか、水質悪化などの様々な問題点を持つ欠陥ダムであり、なおかつ、下流都県の住民に巨額の費用負担を強いるものですから、何よりもまず、このダムの中止を求めていかなければなりません。

そこで、まずは「ハッ場ダム問題を考える地方議員の会」を設立して、ハッ場ダムの建設を中止に追い込むための活動を進めていきたいと考えております。いずれ、この会を「公共事業をチェックする地方議員の会」に発展させ、公共事業全体の見直しを進めていく予定です。

つきましては、「ハッ場ダム問題を考える地方議員の会」（仮称）の趣旨に賛同される方は、是非、本会にご加入くださるよう、お願いいたします。

2001年 月 日

「ハッ場ダム問題を考える地方議員の会」（仮称）発起人
連絡先

日高新聞 No. 90号 北海道自然保護連合会 道庁定例会
 山道アイヌ語学校 スキーン 冬期間の山道職業訓練校

人用らしく生きる道ほど遠い道のではない

国際熱核融合実験炉 (ITER) に反対する

国際熱核融合実験炉 (ITER) について「燃料を外部から供給することから、その停止により核融合反応が速やかに停止し、暴走しないなど、原理的に高い安全性を有しており……独立、多重の閉じ込め障壁などにより放射性物質の漏洩拡散を防止するなど、安全、環境面において必要な対策を講ずべきこととされており、道があらゆるITER問題に関して一律かつ画一的に公表しているものと同様のものではなかった。」

核融合炉は世界的にも理論段階の概念装置であるのが実状です。道庁の担当課職員に最先端科学者がいるとは思われず、きわめて無責任で横暴な発言であり、嚴重に注意を促したいと思われまます。「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること(地方自治法第2条第3項第1号)」に関連して「安全」について行政は常に慎重でなければならないはずで、市民と専門的研究者の間で十分な討議がなされた上で議会が判断するまで、安易に行政が介入するべきではないと思われまます。

核融合炉は、現在公表されている各種資料によれば、世界的にも各種の実験装置が作られた段階にすぎないといわれています。入力エネルギーが膨大なため出力エネルギーがそれを上回るには極めて大規模な装置にならざるをえず、ITERの規模をもつても発電するまでには到底及ばず、ITERが目指しているのは自己点火と長時間燃焼(約100秒)といわれています。ですからITERそのものはエネルギー供給に何ら貢献しないばかりか、そこで消費される膨大なエネルギーのために、余計なダムや火力発電施設が必要となることも考えられます。泊原発3号炉の建設がゴーサインされている現状では「ITERを誘致できる

生命とは、死を恐れず、認めず、受け入れたりする。

経済的基盤は今の北海道にはない」と思われまます。よもや、沙流川・平取両ダム計画、千歳川放水路計画が、核融合炉で用いられる大量の冷却水のために計画されたのであれば「安全性は無い」としか表現できない愚行であることは明らかです。

さらに核融合炉は実用化された場合であっても、燃料が自然界に存在しないトリチウムであることから、日本にはないCANDU炉などの使用済み核燃料を輸入しなければならぬため、決してクリーンなエネルギーとは言えず、通常の原発における核燃料の海上輸送上の諸問題も、これまで以上に深刻になると思われまます。

また、これまでトリチウムを大量に扱ってきたカナダのピッカリング市やその周辺ではダウン症候群の赤ん坊がはやっており、八〇%増し(期待値二・九に対し二四例発症)に増加したことがイアン・ブニアリさんらによって報告されています。さらに、呼吸によって体内に吸収された場合は九九%、血液中に取り込まれ、遺伝子(DNA)の水素と置換し、そこでβ線を放出してDNA鎖を切断し、突然変異を引き起こす可能性があります。そのためダウン症や新生児死亡、小児白血病の危険性が出てくると考えられます。そうしたトリチウムの性質について放射線医学総合研究所では「トリチウムの哺乳類初期胚への低線量放射線の影響の線量効果関係の測定」として研究されているところです。何の根拠も提示することなく、「安全」であると言いつける行政によって、私たちの生活が不安に脅かされ、生活する環境を破壊されることに対して、強く抗議します。

ITER基地の10数年の間には、皆様の御協力が、感謝です。

ITER(国際熱核融合実験炉) 反対の署名運動をしています。抗議行動に協力できる方の連絡をお待ちします。

〒055-0101 北海道沙流郡平取町字二風谷七九一八
 011-4571-1106
 011-4571-1133
 沙流川を守る会

環境保全、争点から除外

不満隠せない原告

デモで正当性をアピール

「不当判決。絶対に許せない」。二十八日に横浜地裁で判決が言い渡された相模大堰（せき）訴訟。「環境裁判」と位置付け、相模川の貴重な自然を取り戻そうという主張が受け入れられず、原告団は怒りをあらわにしていた。

（厚木支局・石巻根 剛）

キジ、タコノアシ、コアシ、イトアメンボ、カワラノギク…。相模大堰（海老名市厚木市岡田）周辺は、大堰の建設される前は美しい自然に恵まれ、野鳥や昆虫、魚、草花の貴重な生息空間だった。昔は一面に美しい花を咲かせていた。（県のリッ

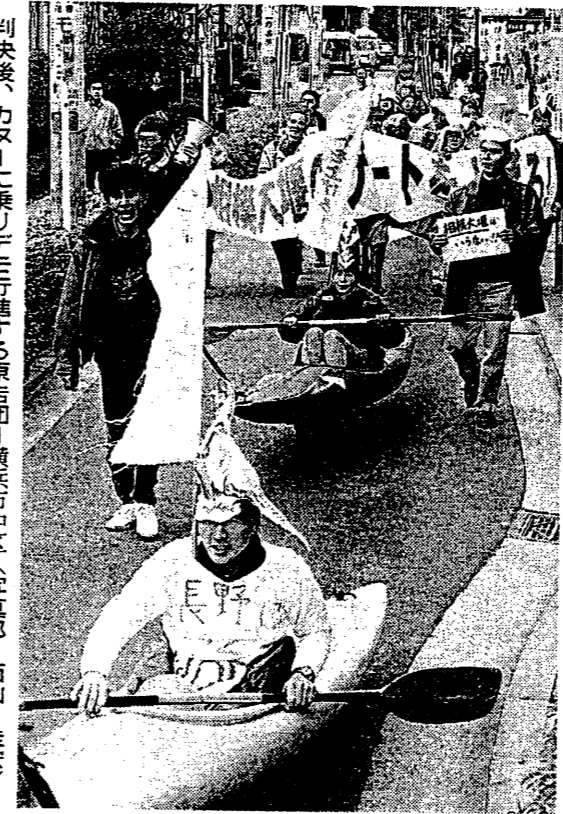
ドレータの絶滅種に指定されている。珍しい昆虫などもたくさんいた。大堰周辺に住む「カワラノギクを守る会」会長の河又猛さん（左）は懐かしそうに振り返る。

ワラノギクは絶滅の危機にひんし、河又さんは苗の移植などで懸命に繁殖を進めている。

今回の裁判で原告団は「美しい自然環境を取り戻したい」という大堰周辺住民の声をこたえ、生態系の保全を柱の一つとして前面に出して争った。しかし、判決では環境保全についてはほとんど触れずじまいだった。原告団の氏家雅仁さん（右）は「裁判では『昆虫や魚が主人公』を台言葉にしてきたが、途中で争点から外されてしまった」と悔しさで唇をかみしめる。



相模大堰のゲートを上げる！
会見する弁護団と原告団（横浜市中区・かながわ労働プラザ）（写真部・西山 佳宏）



判決後、カヌーに乗りデモ行進する原告団（横浜市中区）（写真部・西山 佳宏）

「判決は到底受け入れられない。最後まで徹底して争う。一刻も早く大堰のゲート（水門）を上げさせ、少しでも昔の環境を取り戻したい」と話していた。

相模大堰公金差し止め訴訟

住民側の請求を棄却

地裁 知事の被告適格退ける

県内広域水道企業団が建設した相模大堰（おせき）（海老名市厚木市岡田間）をめぐり、県などの水需要予測は過大で大堰は不要などとして、県内の自然保護団体のメンバーが大堰を含む相模川水系建設事業への公金支出の差し止めと長洲二・前知事の遺族に一億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十八日、横浜地裁であった。岡光雄裁判長は既に支出の終了した一九九九年までの公金支出差し止めについて却下した上で、「大堰は必要なかったとはいえず、事業内容に違法性もない」として、二〇〇〇年度以降の支出差し止めと前知事遺族への損害賠償請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

原告側は控訴へ

訴えていたのは、厚木市旭町二丁目、養護学校教諭金子裕明さんら計十三人。

判決理由で、岡光雄裁判長は「争点となっていた知事の被告適格について、一般会計から（企業団）

支出するための水道事業特別会計への支出は「公金」として認められ、九九年までの公金支出（約六千八百三十億円）については「既に支出は終わっており、訴えの利益は消滅した」として訴えを却下した。

「同事業の水需要予測については、実績値が計画段階の予測値より低くなった段階で、企業団は予測の抜本的な検討をすべきだった」と指摘したが、「知事は企業団に対し従たる立場」と

判断。第二期事業が凍結されたことなど併せて「知事が中断させたこと」に違法性はないとした。さらに宮ヶ瀬ダムの開発水量を県側の主張通り「毎秒十五」と認定。「それに見合う取水施設の建設は必要」と判断した。

原告側は、宮ヶ瀬ダムの開発水の取水方法について、県などが別事業で建設していた取水施設で大堰の五ヶ下流にある「寒川取水堰」（寒川町宮川）平塚市大神間での取水が可能で、大堰建設は「重複投資と主張していたが、岡光裁判長は「取水堰との代替の検討について物足りないものを感じる」と指摘。しかし「ダム

の取水量は取水堰だけで足りる」と認められなかったことも「結論的に違法」と認められなかった。原告側は「環境保護を求めている原

告側の「同事業は環境基本法などに違反する」との訴えに対しては、岡光裁判長は「すでに具体的な請求権が発生するとはいえない」として退けた。

原告側は「あらゆる面で納得できない」として、控訴する方針を示した。

岡崎洋知事は「県側の主張が認められ、妥当な判決と考えている」とコメントしている。訴訟は、相模川の生態系に重大な影響を与えると見て、大堰建設反対運動を続けていた県内の自然保護団体のメンバーらが約三千二百人による住民監査請求を経て九三年十二月、提訴していた。

◆相模大堰 相模川河口から十二ヶ上流の海老名市厚木市岡田間に建設された相模川取水施設の可動ゲート式取水堰。総延長は四百九十五坪。宮ヶ瀬ダムが開発水を水道用水として利用する「相模川水系建設



長さ約500m。海老名（手前側）、厚木両市にまたがる相模大堰

時代遅れの判決だ
法政大法学部・五十嵐敬喜教授（公共事業論）の話
「行政のやっていることは正しい」とする、時代遅れの判決だ。また、大堰の建設について「不当ではない」「違法ではない」と結論付けているが、どこまでなら許されるのか、基準が示されていない。一部で公共事業の見直しが始まっているが、公共事業のシステムが変わらない限りは、裁判所が変わらないからだ。

「河川改修進み 大洪水防げる」

川辺ダム不要の代替策

専門家グループが国データで導く

熊本県球磨川で80年に1度の確率で起こるとされる大洪水は、部分的な堤防がよければ約70億円の工事で防げるとする報告書を、民間研究グループがまとめた。国の川辺川ダム計画を策定以来36年間に進んだ河川改修の治水力を算入したため、本体工事で700億円を費込む同ダムは不要と結論づけた。国は改修結果に基づき計画見直しをしておらず、国の水資源開発審議会などを務めた東京大学の高橋裕名教授は「検討に値する。このダム計画は見直しのための第三者委員会に差し戻してほしい」と話す。内容が5日公表されるが、同ダムだけでなく、全国の治水計画見直し論に弾みをつけそうだ。(23面に関連記事)

堤防をかさ上げで十分

報告書をまとめたのは川辺川ダム計画に反対する学者、技術者、市民らでつくる川辺川研究会。60年策定の計画は、球磨川が1秒間に安全に流せる水量(計画高水流量)を下流の八代市周辺で7000立方メートル、上流の人吉市街で4000立方メートルと設定。80年に1度といわれる大洪水時の水量(基本高水流量)は下流で8000立方メートル、上流で7000立方メートルと算出

し、それぞれの差を川辺川ダムと既設の市街ダムで埋めようとしている。だが、治水計画策定後の河川改修で、80年の洪水では下流7264立方メートル、上流5400立方メートルと計画高水流量を上回る量が流れたのに水位上昇を防ぐには下流地区で

2.63倍、人吉市街で1分の余裕があった。そこで報告書では、人吉市街地、中流、八代市周辺で、今の球磨川が流

せる水量を国が公表している過去の洪水の流量や水位などから計算した。それによると、八代周辺は毎秒1立方4000立方メートルに耐え、80年に1度の大洪水をしのげる。人吉も基本高水流量から市街ダムがカットする毎秒400立方メートルを除く66

川辺川ダム

費用対効果は0.53倍

研究会「不要」報告書を公表

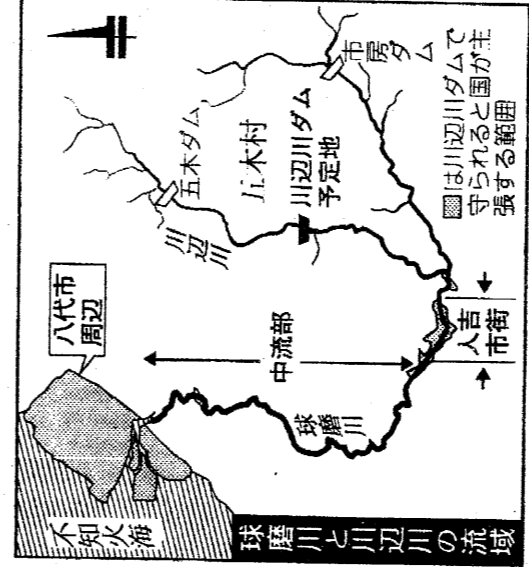
川辺川ダム計画に反対する民間の研究グループ川辺川研究会は5日、熊本県庁で会見を開き、報告書「球磨川の治水と川辺川ダム」を公表すると共に、ダムの全体事業費2680億円と比べた費用対効果を0.53倍と発表した。一方、球磨川の治水は部分的な堤防か

さげで十分とする報告書の指摘は地元関係者に波紋を呼んだ。ダム反対派は「我々の主張の根拠になる」と歓迎。推進派は「ダム建設が最善と改めて主張した。ダムの費用対効果は、国土交通省川辺川工事事務所の塚原健二所長がこの日事務所を訪れた国土

交通省川辺川工事事務所の塚原健二所長がこの日事務所を訪れた国土

交通省川辺川工事事務所の塚原健二所長がこの日事務所を訪れた国土

交通省川辺川工事事務所の塚原健二所長がこの日事務所を訪れた国土



00立方メートルを流すには堤防をかさ上げする約20億円の工事で足りる。中流は未改修地が多く、現計画より宅地部分を2.5倍増やす約50億円の工事を提案する。これについて高橋名教授は「上・中・下流別に堤防や土地利用形態を考へて検討している点は今後の河川計画を考へる上で一つの方向性を示した。(現計画の)費用を突いた報告書が出されたと感じ評価する。」(福岡県正)

出しても国は絶対に基本計画は変えないだろうが、漁業のためにはダムはないのが最良。国交省が計画を見直す」と発言すれば「当然それに従う」と話した。球磨川漁協のダム反対派の毛利正二・八代川漁師組合長は「すごい報告書だ。我々が直感していたことが裏付けられたと声を弾ませる。」



川辺川ダム不要の代替案について記者会見する川辺川研究会の関係者＝熊本県庁で5日午後3時過ぎ、下園和仁(写す)

●川辺川研究会・治水報告書

国の漁業補償案を否決

川辺川ダムで球磨川漁協総代会

賛成2/3に達せず 年度内の事実上困難に 本体着工

球磨川漁協(本東也組会長、千八百四十八人)は十八日、人吉市で通常総代会を開き、川辺川ダム建設に伴う国土交通省との漁業補償契約の締結案を採決したが、賛成五十九、反対四十四、必要な三分の二以上の賛成に達せず否決された。同協は「球磨川漁協の同意」をダム本体着工の前提としてきただけに、年度内着工は事実上困難な見通しとなった。

〔3、26、27面に関連記事〕



投票結果が書き込まれたホワイトボードの前で、話し合いを続ける様子。18日午後、人吉市のサンパレス宴会館

の、年度末までの一月間、で収束手続きを終えるのは難しい。潮谷義子知事は同日、国が強制収用という手段に出ることは好ましくないとの見解を示しており、厳しい局面に立たされた。総代会は、組合員が昨年

同協には土地収用法に基づく漁業権の強制収用の選択肢が残されているもの

川辺川ダム 国が二九六年、球磨郡五木、相良両村の川辺川に建設計画を発表。治水や農業用水供給などを目的とするダムで、総貯水容量二億三千三百立方メートル。完成すれば九州で最大級のダムになる。本体工事

の総事業費約二千六百五十億円。水没予定地の阿村は九六年、ダム本体の建設に同意。付け替え道路など村道工事も進んだが、漁業権を待って球磨川漁協と補償問題が未解決のためダム本体の工事は延期されている。

会と同省九州地方整備局が合意の下に作成した。①契約締結の時点で球磨郡相良村藤田の同ダム建設予定地の共同漁業権が消滅②同協が本体工事を承諾する一方、国はダム建設による漁場変化や工事の影響による損失補償金を支払うことなど

請求した臨時総会の「先行開催」を求める真の動向や行政指導を事実上拒否して聞かれる、異例の事態となった。

約・規定の制定の二議案を先行審議した。冒頭から議事運営をめぐる議長が解任されるなど混乱。午後から補償契約締結議案の投票を行い、賛成五十九、反対四十四で、「漁業権の喪失」に必要な三分の二以上の同意に達せず、否決となった。配分委員会

の内容。補償金は総額約十六億五千三百万円。漁業補償交渉は、同協が「昨年五月、同協協に初めて提案。漁協内ではダム容認派と反対派の対立が激化する中、昨年九月の臨時総代会を交渉入りを見送る。十一月から補償協議が始まった。一方、同協は土地収用法に基づく事業認定を受け、漁業権を含む物権の強制収用も可能な状態となっている。

地区代表の総代五人のうち委員候補十一人が出席して午前十時すぎ開会。来年度予算案などの通常議案に先立ち、同ダム関連の「球磨川水系の共同漁業権の一部消滅・制限と漁業補償契約の締結」と「補償金」配分委員会に関する規

約・規定の制定の二議案を先行審議した。冒頭から議事運営をめぐる議長が解任されるなど混乱。午後から補償契約締結議案の投票を行い、賛成五十九、反対四十四で、「漁業権の喪失」に必要な三分の二以上の同意に達せず、否決となった。配分委員会

の内容。補償金は総額約十六億五千三百万円。漁業補償交渉は、同協が「昨年五月、同協協に初めて提案。漁協内ではダム容認派と反対派の対立が激化する中、昨年九月の臨時総代会を交渉入りを見送る。十一月から補償協議が始まった。一方、同協は土地収用法に基づく事業認定を受け、漁業権を含む物権の強制収用も可能な状態となっている。

熊本日日新聞 2001年2月20日(22社会面) (第3種郵便物認可)



川辺川ダム計画で八代海沿岸漁民約1500人が参加して開かれた総決起集会。国土交通省への抗議文を採択した八代郡鶴町

川辺川ダム計画

八代海の影響調査を

沿岸37漁協が総決起集会

川辺川ダム建設計画をめぐり、八代海沿岸の三十七漁協でつくる「川辺川ダム対策委員会」(会長・宮本勝範町漁協組合長)が十九日、八代郡鶴町で総決起集会を開き、年度内の本体着工を目指す国土交通省に対し、八代海への影響調査の実施と本体着工の延期を求めることを選んだ。

同町内田の町民文化ホールであった集会には、八代や美草などから漁民約千五百人が参加。宮本

会長が「不知火海は日本有数の雑魚の育つ海。影響調査をしてもらうまで本体着工をさせるわけはいかない」とおどろ

した。会場からは「既存ダムによる環境悪化でサメが激減した」「末端の漁民の声を無視した開発は許せない」「海に養わ

れている漁民が守らないで、だが海を守るのになど、川辺川ダムに反対する意見が相次いだ。集会ではダムが八代

海に与える影響調査を第三者を入れて実施する④調査結果が検討・評価されるまで本体着工を無期限延期する⑤とした抗議文を採択。同協が要求に反対しない場合、ダム反対を表明することを選んだ。宮本会長が近く、同省川辺川工事事務所に抗議文を提出する。同会は二十一日、潮谷知事と面談し、同省への働きかけを要請する。

会長は「真の指導は近く緊急理事会で検討する。しかし定例総代会で補償問題を議題とする方針に変わりはない」と述べた。臨時総会は、ダム反対

派が昨年十一月、漁業補償交渉委員会の設置などを決めた同年九月の臨時総代会決議の取り消しなどを議題に請求。県が開

●球磨川漁協・総代会

●八代海沿岸漁協の動き

人吉市議会

「川辺川ダム」問う住民投票

条例案を1票差否決



記名票を投じる議員。左端は投票を見守る福永浩介人吉市長。28日午後2時45分ごろ、人吉市議会

人吉市の有権者の半数近い署名で制定請求された「川辺川ダム本体建設の賛否を問う住民投票条例案」を審議していた人吉市議会（大重政頼議長、二十二）は二十八日午後、同条例案を賛成十、反対十一の賛成少数で否決した。

【25、26、27面に関連記事】条例制定を請求した「人吉市の住民投票を求める会」（工藤益雄会長）は、条例案が否決された場合には市長解職と市議会解散の直接請求に取り組み方針を

ほっとしている

福永浩介人吉市長の話
一票差は予想通りだが、（条例案が）否決され、ほっとしている。市民の意思は知っているつもり。いちいち住民投票するわけにはいか

確認している。今後は福永浩介市長と議会の同時リコール請求が焦点になる。審議の冒頭、福永市長は条例制定に反対する意見を表明した。質疑と討論には延べ十八人の市議が登場。ダムの防災上の必要性や市政への民意の反映、ダムを前提に生活再建を進める球磨郡五木村への配慮などを論点に、それぞれ住民投票に賛成と反対の立場で意見を述べた。

採決は記名投票で行われ、議長を除く二十一人のないし、すべてを市民の意向通りに考えるわけでもない。川辺川ダムの年度内着工に向け、今まで通り活動する。条例案が否決されたからといって、リコールとというのは妥当性を欠く行為だ。

●人吉・住民投票の動き

うち賛成十、反対十一の一票差で条例案は否決された。条例案は、同会が十七日、有権者の48・5％に当たる一万四千六百三十五人分の署名を添えて直接請求した。

川辺川ダムを対象にした住民投票条例案が審議、否決されるのは、六月の八代郡坂本村議会に次いで二例目。人吉市は同ダムによる治水での最大受益地とされるだけに注目を集めた。

川辺川利水事業の計画変更

同意率60.8%止まり

原告弁護団聞き取り調査で

球磨郡相良村に計画中の川辺川ダムから取水する国営土地改良事業をめぐる川辺川利水訴訟の控訴審で、原告弁護団は二十九日、事業変更計画への同意の有無を聞き取り調査した対象農家約二千人のうち、五百五十八人の同意署名に「自署でないなどの問題がある」との調査結果を福岡高裁に提出した。

土地改良法では、対象農家の三分の二以上の同意が必要。原告弁護団によると、今回の調査により、対象農家三千九百四十四人（用排水事業）の同意率は60.8％（二千三百七十四人）にとどまるとしている。

昨年九月の熊本地裁判

決は、対象農家のうち原告が未調査の約二千人をすべて同意とみなし、75・1％にあたる二千九百三十二人の同意を認め、原告の訴えを退けた。福岡高裁は、原告弁護団に未調査分の同意署名の認否確認を要請。今年五月から九月まで、約二千人

から聞き取り調査を行っていた。原告弁護団によると、聞き取りが完了したのは千八百四十六人。このうち、「本人の署名、押印でない」が二百十人、「本人の署名でない」が五十六人だった。また、署名

「負担金は」などと誤った説明を受けたり、利水事業について全く説明されていないケースも四百八十七人（一部重複）に上った。原告弁護団の森徳和事務局長は「同意署名の集め方に、極めて重大な問題があることが分かった。今後の裁判で、ずい

んな実態を明らかにすること話している。十一月三十日の第四回口頭弁論では、同意署名を集めた球磨郡四町村の担当者の証人尋問がある。

●利水訴訟 (控訴審)

徳山ダム建設中止を！～昨年総会以後の報告～

徳山ダム建設中止を求める会

徳山ダムは、総貯水量6億6000万トン（浜名湖の2倍）、建設費2540億円（1985年単価。完成時にはこの数字を遙かに越えることは確実である）の巨大ダムである。水資源開発公団が「2007年完成」を目標に工事を進めている。

（1）収用裁決と収用裁決取消訴訟

5月23日、岐阜県収用委員会は、私たちのトラスト地についての強制収用の裁決を出した。現行土地収用法の規定によれば、事業認定処分がなされている以上速やかに収用裁決するのが収用委員会の義務である、ということになる。表面的にさえも「第三者」も「客観的な検証」も関係ない「お上の決定」＝事業認定処分、住民や市民の基本的な権利を奪うことができるという、実に乱暴な法律である。

この収用裁決に対して、7月31日、「前提としての事業認定が違法であるから取り消せ」という訴訟を、地権者74名で提訴した。

（2）徳山ダム裁判

＜事業認定取消訴訟＞

今年の初めから、毎回（だいたい毎月）一日中かけての証人尋問が行われた。原告側2人、被告側2人の主尋問・反対尋問が10月で終わった。裁判は山場を越え、最終段階にさしかかっている。

原告側としては「水公団の事業である以上、水需要が発生しえない当該事業には合理性がなく、事業認定処分は違法である」との主張に則って、水公団（事業認定申請者）の水需要予測の不合理を突き、それをそのまま認めた事業認定処分の違法性を明らかにした。水需要予測に関しては「完膚無きまでに」相手を叩いたと考える。

問題は、原告側のあえて水需要に争点を絞った主張と、被告・国側の「徳山ダムの目的はいろいろあって、何らかの目的に合理性があれば違法ではない」という主張とを裁判所がどのように考えるかである。

この大事な時期に、裁判長が転勤で交代する。原告としては、3年近くかけて裁判官の説得に努めてきたことの成果が実るかどうかが心配である。

＜岐阜県公金支出差止訴訟＞

原告側は知事の同意が財務会計行為であることを重ねて主張し、平成元年の同意の根拠となった岐阜県の水需要予測の資料を提出するように再度要求した。被告側は「同意の根拠を争点とする必要はない」として資料提出を拒んでいる。

こちらの裁判はまだ入り口段階であり、次の裁判長の訴訟指揮が注目される。

＜収用裁決取消訴訟＞

原告側は、訴状の段階から事業認定取消訴訟との併合審理を主張している。収用委員会の裁決手続云々の瑕疵を争うつもりはないからである。被告側は「原告側から裁決手続についての主張が出てくるかもしれないから併合審理は無理」というが、審理引き延ばしのためであろうか。原告側としては、引き続き審理併合を要求していく。

（3）大垣市などの対応

今年4月、大垣市長選挙が行われ、新市長が就任した。私たちは「水の都」大垣の水源転換について公開質問状を提出した。きれいで豊富な地下水をやめて徳山ダムの水に換える、というのはどう考えても納得できない。これに対して「回答」は、「水源が複数になることは良いことだから徳山ダムの水源は確保する。費用については、まだ計画がはっきりしないから、答える段階にない」というものであった。「計画がはっきりしない」というのは、隠しているというのではなく、本当にあいまいであるらしい。市の責任者もよく分からないままに「水源を確保する。水の供給を受ける」ことだけが決まっているというのである。「計画が明確になるまでは市民に検討材料を与えない（自分たちもロクに検討もしない、国や県の方針に従うだけだから）。」結局は「計画が明確になったときにはもう市民が何を言っても計画は変えられない」というお定まりの話になるのである。

大垣市の隣町・神戸町では、議会での質問に対して町長は繰り返し「徳山ダムの水は要らない」と答えている。にもかかわらず「水は要らない」という見解を県に正式に伝えてはいない。県は「地元は水が要ると言っている」と言い、市や町では「要らないが…」とか「分からない」と言う。どこも住民に対する責任を果たしていない。

（4）現地の状況

☆ 旧徳山村の集団移転地の一つである文殊団地では、移転後間もなく地盤沈下が始まり、新築した家が傾き出した。その再移転の交渉がようやく決着したと伝えられる。公団のずさんな造成工事によって、移転住民は大きな苦痛を強いられ、納税者には多大な再移転の費用が押しつけられた。

☆ 徳山ダムの「地元」藤橋村の村長・島中氏が病気のため辞任した。「大きくてカネをかけた施設を造ることこそ地域振興だ」「日本一のダムなら日本一のカネを地元で落とすべきである、公団は123億円寄越せ」と声高に主張してきた村長である。村内にはこの村長の路線を危惧するグループも居るが、島中氏の最大の支持者であった建設業者のS氏が後継者となると目されている。このS氏は若い頃から徳山村―藤橋村の議員を務めてきた。旧徳山村では、絶対少数派の「徳山ダム反対派」の支持を得て議員となった人物である。「自分達がダムに反対してきたときは、下流の方では何の声も上がらなかった」とS氏周辺からは言われる。なかなか複雑である。

☆ ダムサイト予定地近くでは、堤体下の岩盤が露出され、堤体材料を運搬する道路が造られ、「既成事実」積み上げのための工事が進んで行っている。

（5）今後の運動

徳山ダム裁判（事業認定取消訴訟）は大詰めになってきた。来年3月の徳山ダム裁判3周年にあたっては、これまでになく規模での集会を行い、世論を盛り上げて裁判の勝利を目指す。全国の皆さまのご支援とご協力をお願いしたい。

（文責：近藤）

給水停止 → ゲート開放と

長良川河口堰の破産をめざして

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議

長良川河口堰は、'73年3月事業計画告示、同年愛知県同意、'78年9月岐阜県同意。三重県も工業用水の水利権の約1/2=4m³/秒と愛知県が(但し、河口堰で2m³、岩原で2m³)肩代わりする協定が'87年11月に成立して同意。

本体は'88年7月起工、'94年3月1500億円で完成、'95年5月本格運用を決定(野坂浩賢建設相)、7月6日ゲート閉鎖、但し実際に水道用水の給水を開始したのは'98年4月。受水県の債務償還も'98年4月から。工業用水販売のメドは立っていない。受水県の水利権と債務は次の通り。

	愛知県	三重県	名古屋市	計
水道用水水利権(秒)	2.86 m ³	2.84 m ³	7.00 m ³	7.70 m ³
債務(元利)	222億円	220億円	155億円	597億円
工業用水水利権(秒)	8.39 m ³	6.41 m ³		14.80 m ³
債務(元利)	500億円	355億円		855億円
計 水利権(秒)	11.25 m ³	9.25 m ³	2.00 m ³	22.50 m ³
債務(元利)	722億円	575億円	155億円	1452億円

受益県は別に水道用水用の導水施設に下記の追加投資を行うと(計画)している。

愛知県 328億円(完成)

三重県 中勢754億円(完成) 北勢374億円(計画)

(注)追加投資は国の補助金30%、水道事業の自己資金30%、起債40%程度。

愛知県の供給地域は知多半島の5市5町(後述)。三重県は最初中勢とし、後、北勢を追加したもの(後述)。だが知多の実績は、木曾川の犬山頭首工の平均日量10万m³と馬飼頭首工の10万m³。だが、馬飼の都市用水(水道用水と工業用水)の供給能力は140万トン、実績は知多の10万m³を含めて70万m³。中勢の水源は雲出川の8.1万m³と自己水源(地下水の6万m³。件は新規需要が8万m³というがこれには自己水源分が含まれていないから正味2万m³。ならば中勢の工業用水は水利権5.4万m³、実績1.5万m³。だから、余剰の1/2を転用すれば良いはず。他に北伊勢工業用水の余剰が40万m³~50万m³。両県とも投資の回収のため、無理に押しつけただけ—導水施設への追加投資までして・・・

I. 環境と生態系への影響は深刻

建設省(当時)は、95年5月①被害は軽微であると考えられる。②運用後も5年間はモニタリングを続け、問題があれば運用を見直す③国が血税を使って行う公共事業に問題があらうはずはない—としてゲート閉鎖を決定したものである。だが、

1. 堰(5.4km地点で水流が遮断されるため汽水域(塩水から淡水に遷移する部位)が破壊され、堰より下部では上層は淡水、中~下層は海水、最下層には逆転流が発生した。その部位が貧酸素層になり、河床にはヘドロが堆積した。厚さは、99年には最大3mに達した。

汽水域(5.4km~30km地点間)は湖沼化し、春から秋にかけて藻類が大発生した。クロロフィルaが80μg/lを越える日があり、メタンも97年秋から顕著になった。

堰上流の河床にもヘドロが堆積。水位の上昇で芦原が壊滅したことで水質の浄化作用が失われたことにも因る。これら水質の悪化はアレルギー疾患の原因になるユスリカを増加させる。又建設省の調査でもアジピン酸ジ-2-エチルヘキシルの濃度は全国河川中最高であった。

2. 汽水域の消滅により河口部の特産であるヤマトシジミが壊滅した。いま揖斐川だけに残るシジミの移植を試みたが失敗している。遂にブラックバスやブルーギルなど外来種を捕食する外来種が増加している。(以上長良川監視委員会の調査による)

2の2. アユ、サツキマスなどの回遊魚の遡上・降下が著しく妨げられている。アユの場合、放流の増加によって補おうとしているが、特にその効果の少ない下流部において著しい。

	アユ			サツキマス	
	1994年 放流 kg、漁獲 kg	1996年 放流 kg、漁獲 kg	2000年 放流 kg、漁獲 kg	1997年 放流 尾、漁獲 kg	2000年 放流 尾、漁獲 kg
海津	- 1,133	- 1,250	- 200	3,200尾 8,100	3,500尾 5,500
長良川(下流)	7,375 65,900	7,670 80,400	6,550 10,300	25,000尾 1,610	18,750尾 813
長良川中央	13,825 148,817	12,625 225,666	16,430 85,197	- 885	- 5,99
郡上	17,055 259,683	20,145 254,569	18,598 160,348	- 1,619	- 1,102

(この項、岐阜県漁連の資料より)

II 受水市町村に受水拒否の動き

1. 水道用水の給水地域は

愛知県(知多)=東海(一部)、知多、常滑、大府、半田の5市と東浦、阿久比、武豊、美浜、南知多、の5町、合計人口50万人。(実績と在来水源の状況は記述のとおり)

三重県(中勢)=津市、久居市と芸濃、安濃、河芸、白山、一志、嬉野、香良洲(津市水道より)、三雲の8町。(注)美里村は県水を受水しない。

(北勢)=桑名、四日市、鈴鹿、亀山、の4市と長島町、木曾岬、菰野、朝日、川越、楠の6町。

(注)藤原、北勢、多度、関、員弁、大安、東員の7町は北勢広域水道に入っていない。

以上から回収すべき堰本体分の債務は前述のとおり。追加投資分については国の補助を控除し、起債の利息(市中調達だと2.0~2.5%に収まるが財政投融資だから5%程度)を加えた額になる。

2. 知多の水源は全量河口堰で、とくに夏場は臭い、まずい、皮膚に刺激的などの苦情が多発した。三重県は1/6程度を在来水にブレンドする方針のようだが、それでも旧水源に戻せとの要求がでてくる。—以下、長島町議大森恵さんのレポートから拾うと、

1994年頃から中勢の嬉野町の町議や常滑市議会(大森氏は知多までオルグの足をのばしている)の関心を持つグループができてはじめる。

1997年、当初北勢へ導水するのは鈴鹿、四日市、桑名、川越、楠、朝日、長島、木曾岬の各市であったのに、亀山と菰野を北勢広域水道にくわえた。長島町議会で「河口堰の水は水道用水としては使用しない」との大森動議に賛成が得られた。

1998年4月、知多への給水（全量河口堰）が始まり苦情が続出する。三重県への給水も同時に始まり、

2001年5月、亀山市は「調査の結果、豊富な地下水があるので、河口堰の水利用計画は再検討する」との爆弾発言発表、ショックを与えた。当初、亀山市の抜け駆けと憤った四日市等他の市町村にも同調の動きが出始めた。

2001年6月19日、三重県企業庁は「北勢、中勢の給水計画は先送りする」と発表した。（北勢への導水施設の着工は保留されている。）

Ⅲ、河口堰の破産に向けて ——だから言ったじゃないの、裁判——

1、水道用水分については、両県は給水を開始、受水市町村から投資を回収する。名古屋市は導水せず、債務は企業会計で賄う（この方が得）。

——以下既述——

販売のメドの立たない工業用水分については、愛知県は、企業会計に対する年額33億5000万円の貸付金を、三重県は20億8000万円の出資を、各々の98年度一般会計に計上した。だが、地方財政法第6条に地方公営企業の経費は（災害その他特別の事情のある場合において議会の議決を経たときを除き）経営に伴う収入をもってあてなければならぬと規定する。

（注）もし、企業の収入をもって充てることが出来ない場合は、地方公営企業法43条以下に定める「財政再建」（いわゆる破産である）によるほかはないことになる。我々は事態をここへ追い込もうと考えている。

2、以上の考えに立ち、両県各々①県一般会計からの差し止めと②（支出した場合には）県知事と出納長による県への賠償を請求する住民訴訟を提起した。

	監査請求	回答	請求者	訴状提出	原告
愛知県	1998.7.10	1998.9.8	35人	1998.9.14	34人
三重県	1998.11.26	1999.1.25	12人	1999.2.16	10人
岐阜県	1999.1.6	1999.2.8	43人	1999.3.1	43人

（注）岐阜県は徳山ダムの工業用水分

2540億円×0.111（アロケ）×0.30（前納分）＝84億円 に対するもの。

3、以上の経過と現状を略記すると。

（三重県関係）

・津地裁判決（2001.1.27）却下。原告成田正人他9名。

「一般会計から工業用水会計への支出は、三重県という法人格内部の振替にすぎない。——中略——公金が一般会計から特別に支出されたのみでは、三重県が保有する公金は何ら減少するものではない」から、住民訴訟の対象外であるという理由。

・名古屋高裁へ控訴（2000.2.16）控訴人 成田正人他8人

・同判決（2000.7.13）原判決取り消し津地裁へ差し戻し。

「地方公営企業は独立採算性ないしは、受益者負担の原則によるとされ。違法な会計間の繰入行為は、それぞれ自体税金の減少をきたし、住民全体の利益を害すると解するのが相当である。」との理由である。

・被告三重県は、2000.7.26、最高裁に上告した。

・名古屋地裁判決（2001.3.2）却下。原告は伊藤達也ほか33名

判決主文には「①H11年（1999）9月～12年（2000）3月、9月支払い済みの分は却下。②H22年（2010）9月～H30年（2018）9月分は却下。③H12年（2000）3月～22年（2010）3月分は棄却」。理由は「水需要は着実に増加しているものと考えられる」とし、本件堰の工業用水化の見通しがあるとの意見もある。このような将来予測もあることに鑑みれば、①H22年以降については一般会計から特別会計への支出が確実にとなると認め難いので、これらの支出差し止めを訴えるのは不適當である。②H13年3月～22年3月はこの時点における工業用水道の料金収入が無く、工業用水道事業が事業化されるまでの措置として本件貸付をしたものと認められる。」というもの。判断を放棄した判決と言うべきであろう。

・名古屋高裁へ控訴（2000.3.15）控訴人原告は伊藤達也ほか21人

【附録】

この1年間に下記の会議、行事がありましたが、紙巾の関係で省略しました。

I、国際シンポジウム 21世紀の公共事業のあり方を求めて

日時 2000年12月17～18日

場所 東京九段開館

海外ゲスト ドイツ、オランダ、アメリカ等より

II、シンポジウム 長良川河口堰運用6年 その現状をたずね

日時 2001年7月7日

場所 長島町公民館

野外イベント 長良川 DAY20001

日時 長良川川岸

III、リビング、ウォーターズ、キャンペーン（WWF）

WWFのも求めもあり、堰による自然破壊のみならず、そのメリットとコスト等総合的且つ数量的に検討を加えることとして協議中。

苦田ダムの近況

ストップ・ザ・苦田ダムの会
矢山 有作

苦田ダムの最近の状況を簡単に報告する。

今年5月13日苦田ダム提体建設現場で定礎式が実施された。5月24日には、苦田ダム反対の水没予定地内の唯一の住人として、ダム反対を訴え続けてきた宗森崇之さんが、ついに移転同意し、土地売買に関する契約書に調印した。

9月19日には基礎部分の本体工事で、コンクリート打設の3分の1、10万立方m打設の達成式が行われた。

苦田ダムの事業認定取消の行政訴訟には一顧だにすることなく、苦田ダム建設は進められている。今更ながら、土地収用法制の不備、行政寄りを痛感させられている。

【1】先づ苦田ダム関連訴訟について報告する。

(1)協力感謝金支出に対する損害賠償請求訴訟

協力感謝金とは、国の損失補償の他に、ダムに対する水没予定地内の住民の同意を得るために交付されるもので、原資は県が市町に呼びかけてつくった苦田ダム問題協力会（後に財団法人、吉井川水源地対策基金）に、県、市町が支出した資金であり、ダム反対住民の切り崩しに大きな力を発揮した。87年に岡山地方裁判所に提訴したが、96年の判決で敗訴、広島高裁岡山支部に控訴し近く結審になる。

(2)苦田ダムによる利水量40万トンのうち引き受け先のない約13万トンを県が調整水量として保有し、それに対する負担分を岡山県広域水道企業団に貸付金の名目で支出することは返済の見通しはなく、違法であると損害賠償を求める訴訟。

99年岡山地裁に提訴し、裁判中で、11月21日には武田県議、嶋津暉之氏の主尋問、12月26日に同上2氏に対する反対尋問が予定されておる。

(3)苦田ダム建設工事等にかかる事業認定取消の行政訴訟

事業認定の申請は99年12月20日に行われ2000年3月21日に告示された。これに対し5月17日に岡山地裁に提訴し、これまでに治水、利水、地質、環境およびダム建設にかかる財源等の資料を証拠として提出済みであり、次回公判は11月21日の予定である。

【2】苦田ダム用地の収用に手続き開始

(1) 2000年12月26日に建設省は、苦田ダム水没予定地内の共有地につき土地収用法に基づく収用手続きの開始を岡山県知事に申し立て、今年1月12日告示された。これに対し1月10日付けで、苦田ダム事業認定取消を求める行政訴訟の決着が付くまでは、ダム工事の停止と収用手続きの停止を求める要請書を国土交通省に提出する。

(2) 2月9日付けで、土地調書及び物件調書の作成のため、3月15日、16日に立ち入り調査をするとの通知が共有者に送付される。これに対し、3月10日付け

で再度、事業認定取消訴訟中は工事の停止と収用手続きの停止を求める要請書を提出する。立入調査の当日は約30名の共有者が「既に、共有者に連絡することなく一方的に調査を行っているのではないか」と違法な調査につき抗議するなか調査を強行した。

(3) 5月23日付けで、共有者に土地調書及び物件調査作成のため、火付けは6月24日、午前9時から午後5時まで、場所は奥津町体育館と指定し、立ち会いの上署名、押印を要請するとの通知が送達される。これに対し、6月15日付けで抗議の書面を国土交通省に送付するとともに、苦田ダム工事事務所に抗議する。24日には、共有地権者約80名が奥津町体育館に出向き、違法な土地、物件の立入調査、1000名をこえる共有者が全国に存在するのに立ち会いを1日のみとしたことの不当性、収用手続きの周知徹底の不十分さ等について抗議する。当日委任状を含め370人が署名、押印を行った。

(4)8月27日に国土交通省は岡山県収用委員会に土地収用法に基づく共有地の決裁を申請する。9月7日付けで収用委員長菊池棲男名で採決の申請及び明け渡し決裁の申し立てについての通知が共有者に送達される。9月10日から25日まで奥津町役場において公告縦覧が行われた。9月11日収用委員会事務局に出向き、共有地に対する本件についての周知徹底のため、改めて公告縦覧の期日を設定し、共有者に周知せしめるよう文書により要請したが、9月14日付けで、法に定める手続きをとっているため、再度の周知徹底の措置は考えていないと回答が送付された。9月17日付けで、各収用委員あてに事業認定取消訴訟の判決確定まで、収用委員会の審理を開始しないよう求める要請書を送付するも、未回答のまま、10月23日収用の採決手続きの開始を決定した。11月15日に審理についての事前打合せを予定している。

【3】ダム談合問題について

苦田ダムを含むダム工事の談合問題が、赤旗紙上で8月30日から数回にわたり報道された。ダム工事の談合問題については、私の記憶では、84年の衆議院予算委員会でも取り上げられた経緯があるので、今回の談合報道を重視し、9月28日付けで、苦田ダム談合について数項目にわたり文書による回答を求める要請書を提出した。これに対し、中国地方整備局は文書による回答を拒否し、口頭による説明にこだわったので、取り敢えず口頭説明をうけることにし、10月11日に口頭説明を聞いたが、肝心な事は情報公開の手続きでと言い、納得出来るも説明にはならず、また談合問題について再調査を求めたが、確たる回答もなされなかったため、10月29日付けの文書で、再度文書で回答を要請するとともに、談合問題の再調査を要請し文書での回答を求めている。また談合問題にかかわる情報公開を中国地方整備局と公正取引委員会にもとめている。

公共事業に対する談合は、日常茶飯事化しているが、この徹底糾明を求めることは、無駄な公共事業阻止のためにゆるがせに出来ない問題と考えるので、あらゆる手段を尽くして取り組むべきであると思う。

ダム建設談合「本命企業」が落札

ゼネコン内部文書で判明 徳山、川辺川など 60事業対象

95年作成

本紙は全国のダム工事について、ゼネコン（総合建設会社）業界の「談合」で「本命」とされた企業名一覽を入手した。これはダム工事の大手下請け企業が作成、「ダム談合の仕切り役」だった奥村敏昭・元飛鳥建設副会長（故人）も「お墨付き」を与えていたもので、作成は一九九五年十二月。その後発注された国・水資源開発公団のダム十三のうち十二までが内部文書でおおりに、今後発注予定の川辺川ダム（熊本県）など三十四件の本命企業も示されています。

（県）長野県発注で田中康夫知事が一時中止を決めた浅川ダムなど環境破壊やムダ遣いが指摘されていた多数のダムが対象に入ります。

問題が指摘されながらも巨額の事業が強引に継続される背景には「談合」に示されるようなゼネコンと政官界の癒着があります。山崎建設は、内部文書について「当社の文書と関係するがくわしいことは答えられない」としていません。

支店名	社名	建設内容	所在地	発注者	発注元	発注日	工事の概要	金額
九州支	180305	本明川ダム	長崎	九州地建	岡田中	9.08	V. 256万m ³	500
九州支	180408	川辺川ダム(C)	熊本	九州地建	清水隆雄	9.09	V. 177万m ³ H. 107.5m	300
九州支	140448	立野ダム	熊本	九州地建	大塚隆雄	9.12		200
九州支	150113	筑後川ダム	熊本	熊本県		9.09	V. 107万m ³	100
九州支	150114	熊本ダム	熊本	熊本県		9.12	V. 157万m ³	100

この文書を作成したのは山崎建設（本社・東京）。同社元幹部は「ダム工事の下請けに入るためにつくった文書だ。本命企業は入札の数年前に『談合』で決まっている。ゼネコン幹部や政官界からの情報でわかる」と証言します。

ダム工事は「談合のドン」といわれた故植長祐政・元飛鳥建設会長が仕切り、その後継者となったのが同社元副会長の奥村氏。その奥村氏から「ダム工事の本命企業はこれを見ろとわかる」といって渡されたのがこの（山崎建設の）文書だった」と、業界幹部は証言します。

同文書は九五年十二月の時点で、将来発注が予想される海外分も含めたダム工事約二百件をリストにし、このうち当時未入札の国内

「得意先」欄に受注予定企業が入っている山崎建設の内部文書

六十件のダムについて、本命企業を記載しています。実際に昨年度までに入札がおこなわれた国・公団・地方自治体の二十六件のダム工事で、本命とされた企業が受注したケースは二十二件。とくに、国・公団発注のダムでは一件を除いて的中させています。「談合」がくずれたり、本命が指名停止処分を受けるなどの例を除いてはほぼ文書通りの結果です。

そのなかには水資源開発公団の徳山ダム（岐阜県）、旧建設省の吉田ダム（岡山

13.16 A 国が立ち入り調査 住民と職員、もみ合いも

奥津町に建設中の吉田ダムについて、国土交通省吉田ダム工事事務所は十五日、土地収用法に基づき、建設反対の地元住民らが共有する二万所の土地に立ち

入り調査した。反対する土地共有者が職員に詰め寄り、調査を阻止しようと、もみ合いになる場面もあった。

調査した土地は、五百人が共有する同町杉の約六百平方メートル、二百十二人が共有する同河内の約百八十平方メートル、事務所職員の三十人が土地の形状を確認し、調査が始まる直前、共有

者らが続々と集まった。「違法な調査をするな」「だれの同意を得たんだ」などと、職員に対し抗議。立ち会いを要請しない国の姿勢を批判した。手続きの違法性を主張する共有者に対し、職員は「法にのっとった正当な手続きだ」と応じて調査を続行した。

一方所目の土地では、調査開始を宣言しようとした職員に、共有者がつかみか

かり、怒号も飛び交うなど騒然となる場面もあった。「ストップ・ザ・吉田ダム」の会（代表の矢山有作さん）も、「我々の土地なのに立ち会いは要請せず、一方的に調査するのは間違いだ」と批判した。

同工事事務所によると、調査するのは計千七十六人が共有する計千六百五十九平方メートル、二日間にかたり、収用の裁決に必要な調査作成のために実施

奥津町に建設中の吉田ダムについて、国土交通省吉田ダム工事事務所は十五日、土地収用法に基づき、建設反対の地元住民らが共有する二万所の土地に立ち

入り調査した。反対する土地共有者が職員に詰め寄り、調査を阻止しようと、もみ合いになる場面もあった。

調査した土地は、五百人が共有する同町杉の約六百平方メートル、二百十二人が共有する同河内の約百八十平方メートル、事務所職員の三十人が土地の形状を確認し、調査が始まる直前、共有

者らが続々と集まった。「違法な調査をするな」「だれの同意を得たんだ」などと、職員に対し抗議。立ち会いを要請しない国の姿勢を批判した。手続きの違法性を主張する共有者に対し、職員は「法にのっとった正当な手続きだ」と応じて調査を続行した。

一方所目の土地では、調査開始を宣言しようとした職員に、共有者がつかみか



調査の開始直前、もみ合いになる職員と反対派グループ＝奥津町河内で

購読・配達のご用は
山崎建設(223)8424
山崎山前(421)4348
山崎山前(25)0718
山崎山前(64)4345
山崎山前(63)1958
山崎山前(72)7738
折山(222)6761
折山(243)9011

調査した土地は、五百人が共有する同町杉の約六百平方メートル、二百十二人が共有する同河内の約百八十平方メートル、事務所職員の三十人が土地の形状を確認し、調査が始まる直前、共有

調査するのは計千七十六人が共有する計千六百五十九平方メートル、二日間にかたり、収用の裁決に必要な調査作成のために実施

調査の開始直前、もみ合いになる職員と反対派グループ＝奥津町河内で

相模大堰建設差し止め訴訟報告 相模川キャンブインシンポジウム

01年2月28日、判決が横浜地裁でおこなわれた。92年12月に提訴以来、7年に及ぶ裁判だった。約30分の原告側の口頭弁論時間、嶋津暉之原告側証人尋問など原告側のペースですすめられた。被告知事側は当初、門前払いの請求のみで具体的な反論はほとんど行わず、ひたすら相模大堰建設工事の完了を待つ時間稼ぎをおこなった。98年相模大堰が完成すると、第23回口頭弁論で被告側はこれまでの門前払いの方針を撤回し膨大な証書を提出して相模大堰の必要性について攻防する方針に大転換した。ところが結審直前の最終準備書面で、被告側は一度撤回した門前払いの請求を復活させるというドタバタである。長良川住民訴訟が津地裁で門前払いの判決を受けたことがその理由であった。しかし、このことが被告側の自信のなさを明らかにさせただけでなく、判決の与える大きな影響を実感して緊張した。

争点はこの裁判と同時並行して行われた「相模大堰円卓会議」で議題になり提出された資料が証拠になるなど知事の責任、相模大堰の必要性、環境などが主な争点になった。

形式的監査請求前置欠如による 門前払いを打破

私たちは判決直後に「全面敗訴」と受け止めたが、その内容を詳細に検討して、判決の内容が鮮明になった。原告の一人である篠田健三氏は「この住民訴訟は不必要な公共工事をしてはならない、自然を破壊する公共工事はしてはならない、という判決を求めた裁判であり、判決はそれに対する裁判官の回答だった。真正面から公共事業に取り組んだ判

決であり、なによりも先ず裁判で公共事業が裁ける事を示した判決として意義深いものがある。」と冷静に分析した。

門前払いについて、判決は「平成6年度以降の公金支出について監査請求前置の欠如の違法はない」として、監査請求前置欠如で門前払いが通例の形式的な判断を払拭した。

知事を被告にすることは適法

被告側は「県から水道企業団への出資金、補助金等の支出は県企業庁が行い、知事には支出権限がない」から知事を被告とした住民訴訟は違法で却下することを求めた。

これに対して判決は県の一般会計から県企業庁に行った支出は知事の権限であり、その支出が企業庁から水道企業団に支払われるのであるから、知事(県)→企業庁→水道企業団という支出を一連の支出と考え知事を被告にすることは適法として認めた画期的な判決をおこなった。

これまで住民訴訟では違法性が問えるのは出納担当責任者だけで、実質の責任者である知事を裁判の被告にして責任を問うことができなかった。

今回の判決はこの住民訴訟の厚い壁を打ち破ったもので、相模大堰住民訴訟の最大の成果である。

公共事業の必要性の有無は 裁判所が判断

「計画実施後予測と実績が一見して相当に乖離し、企業団には再検討すべき義務があったが、再検討したかどうか疑義を抱かせる。ただし、事業を中止、縮小する判断をしなかったか

らと言って、違法と言えるまでの瑕疵は認められない。また、2期事業については知事が直しを打ち出し、着手していないのだから第1期工事を検討し直さなかったことは不当とはいえない。見直し義務は企業団にあり、知事に裁量権濫用の違法は問えない。」としている。

この判決は公共事業について、不要な公共事業は違法である事を前提に、違法があったかどうかを裁判所が判断する姿勢を鮮明に打ち出したことは非常に意味がある。これで今後、公共事業が地方財政法に違反しないかどうか判断される判例ができたわけで、行政の過大な水増し計画はより困難になるだろう。

第2期事業の凍結が認定される

被告側は長洲知事の死去直後、第2期事業計画の凍結を明らかにした。判決はこれによって結果的に過大な水需要予測が是正され、計画が見直されたとして、知事の免責の理由にされたが、みんなの力によって、無駄な公共事業の一部を事実上の中止に追い込んだと評価したい。

既成の寒川堰で代替できる？

「相模大堰と寒川堰は別事業で無関係だから、寒川堰では取水できない。」ので、新設の相模大が必要であるというのが被告側の主張の核心部分である。判決はこれを切り捨て、寒川堰の利用を真剣に検討するべきであったと指摘して、原告側の主張を受け入れたかのようなのである。

しかし、「寒川堰では施設の増設が難しく、抜本的な事業変更も時期的に困難であり、また第2期工事凍結もされたことから、不当の意見はあるが、違法とまでの知事の不作为があったとは言えない。」とごまかしの

判決をおこなった。

知事が2期事業を凍結したわけだから、1期事業を見直すことは可能であった。

どんなに環境破壊を行っても環境 法令では裁けない

「環境基本法等によっては直ちに具体的な請求権が発生しない。」これは環境法令は一般的、抽象的な規定で不作為義務は生じない、とする判決で裁判所では自然破壊は裁けないと宣言したに等しく噴飯物である。

相模大堰計画地と周辺には神奈川県で絶滅したとされていた種や絶滅が心配される絶滅危惧種などレッドデータ昆虫が69種も確認されている。神奈川県全体でレッドデータ昆虫は337種だから相模大堰計画地がいかに豊かで貴重な生物多様性が保たれていたかが示されている。付け加えるなら、神奈川県は甲虫の研究は全国で屈指のレベルであるが、計画地では、新発見の甲虫が10種も発見されている。これらの生息地が潰されても何らの法的歯止めがかからない。

7月31日 第1回控訴審開かれる

第1審では相模大堰の必要性について疑義を明らかにしながら、十分検討しないで知事に免責を与えている。控訴審では過大な水需要予測に基づく違法な計画、宮ヶ瀬ダムの開発水量問題、寒川堰の代替取水問題等の必要性の有無と環境法令について主要な争点にすることを主張した。被告側は依然として門前払いを請求した。

12月4日に第3回控訴審が東京高裁で開かれる。被告側の反論が予定されているが、いよいよ相模大堰の必要性について本格的な論争が始まる予感である。

相模川の河川整備計画策定について

新河川法に定められた河川整備計画づくりは全国の河川で進められているが、各地の工事事務所や担当課長の考え方によって、進め方が大きく影響されている。相模川では、河川整備計画づくりへの市民参加がおかしなことになっているので、報告する。

相模川の河川整備計画づくりは複雑

相模川は2級河川から1級河川になった経緯があるため、河川管理者が複雑になっている。河口から6キロのみが国土交通省の京浜工事事務所の管轄。その上流から相模ダムまでは神奈川県河港課が管理者、相模ダムの上流から山中湖までは山梨県の河川課が河川管理者となっている。当然、整備計画づくりは京浜・神奈川県・山梨県が協力して行う必要がある。

上流の桂川では、建設中の深城ダム、建設計画がある笹子ダムの2つのダム開発問題がある。また、桂川に沿って東京電力の水力発電所がいくつも連なっているため、川の水は延々と導水路の中を流れており、冬場には導水路には水が流れているのに、川に水が流れていない箇所がある。これらは、河川整備計画や基本方針づくりの中で十分に検討する必要がある。しかし、山梨県は桂川における整備計画づくりは当面行わないとしている。整備計画づくりは流域全体で行うはずなのに、おかしい。

下流の相模川では、今年、宮ヶ瀬ダム・相模大堰が完成してしまったため、直接的に整備計画づくりにかかるダム開発は完成済みとなっている。(不必要なダム・堰なので、河川環境を考えれば相模大堰のゲートを上げて

おくべきである。) 相模川では、河川敷の開発や空間管理計画、砂防ダムなどが整備計画づくりにかかわってくると思われる。

桂川・相模川流域協議会

桂川・相模川では、全流域が力を合わせて河川環境の保全を行うため、川のローカルアジェンダづくりが行われており、その母体として1998年に桂川・相模川流域協議会が設立された。協議会は、市民部会(約200の個人・市民団体)・事業者部会(約60事業体)、行政部会(国土交通省、山梨県、神奈川県、流域25市町村)から構成され、行政事務局は両県の環境部局が担当している。協議会の趣旨はアジェンダ21桂川・相模川の策定と推進だが、構成メンバーは河川整備計画づくりのために多摩川で設置された多摩川流域懇談会と酷似している。多摩川流域懇談会の場合は京浜工事事務所の調査課が事務局を行っていた点が異なる。

1998年の桂川・相模川流域協議会が発足した当時、京浜工事事務所の奥秋調査課長は積極的に協議会設立にかかわり、京浜工事事務所自らが代表幹事を務めると申し出た。また、奥秋課長「桂川の河川維持流量は基本方針で決めるが、流量を決める際には流域の市民・市民団体の意見を聞きながら基本方針を策定してゆきたい」と発言し、河川整備計画づくりへの市民の協力を求めている。

整備計画の学習会開催を拒む

京浜工事事務所

今年度初頭から始まると聞いていた。しかし、整備計画づくりは中々始まらないため、今年8月の桂川・相模川流域協議会の幹事会で、京

浜工事事務所と神奈川県河港課による整備計画の学習会を開催することが決定された。京浜工事事務所の調査課課員も幹事会で学習会の開催を約束した。ところが、常山調査課長(奥秋課長から数えて3人目の調査課長)は、学習会の開催を拒みつづけている。学習会の開催を拒む表面上の理由はどうでも良いので触れないが、本当の理由は以下の事柄が絡んでいる。

・京浜工事事務所の常山調査課長に十分な引継ぎがなされていないため

以前の元課長の奥秋氏や前課長の原氏は、流域協議会に積極的に取り組んできたが、昨年常山氏が課長になったとたん、協議会に対する京浜工事事務所の姿勢が後ろ向きとなり、今年度は負担金を半額以下に削減してきた。京浜工事事務所は自ら代表幹事に立候補し、組織として流域協議会に参加しているにもかかわらず、調査課長が交代するだけで姿勢が一変するのでは、市民や他の行政機関は困ってしまう。

・常山調査課長と

協議会行政事務局の不仲

流域協議会の行政事務局である神奈川県環境農政部大気水質課が困っている。大気水質課担当者が常山課長に資料を送付したり、電話連絡をすると、常山課長は「こちらは課長なのだから、県の課員から直接連絡が来るのはバランスを欠き不愉快だ」との態度を示してきたと聞いている。常山課長は行政事務局の仕事の進め方に納得が行かない様だ。

・河川法の外にある流域協議会や

ローカルアジェンダ

行政には縄張り意識があるように思える。特に国土交通省は河川管理者として川は自分達の管轄下にあると考えているのではないか。実際には、河川環境対策や森林づくりな

ど、環境部局も河川を管轄している。協議会の事務局を両県の環境部局が務めていることが気に食わないのかもしれない。

いずれにしても、行政は組織として責任を持って職務を遂行する必要がある京浜工事事務所は代表幹事を務めているのだから、不都合なことがあれば行政事務局と話し合いながら協議会事務局を進める責任がある。

知らない間に動き出す

京浜工事事務所

流域協議会における学習会開催がトラブっている間に、京浜工事事務所は河川整備計画づくりのための「ふれあい巡視」を11月17日に開催するとの情報が他の市民団体から入ってきた。しかし、京浜工事事務所や神奈川県河港課から流域協議会への直接の連絡は未だに行われていない。この対応に現在の京浜工事事務所の問題点が現われている。

新河川法にうたった住民意見の聴取や、情報公開、説明責任をどう考えているのだろうか。具体的な議論以前の幼稚とも思えるレベルで、相模川における整備計画づくりはスタートからおかしなことになっている。

相模川キャンプ インシボジウム

総合的な治水をめざす松倉川

(函館市 松倉ダム中止から3年後の報告)

松倉川を考える会 事務局長 鎌鹿隆美

◇洪水原因はなにか？

松倉川は長さ24km。河口から上流、16kmのところへ建設されるダムだけで洪水調節が可能かという疑問が出てくる。川の流量は流域が集水する面積に比例するから、面積の少ない上流の流域集水量より圧倒的に面積の多い寅の沢付近から市街地にかけての集水条件に大きく関係する。

つまり集水の条件とは森林、道路、雨水排水設備、住宅、農地、荒地、などがあげられ、それらが降雨時に斜面から雨を流す量が河川の治水（洪水対策）に直接影響する。ちなみに洪水の形態を分析すると川が溢れたか（外水はん濫）、低地で雨水下水が溢れたか（内水はん濫）？によりダムによる調節なのか河川整備か下水整備かなど対策は異なる。当時、ダム計画に慎重なNGO、松倉川を考える会は調査のなかで松倉川市街地の主な洪水は雨水下水施設の溢水による低地冠水が主因とみた。雨水や下水起因の都市型洪水はダムのみで止まるのだろうか？。

◇整備計画の真値は？

ふつう、河川整備は計算値で計画流量は決まる。松倉川流域は市街化が北部、東部丘陵地にまで拡大して流域の急傾斜にも開発は留まるところを知らない。そうなるとは計算はあてはまらない。最近になり前述の森林は保水性を推計した研究例も多くなり、しかも植生の樹種、生地環境での理論データも整理されてきている。しかしながら、現在の工学上の基準値、河川整備の数値算式は実効に乏しく、時に甚大な環境破壊をもたらして過大見積と批判が根強い（合理式で使われる流出係数など）。この工学的数値が長年使用されているところに問題がある。

しかしながら、これを準用せざるを得ない行政を批判的にしては解決の糸口は見えてこない。理論値とのズレを補整するのが市民であり、早い理論値の算出と値の改正へ官学民で向かう必要がある。地域の意見交換会や治水検討会などで流域地域の特性を考慮した、値を探るべきであろう。

そのためには行政が専門的立場であらゆる情報を公開すべきであろう。ときに不利とも思える情報も出すべきであるまいか。

◇改正河川法は河川の価値分析

97年に出された建設省、改正河川法は整備方針に環境重視と住民参加を明記した。加えて自治体の意見を重視させている。これまでの工学的対策のみで都市型洪水は回避できない点。都市建設に川の機能を認知させる点。流域環境の保護と住民参加を誘導し地域合意を地元委ねる点。など建設省は河川整備をいわば天の声式から合意形成式へと舵を変えた。その後00年末には「将来に向けて河川整備は限界がある」と川はあふれるもの、土地利用の見直しを仮定に流域ごとの開発条件を配慮した治水整備を答申するに至った。旧来、都市建設の歴史は河川は排水施設としか考えられられず、都市の下水とされてきた。水をテーマに土地の開発を秩序ある方向へ定めると河川への流入負担は軽減できるはずである。

◇総合治水は協働の都市建設

松倉ダム中止以降、この総合的な治水方針を策定するために松倉川水系治水検討会が00年3月より開始され、既に8回の検討会（地域部会）が行われてきた。検討会は1/10と1回/50年の洪水安全度を学識者を含む全体検討会をもって答申する。学識者をもってする専門部会は「地域部会のアドバイザー」とし地域部会主導で検討会を成す。地域部会の特徴は流域被災市民の代表が委員となって、治水対策を議論する。代表的な成果が洪水原因調査ワーキングである。過去の洪水原因が何か。川が直接溢れたか。上流の開発が間接に関わっているか。対策は函館市か北海道か。など5W1Hを使い委員と事務局で作表した。結果は歴然とし、鮫川流域の洪水被害の多くは低地冠水など内水はん濫で委員は原因は川に限らず、との共通認識が生まれた。この認識が重要なのである。考える会が主張した「内水のはん濫はダムで止まらない。洪水の形態で対策すべき」という説が確認された瞬間でもあった。内水はん濫は都市建設の反省と将来の課題を明示するものだ。この検討会で函館市が受け持つ「面的流出抑制プロジェクト」の役割は極めて大きい。

E

2001年度会計報告

収入合計	¥ 777,133
前年度繰越金	329,183
前年度總會益金	7,450
年会費	369,000
カンパ	71,500
支出合計	¥ 561,050
行動費	110,000
切手代、葉書代	224,600
封筒代	35,500
通信費（電話・Fネット等）	6,000
印刷費（水源連だより等）	177,450
振り込み手数料	6,020
送料など	1,480
次年度繰越金	¥ 216,083

2001年度収入状況(2000/11/1以降) 2001/11/16 現在

数	29.0	関係団体数	61
団体延べ口数	41.0	会費納入団体数	27
本年度個人会費納入者数	80.0	関係個人合計	305
本年度納入個人延べ年数	82.0	個人会費納入者数	80
カンパ合計	¥ 71,500		
全収入	¥ 440,500		
カンパ提供個人数	13	カンパ提供団体数	1
個人カンパ合計	¥ 40,500	団体カンパ合計	¥ 1,000
その他カンパ	¥ -		
議員の会	2001/10/26		¥30,000

2001年10月4日 水産新聞(朝)



松倉川治水対策 論議が終盤入り

松倉川建設計画中止後の総合的な治水対策を検討する松倉川水系治水対策検討会は、「川づくり」を切り口とした「まちの将来像づくり」に向け、終盤の論議に入った。検討会の目的は総合的な治水対策の策定だが、計画策定段階から住民が主体的に考える手法は、住民参加のまちづくりの観点からも一つの試金石となる。行政と住民との情報・知識の共有のあり方など、過去の教訓も含めたプロセスを今後のまちづくりに継承していくことが、もう一つの「成果」となりそうだ。

「住民参加」の試金石に 教訓含めた「過程」大事

同検討会は地域住民を主体に、行政、専門家が一体画を含めた検討に軌道修正となり、一つの方向性をまとめる手法、昨年3月の発足以来、流域住民や市民団体に地域部会が8回、供の要求も出された。

同検討会は地域住民を主体に、行政、専門家が一体画を含めた検討に軌道修正となり、一つの方向性をまとめる手法、昨年3月の発足以来、流域住民や市民団体に地域部会が8回、供の要求も出された。

住民参加の具体的な動きも見られた。過去に発生した洪水の原因を現地調査や地域住民への聞き取りなど、地域住民への関わりを深め、流域の町い。何年かかかって解決する方針の策定が義務づけられ

今回の検討会は1997年の河川法の改正で、学識経験者、地域住民の意見を反映した河川整備計画・必要と認められた。

【橋 康隆】